

令和7年度版

赤穂の環境

第56号

自 令和6年4月
至 令和7年3月

兵庫県赤穂市

目 次

第1章 環境行政の概要

1. 機構及び分掌事務	1
2. 環境関係予算	2
3. 環境行政の取組	3
4. 環境基本計画の概要	4
5. 環境保全に関する普及啓発	6
6. 環境審議会	7
7. 公害等紛争調整委員会	8
8. 自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する審議会	9
9. 環境保全協定の締結	10
10. 赤穂環境保全協議会	12
11. 市内環境調査及び立入調査実施状況	13
12. 環境関係法令等に基づく届出状況	18
13. 公害苦情の状況	21

第2章 環境基本計画の進捗状況

1. 環境基本計画推進事業	23
2. 環境基本計画の進捗状況	26

第3章 気象

1. 兵庫県南西部の気象	29
2. 赤穂の気象	30
3. 風向風速の状況	30

第4章 大気環境の状況

1. 現況	35
(1) 硫黄酸化物（二酸化硫黄）	35
(2) 浮遊粒子状物質	37
(3) 窒素酸化物（二酸化窒素）	39
(4) 光化学オキシダント	41
(5) 降下ばいじん	42
(6) 微小粒子状物質（PM2.5）	46
(7) 市内放射線測定結果	47

第5章 水質の状況

1. 水質の現況	49
(1) 市内河川の水質	49
(2) 地先海域の水質	55
(3) 市内河川及び地先海域の水質状況（総括）	58
(4) 千種川等水質精密調査	59
(5) 市内河川水質精密調査	61
(6) 水生生物調査関連調査	62
(7) ゴルフ場周辺水質調査	63

第6章 騒音の状況

1. 道路交通騒音調査	65
-------------	----

第7章 廃棄物の状況

1. 市内廃棄物排出量の状況	67
(1) 一般廃棄物関係	67
(2) 産業廃棄物関係	69

第8章 地球温暖化への取組

1. 地球温暖化防止への取組	71
2. 地域温暖化対策実行計画の概要と温室効果ガス排出量目標値	71
3. 赤穂市全体の温室効果ガス排出量	72
4. 赤穂市（行政）の温室効果ガス排出量の状況等	75

第9章 環境行政のあゆみ

1. 環境行政のあゆみ（抜粋）	77
-----------------	----

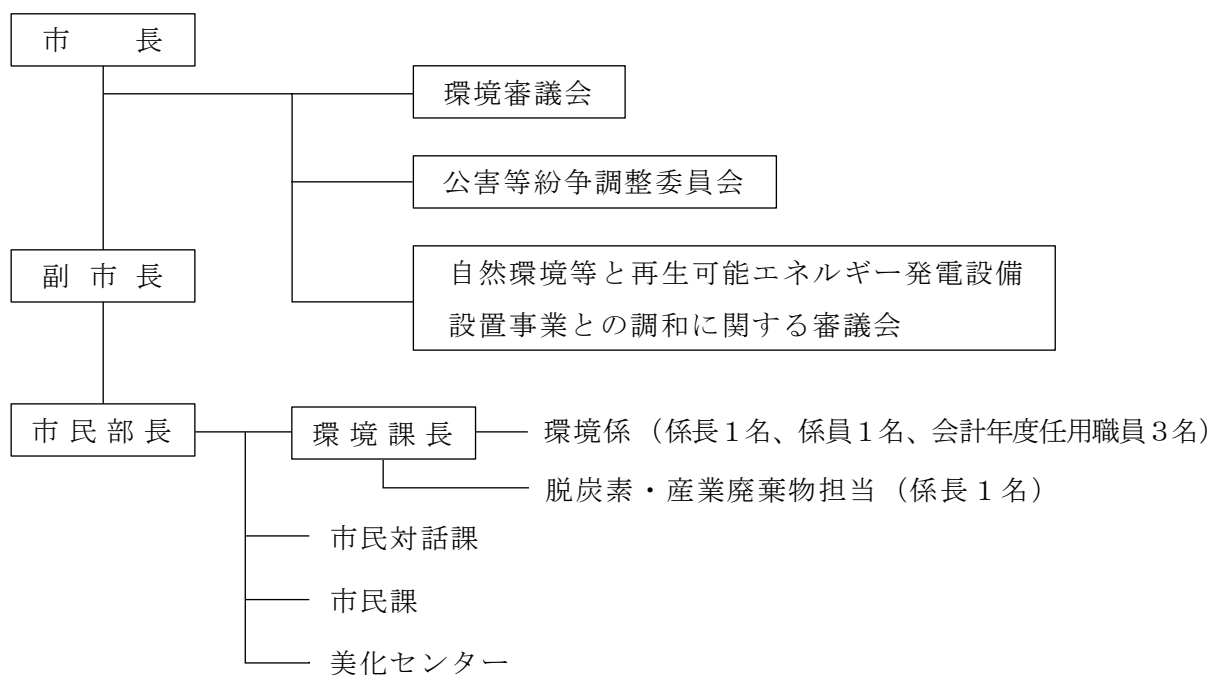
第 1 章

環境行政の概要

1. 機構及び分掌事務

本市における環境関係事務は、市民部環境課で所掌しており、令和6年度の市民部機構及び環境課の主な所掌事務等の内容は次のとおりである。

(1) 機構図



(2) 分掌事務

- ア 環境基本計画に関すること
- イ 環境関係条例の運用調整に関すること
- ウ 環境審議会の運営に関すること
- エ 環境保全思想の普及啓発に関すること
 - (7) 広報資料の作成
 - (4) その他の啓発活動
- オ 公害審査及び技術指導に関すること
- カ 公害苦情の処理に関すること
- キ 環境保全協定の締結又は改廃に関すること
- ク 調査分析に関すること
- ケ 公害等紛争調整委員会の運営に関すること
- コ 公害関係団体の指導に関すること
- サ レンタルルーム等指導要綱の運用に関すること
- シ 自然環境等と再生可能エネルギーの調和に関すること
- ス 脱炭素の推進に関すること

2. 環境関係予算

令和6年度における本市の環境関係（環境課執行分）当初予算の内訳は、次に示すとおりである。

環境関係当初予算内訳（人件費は除く）

（千円）

予 算 科 目	報 酬	報 償 費	旅 費	需用費	役務費	委託料
公 害 対 策 費	938	380	215	4,462	7,009	29,143

予 算 科 目	使用料及 び賃借料	備 品 購入 費	負担金補助 及び交付金	合 計
公 害 対 策 費	472	4,999	242	47,860

事業費内訳

（公害対策費）

○環境調査事業	35,900千円
○公害測定機器等整備事業	5,000千円
○千種川等水質精密調査事業	3,500千円
○環境基本計画推進事業	1,170千円
○一般事務費等	2,290千円

環境関係当初予算の推移（人件費は除く）

（千円）

年 度	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9
予算総額	45,417	45,551	56,059	92,298	74,514	111,133	43,199	51,753	50,271

年 度	10	11	12	13	14	15	16	17	18
予算総額	50,061	60,663	78,377	53,610	45,550	47,114	45,637	41,379	35,982

年 度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
予算総額	36,039	41,164	50,824	36,133	57,983	70,793	55,254	55,499	61,308

年 度	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
予算総額	63,697	60,476	56,673	48,698	50,131	45,147	44,505	44,182	47,860

3. 環境行政の取組

本市の環境行政については、昭和30年代の重化学工業の発展を中心とした高度成長期を迎え、大気汚染・水質汚濁などの産業公害による人の健康や生活環境への深刻な影響が懸念され、公害対策への積極的な対応が求められるようになり、昭和46年に「赤穂市環境保全条例」を制定し、環境問題に対応してきた。

その後、昭和60年代に入ると、環境に関する考え方の範囲やイメージは「都市環境の安全性」や「公害の防止」という範疇から文化的・歴史的環境の保全、さらには文化性や美観的要素を兼備した都市環境づくりが求められるようになった。

このような時代の潮流に対処していくため、より快適な生活環境の創造に向けて、本市固有の自然・歴史・文化資源を活かした総合的・計画的な環境施策を進めることが必要となり、まちとしての望ましい環境像を明らかにし、いわゆる「赤穂らしさ」を探究するまちづくりのガイドラインとなる「赤穂市環境管理計画」を平成元年度に策定した。

さらに、環境基本法及び循環型社会形成推進基本法の制定並びに「赤穂市総合計画」（平成12年度）の策定等を踏まえ、平成13年3月に「赤穂市環境基本条例」の全面改正を行った。同時に、地域環境のあり方を明示し、環境に配慮した新たな行政の展開を図るため、「赤穂市環境管理計画」を全面改定し、新たに21世紀のまちづくりの指針となる「赤穂市環境基本計画」を策定した。

その後、予想を遥かに上回って進行する地球温暖化対策に市民・事業者・市が協働で取り組むため、平成21年3月にその道標となる「赤穂市低炭素戦略2020」（赤穂市地球温暖化対策地域推進計画）を策定するとともに、この計画との整合性を図るため、「赤穂市環境基本計画」の改訂を行った。平成28年3月、環境に係る社会情勢や国の政策動向、社会全体の環境政策の変化を反映し、本市の環境に係る情勢や施策動向の変化を反映するため、「赤穂市環境基本計画」の一部改訂を行った。

令和2年度には、令和3年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とし、市民・事業者・市など社会の構成員すべての自律と協働により、より環境への負荷が少なく、人と自然とが共生した持続可能な環境へと進化するための指針として、「赤穂市環境基本計画」の改定を行った。改定にあたっては、これまでの基本目標を維持しつつ、気候変動対策に関する目標を新たに設け、地球温暖化対策実行計画としても位置づけた。

その後、令和4年7月20日の市長定例記者会見にて、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「赤穂市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和6年1月には、国及び県の目標値との整合を図るため、赤穂市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画）に定める温室効果ガス排出量の目標値を改定した。

4. 環境基本計画の概要

環境基本計画は、「赤穂市環境基本条例」に位置づけられた環境行政の基本方針を示し、「赤穂市総合計画」に描かれたまちづくりの基本理念や都市像を環境面から実現するものでもあり、本市の環境行政の基本的指針としての性格を有するものである。

計画の期間は、令和3年度から令和12（2030）年度までとした。

(1) 本市がめざす環境の都市イメージ

市民・事業者・市など社会の構成員すべての自律と協働のもと、より環境への負荷が少なく、人と自然とが共生した持続可能な環境へと進化する都市をめざす。また、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れ、施策を推進する。

『環境進化都市・赤穂』

～自律した市民・事業者・市がともに環境づくりに取り組むまち～

(2) 環境都市のイメージ実現のための基本目標

「環境進化都市・赤穂」を実現するため次の6つの基本目標に沿って取組を進める。

- ア 最適消費と健全な循環のまち〔環境への負荷の低減〕
- イ 脱炭素社会への探求と適応のまち〔環境と成長の好循環〕
- ウ 自然と共生するまち〔生物多様性の維持〕
- エ うるおいとやすらぎのあるまち〔多様で節度ある快適さの確保〕
- オ 環境への取組を通じた活力のあるまち〔環境と産業との融合〕
- カ 環境に配慮した人・社会のまち〔みんなが環境に学び・ともに育む〕

(3) 対象とする環境の範囲

この計画の対象とする環境の範囲は次の4分野とする。

分 野	環 境 の 項 目
生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、廃棄物、化学物質 など
自然環境	多様な生態系(田畑、森林、水辺、生物など)、地形、地質 など
快適環境	良好な景観、自然とのふれあい、歴史・文化資源 など
地球環境	地球温暖化、海洋汚染、気候変動影響 など

(4) 重点的に取り組むこと

本計画においては、計画全体を牽引（リード）するものとして、次の5つの重点施策テーマを掲げている。

- ア 清流千種川のために ―上流域との広域連携―
- イ 企業との協創の関係づくり ―澄んだ空・美しい夕日―
- ウ ぶらり赤穂のまち ―歩いて・自転車で楽しいまちづくり―
- エ 足下からの地球温暖化対策 ―協働のライフスタイル―
- オ 赤穂ゼロエミッション ―最少負荷のまちへ―

重点施策テーマと基本目標・施策体系との関連

基本目標・施策体系 重点施策テーマ	1 最適消費と健全な循環のまち	2 脱炭素社会への探求と適応のまち	3 自然と共生するまち	4 うるおいとやすらぎのあるまち	5 環境への取組を通じた活力のあるまち	6 環境に配慮した人・社会のまち
ア 清流千種川のために ―上流域との広域連携―	◎		○			○
イ 企業との協創の関係づくり ―澄んだ空・美しい夕日―		◎			○	○
ウ ぶらり赤穂のまち ―歩いて・自転車で楽しいまちづくり―	○			◎	○	
エ 足下からの地球温暖化対策 ―協働のライフスタイル―		◎	○			◎
オ 赤穂ゼロエミッション ―最少負荷のまちへ―	◎	○			◎	○

(◎：特に関連がある ○：関連がある)

5. 環境保全に関する普及啓発

(1) 普及啓発活動等

環境に関する情報提供及び啓発を行うことにより市民の理解と協力を求め、環境保全に対する意識の高揚を図るため、広報活動に努めている。

ア 市ホームページ、広報あこう等による啓発

イ 赤穂こどもエコクラブだよりの発行

ウ 市役所エントランスホールにゼロカーボンシティコーナーの設置

(2) 情報提供

ア 環境関連ホームページの開設

環境基本計画の概要や環境行政への取組、環境に関するお知らせ等について広く市民に周知を図るため、市のホームページで環境用語の掲載、環境調査結果等の情報提供を行っている。

イ 「赤穂の環境」の発行

赤穂市生活環境の保全に関する条例第4条第3項の規定により、毎年、赤穂の大気、水質、騒音等の環境状況の調査結果をはじめ環境保全対策事業について取りまとめた「赤穂の環境」（以下「本書」という。）を発行し、市民に市の環境状況や環境施策の概要について周知を図っている。また、平成15年度からは環境基本計画の進捗状況（年次報告）を本書で行っている。

ウ 広報紙による情報提供

広報あこう等において、市民に身近な環境に関する情報提供を行っている。

6. 環境審議会

良好な環境の保全及び創造のための基本施策について審議を行う市長の諮問機関であり、赤穂市環境基本条例（平成13年赤穂市条例第12号）第19条の規定に基づく「赤穂市環境審議会規則」（平成元年赤穂市規則第28号）により組織し、運営している。

なお、会議の開催状況は次のとおりである。

赤穂市環境審議会開催状況

会 議 開 催 日	会 議 内 容
令和6年10月29日	・会長及び副会長の互選について ・赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）について ・令和6年度版「赤穂の環境」の概要について

赤穂市環境審議会委員名簿

（令和7年3月31日現在）

委 嘱 区 分	委 員 名
学 識 経 験 者	渡 邊 節 雄（赤穂市医師会会長） 赤 井 高 之（相生・赤穂市郡歯科医師会赤穂支部長） 小 西 恭 子（赤相薬剤師会理事） ○中 村 隆 紀（元赤穂市市民部長） ◎萬 代 新一郎（司法書士）
市 議 会 議 員	安 田 哲 中 谷 行 夫 奥 藤 隆 裕 前 川 弘 文
市民組織の代表者	矢 野 英 樹（赤穂市自治会連合会会長） 谷 山 典 子（赤穂市消費者協会会長） 打 田 拓 豊（赤穂労働者福祉協議会副会長） 花 崎 崇 子（赤穂市いずみ会会長）
産 業 界 の 代 表 者	梅 本 弘 幸（赤穂商工会議所副会頭） 松 本 隆 博（赤穂市農業委員会会長） 平 田 一 典（赤穂市漁業協同組合参事） 刘 万 鑫（赤穂環境保全協議会会長）
公 募 市 民	小 舟 正 文 一 二 三 千加子
関係行政機関の職員	圓 尾 文 子（赤穂健康福祉事務所長） 金 川 正 敏（光都土木事務所長） 村 上 晴 茂（光都農林振興事務所長） 津 田 稔 （西播磨県民局県民躍動室環境参事） 棟 廣 正 幸（赤穂警察署長）
市 関 係 職 員	溝 田 康 人（副市長） 高 原 典 子（市民病院副院長） 尾 崎 浩 司（消防長）

（注）◎印は会長 ○印は副会長

7. 公害等紛争調整委員会

公害等生活環境に係る紛争の円滑な調整解決を図るため、赤穂市生活環境の保全に関する条例（平成元年赤穂市条例第15号）第70条の規定に基づき「赤穂市公害等紛争調整委員会規則」（平成元年赤穂市規則第29号）を制定し、これにより組織し、運営している。

令和6年度は、当委員会に調整申立の要請はなかった。

なお、会議の開催状況は次のとおりである。

赤穂市公害等紛争調整委員会開催状況

会議開催日	会議内容
令和6年8月29日	・委員長及び委員長職務代理者の互選について ・令和6年度版「赤穂の環境」の概要について ・令和5年度公害苦情の概要について

赤穂市公害等紛争調整委員会委員名簿

（令和7年3月31日現在）

区分	氏名	区分	氏名
委員長	橋本 龍男	委員	山本 達也
職務代理者	古森 雄三	〃	坂本 謙二
委員	吉備 徳治	〃	山田 和子
〃	清山 美千子	〃	穂積 世津子
〃	福井 明彦	〃	沼田 浩
〃	関 孝志	〃	金井 貴子

8. 自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する審議会

赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成27年赤穂市条例第48号）は、恵まれた自然環境、歴史ある景観、安全安心な生活環境の保全及び形成と急速に普及が進む発電事業に係る再生可能エネルギー源の利用との調和を図ることを目的とし、一定規模以上の再生可能エネルギー発電設備の設置事業を実施するにあたり必要な事項を定めている。同条例第15条の規定に基づき、赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する審議会を組織し、運営している。

なお、令和6年度は、当審議会に諮問はなく、会議の開催はなかった。

赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備 設置事業との調和に関する審議会委員名簿

（令和7年3月31日現在）

区 分	氏 名	区 分	氏 名
委 員 長	有 田 伸 弘	委 員	清 山 美 千 子
委 員	友 廣 隆 宣	〃	矢 野 英 樹
〃	小 堀 豊		

9. 環境保全協定の締結

(1) 環境保全協定の推移

本市においては、昭和44年度から行政指導として公害防止協定の締結を進めてきたが、昭和46年10月以降は、赤穂市環境保全条例（昭和46年条例第35号）の規定により、公害発生要素の高い企業を対象に市との公害防止協定の締結を義務づけた。

その後、昭和48年4月27日、市内主要企業18工場と改めて県・市・企業の三者間において地域ぐるみの公害防止協定を締結した。

さらに、NOx対策の強化及び総排出量規制の徹底等本格的な対策を推進するため、昭和51年6月に公害防止協定の全面改定を行った。昭和59年6月1日には、これら協定内容を再度見直し、名称も環境保全協定と改めた。

その後、更なる環境問題の変化に対応するため、地球環境問題、循環型社会の形成、化学物質対策などの法整備も行われ、協定においても新たな対応が求められていることから、主要企業については平成17年度に自主的な環境保全活動等新たな枠組みを取り入れた見直しを行い、平成19年度及び平成20年度には環境管理の徹底や違反時の措置強化等について協定内容を見直し、改定を行った。

そのほか中小企業では、化学工業、生コン製造業、採石事業場、養鶏事業場、ゴルフ場と公害防止協定を締結しており、平成20年度には採石事業場、養鶏事業場について協定内容を見直し、改定を行った。

なお、現在、協定を締結している主要企業及び中小企業は30事業所となっている。

(2) 主要企業の環境保全協定の見直し

主要企業との環境保全協定については、各事業所における施設の現状を踏まえ、また、地球温暖化対策や情報公開等新たな課題に対応するため、事業所個別の協定値の見直しを含めた協定改定を平成17年度に行った。

平成19年度には協定締結事業所に対して環境保全意識の向上を図るため、改めて環境管理の徹底を促し、協定違反時の措置を強化する等、協定内容を見直し、改定を行った。

また、平成20年度には、協定締結後年数が経過し、操業や施設の状況等が協定締結時と変更を生じている事業所について、協定内容を見直し、改定を行った。

(3) 今後の動向など

主要企業の環境保全協定については、平成17年度、平成19年度及び平成20年度に改定を行っており、今後も引き続き必要に応じて協定の見直しを行うこととする。

なお、環境保全協定（一部公害防止協定を含む。）では、工場等の施設変更等を行う場合、市への事前協議が必要となっており、令和6年度の事前協議は25件であった。

環境保全協定等の締結工場

(令和7年3月31日)

区 分	工 場 等 の 名 称	業 種	締 結 年 月 日
市との 二者協定 締結工場等 (17)	(株)豊工業所赤穂砕石所	採 石	H28.11.15 改定
	金田砕石(有)	〃	H21. 2.25 改定
	奥村組砕石生産(株)	〃	〃
	兵庫奥栄建設(株)	〃	〃
	大和紡績(株)	ゴルフ場	H 2. 1.29 改定
	赤穂開発(株)	〃	H 2. 1.29
	タテホ化学工業(株)有年工場	化学工業	S57. 5.31 改定
	赤穂生コン(株)	生コン製造業	S52. 6.29
	品川ゼネラル(株)東備事業所赤穂工場	土石製品製造業	S52. 6.29
	(株)デイリーエッグ有年農場	養鶏業	H21. 2.25 改定
	アース製薬(株)	化学工業	H29. 5.22 改定
	(株)カンペ赤穂	塗料製造業	H20. 3.25 改定
	(株) MORESCO 赤穂工場	潤滑油製造業	〃
	富士フィルム和光純薬(株)播磨工場	化学工業	〃
	ハヤシ アグロサイエンス(株)	農薬製造業	H27. 7. 1
	(株)クリーン赤穂	産業廃棄物処理業	H30.10. 2
	三菱電機(株)系統変電システム製作所赤穂工場	電気機械器具製造業	H28.12. 1
県・市との 三者協定 締結工場 (13)	関西電力(株)赤穂発電所	電気業	H20.12.25 改定
	黒崎播磨(株)赤穂工場	窯 業	H20. 3.25 改定
	高周波熱錬(株)赤穂工場	金属製品製造業	〃
	品川リフラクトリーズ(株)赤穂工場	窯 業	〃
	住友大阪セメント(株)赤穂工場	窯 業	〃
	正同化学工業(株)赤穂工場	化学工業	〃
	太陽鋳工(株)赤穂工場	非鉄金属精錬業	〃
	タテホ化学工業(株)	化学工業	〃
	DSL. ジャパン(株)赤穂工場	化学工業	〃
	(株)日本海水赤穂工場	製塩業	〃
	ロザイ工業(株)赤穂工場	窯 業	〃
	(株)日本海水赤穂西浜バイオマス発電所	電気業	H31. 1. 7
	赤穂化成(株)	化学工業	R7. 2. 10

10. 赤穂環境保全協議会

本市では、公害防止対策の円滑化を図るため、昭和45年に企業の公害防止担当者を構成員とする「赤穂市主要企業公害担当者会議」を設置した。

昭和49年、地域ぐるみの公害防止協定の締結を機会に、企業の公害防止に対する責任体制をより明確にするため、会議構成員を各企業の公害防止管理者等へ改めるとともに、組織機能の充実による自主運営を進めるため事務局を赤穂商工会議所に置いた。

昭和60年、環境保全に関する社会的要求を尊重し、清潔で健康な都市づくりに寄与するため、公害防止対策の一層の強化と環境保全の自主的な推進を図ることを目的に、会議の名称を「赤穂市内主要企業環境保全協議会」と改めるなどした。

平成26年、「赤穂環境保全協議会」と名称を改め、現在、県・市と環境保全協定を締結している企業など19社が加入し、事業の推進に努めており、市としても当該協議会に対する公害対策、環境保全についての指導や活動の円滑な推進のための協力、アドバイスを行っている。

なお、当該協議会では、昭和49年以降地域の環境美化対策と快適な環境づくりのため、環境美化月間協賛行事として各種事業を継続実施しており、令和6年度には環境保全活動の事例研修のため、会員企業や先進企業の視察などが行われた。

赤穂環境保全協議会会員企業

アース製薬(株)	タテホ化学工業(株)
赤穂化成(株)	D S L . ジャパン(株) 赤穂工場
関西電力(株) 赤穂発電所	(株) 日本海水 赤穂工場
黒崎播磨(株) 赤穂工場	(株) M O R E S C O 赤穂工場
高周波熱錬(株) 赤穂工場	三菱電機(株) 系統変電システム製作所
品川リフラクトリーズ(株) 赤穂工場	桃井製網(株)
ジオマテック(株) 赤穂工場	(株) 吉野工業所 赤穂工場
住友大阪セメント(株) 赤穂工場	ロザイ工業(株) 赤穂工場
正同化学工業(株) 赤穂工場	富士フイルム和光純薬(株) 播磨工場
太陽鋳工(株) 赤穂工場	

1 1. 市内環境調査及び立入調査実施状況

(1) 環境調査

本市においては、昭和39年に PbO_2 法による硫黄酸化物濃度、デポジットゲージ法による降下ばいじんの環境調査を開始したが、その後監視体制の整備を図り、現在では次に示すとおり環境の状況を広く継続的に調査を実施している。

環 境 調 査 実 施 状 況

区 分	測 定 対 象	測 定 地 点	地点数	備 考
大気汚染 関 係	硫黄酸化物	加里屋(市役所)・塩屋・尾崎・ 坂越・天和・大津・高雄・ 有年・西有年(自排局)	9	連続測定
	窒素酸化物	〃	9	〃
	浮遊粒子状物質	〃	9	〃
	微小粒子状物質	加里屋(市役所)	1	〃
	光化学オキシダント	加里屋(市役所)・有年	2	〃
	風向・風速	加里屋(市役所)・千鳥・塩屋・ 尾崎・坂越・天和・大津・ 高雄・有年・西有年(自排局)	10	〃
	気象	有年	1	〃
	降下ばいじん	加里屋(市役所)・千鳥・塩屋・ 尾崎・坂越・折方・天和・ 大津・高雄・有年	10	常時測定
水質汚濁 関 係	河川水質	千種川 7・長谷川 1・新川 1・ 加里屋川 2・大津川 2・塩屋川 1・ 矢野川 1・中ノ谷川 1	16	年 4 回 (5, 9, 12, 2 月) ※中ノ谷川のみ毎月
	海域水質	地先海域一円	11	年 4 回 (6, 9, 12, 2 月)
騒音関係	自動車騒音常時監視	幹線道路沿線	3	年 1 回(1 月)

(2) 立入調査

公害関係法令や環境保全（公害防止）協定に基づき適正に執行されているかどうか及び公害関係施設や管理組織体制等を確認するため、工場・事業場への立入調査を行っている。主な立入調査状況は次のとおりである。

工場排水調査	延 80件
使用燃料中硫黄分調査	延 9件
排出ガス調査	延 1件
工事完成認定調査	延 45件
帳簿書類等確認調査	延 18件
苦情立入調査	延 4件

また、特定建設作業現場及び特定開発事業現場については、必要に応じ立入調査を実施するとともに、一般環境状況確認のため環境パトロールや、空地の管理状況調査等も随時実施している。

ア 市内工場立入調査

環境保全（公害防止）協定に基づき汚染物質排出量・濃度の自主測定及び測定結果の報告を求めている。これら測定結果報告については、協定値超過の有無について書類審査するとともに、工場に立入を行い生産施設の実態及び公害防止対策施設の管理状況、その他工場等の環境美化対策等について調査を行った。また、その審査・調査結果に基づき指導等を行っている。

イ 市内工場排水調査結果

公共用水域の水質保全対策として、公共下水道の整備を促進するとともに、工場等については、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法等法令をはじめ、市の生活環境の保全に関する条例や環境保全協定等により排水規制の強化、徹底を図っている。

排水量が多い工場については、環境保全協定により、工場排水の自主測定と県・市への報告を義務づけている。

なお、令和6年度における工場排水の一斉立入調査結果（一般項目）は、次表に示すとおりであり、届出値等の超過はなかった。

工場排水調査結果

項目	採水	時刻	水温	pH	SS	COD	大腸菌群数	備考	
工場名	年月日		℃		mg/L	mg/L	個/cm ³		
アース製薬(株) 赤穂工場	R6.5.29	10:26	29.5	6.8	<1	9.6	0		
	R6.9.4	10:19	37.7	7.3	<1	5.2	0		
	R6.11.20	10:30	32.0	7.4	1	8.1	0		
	R7.2.5	10:25	24.2	7.6	2	3.7	0		
アース製薬(株) 坂越工場	R6.5.29	10:05	20.5	7.3	1	4.1	0		
	R6.9.4	9:57	28.9	7.5	<1	2.6	0		
	R6.11.20	10:05	14.8	7.6	5	5.3	0		
	R7.2.5	10:04	6.9	7.9	1	2.9	0		
赤穂化成(株)	R6.5.29	9:50	24.6	7.5	9	6.4	2		
	R6.9.4	9:42	30.6	7.6	<1	5.2	61		
	R6.11.20	9:46	20.0	6.9	25	6.2	0		
	R7.2.5	9:49	14.8	7.4	22	5.2	0		
関西電力(株) 赤穂発電所	R6.5.29	10:54	29.0	6.6	<1	<0.5	0		
	R6.9.4	10:53	31.9	7.1	<1	1.5	0		
	R6.11.20	11:00	17.5	7.2	<1	0.9	0		
	R7.2.5	10:50	11.9	7.3	<1	0.9	0		
黒崎播磨(株) 赤穂工場	R6.6.5	9:51	19.0	7.6	4	4.6	5		
	R6.9.3	9:50	25.8	7.4	3	3.4	13		
	R6.11.19	9:50	17.5	7.5	3	3.8	8		
	R7.2.4	9:50	6.9	7.7	6	5.3	11		
高周波熱錬(株) 赤穂工場	R6.5.29	9:26	24.1	7.4	<1	0.7	0		
	R6.9.4	9:15	28.0	7.4	<1	<0.5	0		
	R6.11.20	9:11	22.3	7.4	<1	0.5	0		
	R7.2.5	9:25	20.1	7.6	<1	<0.5	2		
住友大阪セメント(株) 赤穂工場	R6.6.5	9:15	24.4	7.7	3	1.1	8		
	R6.9.3	9:19	26.8	7.8	1	1.0	47		
	R6.11.19	9:20	22.8	7.9	<1	0.5	1		
	R7.2.4	9:11	19.7	7.8	1	0.8	13		
正同化学工業(株) 赤穂工場	R6.5.29	11:09	21.0	7.3	1	1.1	1		
	R6.9.4	11:10	23.1	7.5	<1	1.2	2		
	R6.11.20	11:15	20.5	7.0	<1	1.5	0		
	R7.2.5	11:06	17.0	7.2	<1	1.2	0		
正同化学工業(株) 西沖工場	R6.5.29	11:25	20.4	7.4	<1	1.2	0		
	R6.9.4	11:18	36.8	7.0	<1	9.5	0		
	R6.11.20	11:30	17.0	7.4	<1	2.7	0		
	R7.2.5	11:15	21.2	7.0	<1	7.0	0		
太陽鋳工(株) 赤穂工場	R6.6.5	11:20	22.0	7.6	<1	1.4	0		
	R6.9.3	11:24	21.9	7.8	<1	1.8	2		
	R6.11.19	11:20	19.5	7.4	<1	1.8	0		
	R7.2.4	11:13	18.7	7.9	<1	2.2	0		

項目	採水	時刻	水温	pH	SS	COD	大腸菌群数	備考	
工場名	年月日		℃		mg/L	mg/L	個/cm ³		
タテホ化学工業(株) 赤穂工場	R6.6.5	10:45	30.2	7.3	5	1.6	0		
	R6.9.3	10:40	38.3	7.5	4	1.9	0		
	R6.11.19	10:45	36.8	7.5	5	1.7	0		
	R7.2.4	10:39	29.7	7.7	4	1.4	0		
DSL. ジャパン(株) 赤穂工場	R6.6.5	11:02	32.3	7.4	5	1.2	0		
	R6.9.3	10:56	34.8	7.3	4	0.7	0		
	R6.11.19	11:00	26.8	7.5	2	0.9	0		
	R7.2.4	10:55	30.5	7.2	2	1.1	1		
(株)日本海水 赤穂工場	R6.6.5	8:56	26.3	7.5	2	2.3	0		
	R6.9.3	8:58	34.3	7.6	5	1.9	0		
	R6.11.19	9:01	25.9	7.5	4	2.5	0		
	R7.2.4	8:50	14.0	7.7	2	2.3	0		
(株)カンペ赤穂	R6.6.5	9:05	23.0	7.7	5	6.0	0		
	R6.9.3	9:06	29.5	7.4	<1	4.8	0		
	R6.11.19	9:09	17.0	7.8	3	4.0	2		
	R7.2.4	8:58	9.0	7.5	3	5.3	0		
(株)MORESCO 赤穂工場	R6.6.5	10:25	24.9	6.5	<1	0.9	0		
	R6.9.3	10:22	31.0	6.8	2	8.3	0		
	R6.11.19	10:25	19.8	8.3	<1	0.7	0		
	R7.2.4	10:20	11.9	6.9	<1	1.7	3		
三菱電機(株) 系統変電システム製作所 赤穂工場	R6.6.5	10:08	20.8	7.8	5	3.0	0		
	R6.9.3	10:03	28.0	7.4	1	2.5	0		
	R6.11.19	10:10	26.2	7.6	<1	2.7	0		
	R7.2.4	10:05	7.6	7.5	2	2.7	3		
富士フイルム和光純薬(株) 播磨工場	R6.6.5	9:30	21.3	7.3	<1	1.1	0		
	R6.9.3	9:33	27.9	7.5	3	2.6	0		
	R6.11.19	9:36	15.1	7.8	<1	2.4	0		
	R7.2.4	9:30	7.9	7.5	<1	1.1	0		
谷尾食糧工業(株) 赤穂工場	R6.5.29	9:16	18.9	7.4	<1	4.7	0	BOD	<0.5
	R6.9.4	9:03	25.0	7.6	<1	4.1	0	BOD	1.1
	R6.11.20	9:00	9.1	7.7	<1	7.0	0	BOD	1.1
	R7.2.5	9:00	2.2	7.6	<1	28	0	BOD	2.8
ハヤシアグロサイエンス(株)	R6.6.5	11:10	24.8	7.8	3	1.2	13		
	R6.9.3	11:10	27.0	7.6	3	1.8	10		
	R6.11.19	11:10	17.5	7.4	1	2.8	37		
	R7.2.4	11:04	10.2	7.7	3	1.3	0		
(株)日本海水 赤穂西浜バイオマス発電所	R6.5.29	10:39	35.5	8.0	<1	4.9	0		
	R6.9.4	10:32	37.4	8.1	<1	6.8	0		
	R6.11.20	11:00	17.5	8.1	<1	5.5	0		
	R7.2.5	10:34	34.1	8.2	<1	3.9	0		

ウ 市内工場使用燃料中硫黄分分析結果

大気汚染物質排出量の低減を進めるため、兵庫県環境の保全と創造に関する条例や市の生活環境の保全に関する条例、環境保全協定により規制強化を図ってきた。近年、工場における低硫黄燃料の使用及び燃料使用量の減少に伴い、燃料燃焼に伴う硫黄酸化物の排出量は大幅に減少してきた。

令和６年度に工場における使用燃料中硫黄分の実態確認のため立入調査を実施したが、これら調査結果は次表に示すとおり県条例の基準を大幅に下回る良好な状況であった。

工場等の使用燃料中の硫黄分分析結果

工場名	採取年月日	燃料の種類	測定値S分(%)	工場名	採取年月日	燃料の種類	測定値S分(%)
アース製薬(株)坂越工場	R7.1.29	A	0.08	住友大阪セメント(株)赤穂工場	R7.2.13	再生重油	0.38
アース製薬(株)赤穂工場	R7.1.29	A	0.07		R7.2.13	石炭	0.45
関西電力(株)赤穂発電所	R7.1.31	原油(1U)	0.80	正同化学工業(株)赤穂工場	R7.1.24	A	0.08
	—	原油(2U)	—	(株)MORESCO赤穂工場	R7.1.27	A	0.09
黒崎播磨(株)赤穂工場	R7.1.20	A	0.09	富士フイルム和光純薬(株)播磨工場	R7.2.3	A	0.06
				谷尾食糧工業(株)	R7.2.4	A	0.09

エ 協定工場排出ガス調査結果

環境保全協定締結工場のばい煙発生施設の中から調査対象施設を選定し、対象施設の排出ガスについて、関係法令の届出値との比較を行った。調査の結果、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度、ばいじん濃度等のすべての項目について、届出値の超過はなかった。

工場・施設名	調査年月日	調査項目
(株)日本海水赤穂工場 ガスタービン発電設備	R 7 . 2 . 1 3	硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度、 ばいじん濃度 外

12. 環境関係法令等に基づく届出状況

(1) 赤穂市生活環境の保全に関する条例関係

赤穂市生活環境の保全に関する条例（平成元年条例第15号）に基づく、指定工場等及び指定家畜飼養施設の許可申請等については、令和6年度、工場・事業場の新規設置は6件、既設工場・事業場における生産設備及び公害対策施設の更新等変更は45件であった。

生活環境の保全に関する条例に係る指定工場等設置・変更許可申請件数

区 分	設置許可申請	変更許可申請
工 場	4	43
事 業 場	2	2
家畜飼養施設	0	0
計	6	45

注 家畜飼養施設は届出

指定工場等設置・変更許可申請の内訳

届 出 内 容	件 数
工 場 新 設	6
生 産 設 備 等 の 増 設	18
公 害 対 策 施 設 の 増 設	3
生 産 施 設 の 更 新 等 変 更	16
そ の 他 付 帯 施 設 の 更 新 等 変 更	8
計	51

一定規模以上の用地の造成等を行う特定開発事業の事前届出は、令和6年度、6件であった。

特定開発事業実施届出の内訳

届 出 内 容	件 数
用 地 の 造 成 等 に 関 す る も の	1
建 築 物 ・ 工 作 物 の 設 置 等 に 関 す る も の	5
計	6

(2) 赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例関係

赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成27年条例第48号）は、太陽光発電施設（発電出力50キロワット以上※）又は風力発電設備（発電出力20キロワット以上※）の設置事業について、事業着手の60日前までの協議を義務づけており、令和6年度に事前協議は1件であった。

※建築物に再生可能エネルギー発電設備を設置する事業、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）の適用を受ける事業を除く。

(3) 赤穂市小規模太陽光発電設備設置事業に関する指導要綱関係

赤穂市小規模太陽光発電設備設置事業に関する指導要綱（令和3年3月25日訓令甲第12号）は、小規模太陽光発電設備（発電出力10キロワット以上50キロワット未満）の設置事業について、工事着手の14日前までの届出を義務づけており、令和6年度は7件（うち変更届出2件）であった。

(4) 赤穂市レンタルルーム等施設の建築等の規制に関する指導要綱関係

赤穂市レンタルルーム等施設の建築等の規制に関する指導要綱（平成2年9月30日訓令甲第25号）は、レンタルルーム類似施設、パチンコ店及びゲームセンターの建築等について、事前協議を義務づけており、令和6年度に事前協議はなかった。

(5) その他公害関係法令

本市においては、公害関係法令のうち騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の規定に基づく届出の受理、兵庫県環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく騒音、振動及び悪臭に係る届出の受理、並びにばい煙、粉じん、汚水に係る届出の経由事務を行っている。

令和6年度の届出等の内訳は、次表のとおりである。

ア 兵庫県条例に基づく特定施設届出数

種類 区分	ばい煙	粉じん	汚 水	騒 音	振 動	悪 臭	合 計
設 置	3	7	3	108	0	0	121
施設等変更	2	4	0	0	0	0	6
廃 止	1	7	1	0	0	0	9

イ 公害関係法令に基づく特定施設届出数

種類 区分	大気汚染 防止法	水質汚濁 防止法	瀬戸内法	騒音 規制法	振動 規制法	ダイオキシン類 対策特別措置法
設置	9	3	9	42	0	0
使用	0	0	0	0	0	0
施設等変更	46	0	7	0	0	0
廃止	14	2	11	0	0	0

ウ 特定建設作業の実施届出状況

種類 区分	くい打機等を使用する作業	さく岩機を使用する作業	空気圧縮機を使用する作業	舗装版破砕機を使用する作業	ブレイカーを使用する作業	バックホウを使用する作業	トラクター・ショベルを使用する作業	ブルドーザーを使用する作業	掘削機を使用する作業	解体作業又は破壊作業	合計
兵庫県条例によるもの	4	0	0	0	0				111	5	120
騒音規制法によるもの	0	35	5			1	0	1			42
振動規制法によるもの	2			0	25					0	27

エ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可申請等

区分	特定施設 設置許可申請	特定施設構造等 変更許可申請	特定施設 使用変更届出	代表者氏名 変更届	特定施設 使用廃止届	承継届
件数	3	4	2	4	4	0

オ 環境保全協定等に基づく事前協議件数

区分	大気		水質	騒音・振動	産廃	その他	合計
	ばい煙	粉じん					
件数	5	5	5	5	4	1	25

(6) その他届出等

ア 汚染物質等測定結果報告

県・市又は市と環境保全協定を締結している一定規模以上の工場等は、汚染物質排出量・濃度等の自主測定をしなければならない。また、県及び市はその自主測定結果の報告を年2回求めている。

イ 光化学スモッグ緊急時対策削減計画書・報告書

緊急時対策措置要請対象工場・事業場 16 者は、兵庫県広域大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき、光化学スモッグ予報発令時等の燃料使用量削減等の対応策の事前計画書を提出しなければならない。また、対象工場・事業場は、発令時に行った燃料使用量削減等の措置状況を報告しなければならない。

なお、広報等の発令及び解除の通報は、県環境部水大気課審査情報班から市及び対象工場にファクシミリを主体とした連絡網により行われている。

13. 公害苦情の状況

(1) 公害等苦情の処理状況

令和6年度に市民から申出のあった公害等に関する苦情は、4件であった。また、前年度より繰り越した案件が2件あった。苦情内容及び対策措置については、下記のとおりである。

この他、記載はしていないが、個人所有地での野外焼却や空地における雑草の繁茂等についての通報・相談があった。苦情等があった際は、現場確認のうえ、発生源に対する適正指導等を行い、大半が解決に至っている。

苦情内容及び対策措置

種 類	苦情発生地域	苦 情 内 容	対 策 措 置 等
臭 気	大 津 (調 整 区 域)	牛舎、堆肥舎からの臭気	臭気対策の徹底を指導
	高 野 (調 整 区 域)	牛舎、堆肥舎からの臭気	臭気対策の徹底を指導
	大 橋 町 (第一種住居地域)	工場からの臭気	臭気対策の徹底を指導
	高 野 (調 整 区 域)	工場からの臭気	臭気対策の徹底を指導
大気汚染	大 津 (調 整 区 域)	工場からの粉じん	施設の適切な管理を指導
	尾 崎 (調 整 区 域)	作業場での野外焼却	野外焼却の中止、廃棄物の適正処理を指導

第 2 章

環境基本計画の進捗状況

1. 環境基本計画推進事業

(1) 赤穂環境パートナーシップ登録制度

環境に配慮した事業者の自主的な取組や活動を推進し、事業者と市とが協働して環境への負荷の低減を図ることを目的に赤穂環境パートナーシップ登録制度を平成16年7月1日に創設した。市は、一定の要件を満たす事業所を「赤穂環境パートナーシップ事業所」（以下「登録事業所」という。）として登録し、併せて事業所の名称や環境方針等を市の広報、ホームページ等で紹介している。

ア 対象事業所

市内で事業活動を行い、環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施している事業所

イ 登録の方法と流れ

(7) 登録の申請

登録申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、申請する。

(4) 環境方針の宣言

(ウ) 環境負荷の現状の把握

自己チェックシート及び自己チェックリストにより確認する。

(エ) 取組目標の設定

自己チェックリストの項目を参考に取り組目標を5つ以上設定する。

※必須項目「エネルギーに関すること」、「廃棄物の排出に関すること」

ウ 登録証の交付と紹介

登録申請を受け、審査会で審査し決定する。登録事業所には登録証を交付し、事業所の名称・所在地や取組の概要等を市の広報、ホームページ等により紹介する。

エ 目標達成のための行動と見直し

登録事業所は、目標達成のための取組を行い、毎年取組内容を自己評価（市に報告）するとともに、その取組方法等の見直しを行う。

(7) 自己評価結果の報告

(4) 取組方法の見直し

(ウ) 取組方法の再検討

(エ) 取組の実践

(7)～(エ)を毎年繰り返し行いながら、目標の達成に向けた取組を実践する。

令和6年度末現在、赤穂環境パートナーシップ登録事業所は、16事業所である。

登録年度	登録事業所名
H16	・住友大阪セメント(株)赤穂工場 ・(株)日本海水赤穂工場 ・関西電力(株)赤穂発電所 ・ジオマテック(株)赤穂工場 ・三菱電機(株)系統変電システム製作所赤穂工場
H17	・タテホ化学工業(株) ・太陽鋳工(株)赤穂工場 ・富士フイルム和光純薬(株)播磨工場
H18	・(株)MORESCO赤穂工場 ・正同化学工業(株)赤穂工場 ・イオンリテール(株)イオン赤穂店
H19	・(株)カンペ赤穂
H20	・ハヤシアグロサイエンス(株)
H21	・アース製薬(株)坂越工場・赤穂工場
H23	・タテホセラミック(株) (H31.1 タテホ化学工業(株)と合併) ・高周波熱錬(株)赤穂工場
H25	・黒崎播磨(株)赤穂工場

(2) こどもエコクラブ事業

環境教育の一環として、「赤穂こどもエコクラブ」を平成17年度に創設し、毎年、小学4年生から6年生までを対象に会員の募集を行い、身近な地域での自然学習や社会体験を通して、環境に配慮した活動を実践する能力と考え方を身につける場を提供している。

令和6年度は、市内企業をはじめ講師の協力により、全9回の活動を実施することができ、地球温暖化対策や自然環境などについて一人一人が考えることで、環境に関する知識を深めることができた。

なお、令和6年度の会員数は17人（小学4年生：1人、小学5年生：9人、小学6年生：7人）であった。

令和6年度赤穂こどもエコクラブ活動内容

月 日	内 容
5月19日（日）	発足式、第1回学習会「SDGsについて」
6月16日（日）	第2回学習会「電気とエネルギー、施設見学」 （関西電力株式会社赤穂発電所）
7月21日（日）	第3回学習会「坂越の海から世界を考える」
8月25日（日）	第4回学習会「親子学び講座～LEDランタンづくり～」
9月8日（日）	第5回学習会「市外施設見学」

	(伊丹市昆虫館、伊丹スカイパーク、カップヌードルミュージアム大阪池田)
11月17日(日)	第6回学習会「草木や生き物のすばらしさや知恵に学ぼう」
1月26日(日)	第7回学習会「野鳥観察会」
2月16日(日)	第8回学習会「活動記録づくり」
3月16日(日)	発表会、修了式



発足式



第5回学習会「施設見学」



第7回学習会「野鳥観察会」



「発表会、修了式」

2. 環境基本計画の進捗状況

環境基本計画の進捗状況については、その取組状況、目標達成状況等について年次報告書として毎年度公表し、環境の情報を市民等と共有することとしている。

環境基本計画において、目標達成のための取組及び重点的に取り組むこととして掲げられている158項目のうち、令和6年度は132項目にわたり実施した。取組を行った主な内容は次のとおりとなっている。

(1) 目標達成のための取組の主な実施状況

1. 最適消費と健全な循環のまち〔環境への負荷の低減〕
・法令や工場・事業場と締結している環境保全協定に基づき、環境保全対策について、自主的に管理するよう誘導した。 ・公用車更新時に最新規制適合車や低公害車等を導入した。 ・公用車の運転時には、エコドライブやアイドリングストップを徹底した。 ・公共交通機関であるＪＲ利用促進のため、フォトコンテストの実施や利用啓発ポスターの掲出を行った。 ・雨水貯留タンク設置費用の助成により、雨水の流出抑制及び良好な水環境に対する市民意識の高揚を図った。 ・「赤穂市水道水源保護条例」を適切に運用し、水道の取水に係る地域の保全涵養を図り、水質の汚濁及び水源の枯渇を防止した。 ・ＰＦＡＳ等の新たな化学物質について、調査・研究を行った。 ・ホームページや広報において、野焼き防止を啓発した。また、必要に応じて現場確認し、指導を行った。 ・市内では月２回、古紙を回収し、リサイクルに努めた。 ・消費者協会などの各種団体と連携し、マイバッグの使用等の意識啓発に努めた。 ・生ごみ堆肥化容器、処理機の購入助成により、生ごみの減量化を推進した。 ・関係各課共同で、不法投棄パトロールを実施した。
2. 脱炭素社会への探求と適応のまち〔環境と成長の好循環〕
・本庁舎１階のゼロカーボンシティコーナーや広報などにおいて、省エネについて啓発した。 ・昼休みには消灯し、省エネに努めた。 ・公共施設において、照明のＬＥＤ化を行った。また、空調においても高効率化を進めた。 ・広報や収集日程表、ごみ分別辞典などを通じてごみ分別の周知、徹底を行い、ごみの減量化と再資源化を推進した。 ・再生可能エネルギーの導入についての調査・研究を行い、関係所管へ情報提供

した。 ・赤穂こどもエコクラブにおいて、気候変動に関する学習会を実施した。
3. 自然と共生するまち〔生物多様性の維持〕
・「赤穂市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき、良好な自然的景観の保全に努めた。 ・御崎地区にある瀬戸内海国立公園において、国と連携し、自然景観の維持保全に努めた。 ・都市公園、緑地の適切な管理を行い、緑のネットワークの保全に努めた。 ・加里屋川協議会において、ホタル再生事業を行った。 ・高雄小学校と地域が連携し、ハマウツボの保全活動を行った。
4. うるおいとやすらぎのあるまち〔多様で節度ある快適さの確保〕
・工事などからの騒音・振動を抑制するために助言を行った。 ・自動車交通などによる騒音を低減するため、関係機関と連携し、道路構造改良を推進した。 ・県民まちなみ緑化事業の周知を行い、緑化に努めた。 ・赤穂城跡公園を計画的に整備、維持管理を行った。 ・坂越のまち並みを創る会と連携を図り、市街地景観形成地区内の良好な都市景観づくりに努めた。 ・赤穂大橋線において歩道新設に向けた整備推進を行った。 ・公共施設 22 箇所において、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を設置した。
5. 環境への取組を通じた活力のあるまち〔環境と産業との融合〕
・赤穂城跡の整備、指定文化財の整備を通じて、赤穂の魅力ある歴史文化遺産の保存と顕彰を行った。 ・建設残土などの資源化、適正処理に努めた。 ・公共工事において、産業廃棄物の再生利用や適正処理を行うよう指導した。 ・関西電力株式会社と協定を結び、環境変化に適応した事業活動について市内事業者に向けて働きかけた。
6. 環境に配慮した人・社会のまち〔みんなが環境に学び・ともに育む〕
・環境情報をホームページに掲載し、市民の意識向上に努めた。 ・市立学校園所において、自然のおもしろさや生命の大切さを学ぶことができる活動を行った。 ・地元農作物の販売等を行うイベントの開催により地産地消を促進した。

(2) 重点的に取り組むことの主な実施状況

テーマ１：清流千種川のために　－上流域との広域連携－ ・教育研究所自然研究部会がライオンズクラブと共に開催する千種川水系水生生物採集調査など、自然についての調査・研究を継続して実施した。 ・高雄小学校と地域が連携し、ハマウツボの個体数調査などを実施した。 ・千種川の水質を定期的に調査し、水質の保全に努めた。
テーマ２：企業との協創の関係づくり　－澄んだ空・美しい夕日－ ・赤穂環境パートナーシップ登録制度において、現在１６事業所を登録している。 ・赤穂市脱炭素推進協議会を開催し、事業者と環境の取組について情報交換した。
テーマ３：ぶらり赤穂のまち　－歩いて・自転車で楽しいまちづくり－ ・県と連携して、サイクリングモデルルートを設定した。（西播磨地域サイクリングガイド「ぐるっと西はりま」に掲載） ・赤穂御崎公園（瀬戸内海国立公園内）の樹木剪定などを行い、環境整備を図った。 ・播州赤穂駅、坂越駅、有年駅においてレンタサイクルを実施した。 ・コミュニティバスの路線を再編し、路線バスとの統一運賃の導入に加え、定期券、１日乗車券を発行するなど、公共交通を利用しやすくすることで、自家用車からバスへの転換を促進している。
テーマ４：足下からの地球温暖化対策　－協働のライフスタイル－ ・赤穂こどもエコクラブにて学習会を行った。（２．環境基本計画推進事業（２）こどもエコクラブ事業参照） ・市立学校園所が提供する給食の食材調達において、産地直売所の活用及び地産食材を使用した「ふるさと給食デー」の実施等の取り組みにより地産地消を推進した。 ・ＰＰＡ事業について調査研究を行った。
テーマ５：赤穂ゼロエミッション　－最少負荷のまちへ－ ・生ごみ堆肥化容器、処理機の普及に向け啓発した。 ・イベントでの水切りネットの配布、ホームページでの情報提供を通じて、生ごみの水切りについて普及・啓発を行った。 ・道路や公園などの維持管理に伴い発生する剪定枝などをバイオマス発電用燃料として活用した。

第 3 章

氣 象

1. 兵庫県南西部の気象

兵庫県南西部における令和6年度の気象経過は、次のとおりであった。

令和6年度の1年間の平均気温は平年に比べてかなり高く、令和5年度の記録をさらに更新して、統計開始以降、第1位の記録的な高温の年となった。春季は、低気圧や前線の影響を受けやすく、まとまった雨が降ったため、降水量はかなり多くなった。梅雨入りは、6月17日ごろで平年よりかなり遅く、梅雨明けは、7月18日ごろで平年並みであった。夏季から秋季にかけては、太平洋高気圧が強く、晴れの日が多く、8月～10月の各月は、月平均気温の記録を更新するなど顕著な高温になった。冬季は、冬型の気圧配置の影響や高気圧に覆われて晴れの日が多く、低気圧の影響を受けにくかったため、降水量がかなり少なく、日照時間がかなり多くなった。

4月は、中旬は高気圧に覆われて晴れる日が多かったが、上旬や下旬は低気圧や前線の影響で曇りや雨の降った日が多く、大雨の日もあった。平均気温は平年よりかなり高く、日照時間は少なく降水量はかなり多くなった。16日の夜は大気の状態が非常に不安定となり、降ひょうが発生した。

5月は、気圧の谷や湿った空気の影響で曇りや雨の日と、高気圧に覆われて晴れた日が数日の周期で変わった。また、27日から28日にかけては低気圧や前線の影響で大雨となり、5月の日降水量の最高記録を更新した。平均気温は平年より低く、日照時間は平年並みで、降水量はかなり多くなった。

6月は、前半は高気圧に覆われて晴れた日が多かったが、後半は前線や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多く、18日、23日及び28日は大雨となった。平均気温は平年より高く、日照時間と降水量は平年より多くなった。

7月は、前半は前線や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多く、1日と11日から12日にかけては大雨となった。後半は高気圧に覆われて晴れた日が多かった。平均気温は平年よりかなり高く、日照時間は多く、降水量は平年並であった。

8月は、高気圧に覆われて晴れた日が多かったが、下旬は台風10号や湿った空気の影響で曇りや雨の降った日があり、大雨の日もあった。平均気温は平年よりかなり高く、8月の月平均気温の最高記録を更新し、日照時間と降水量も平年より多かった。

9月は、前半は高気圧に覆われて晴れた日が多かったが、後半は前線や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多く、大雨の日もあった。平均気温は平年よりかなり高く、日照時間もかなり多かったが、降水量はかなり少なかったため、9月の月平均気温の最高記録、月間日照時間の最高記録、月降水量の最低記録を更新した。

10月は、高気圧に覆われて晴れた日もあったが、前線や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多く、3日と28日は大雨となった。平均気温はかなり高く、10月の月平均気温の最高記録を更新し、日照時間は少なく、降水量は平年より多かった。

11月は、寒気や湿った空気の影響で曇りや雨の日と、高気圧に覆われて晴れた日が数日の周期で変わった。また、1日から2日と26日は低気圧や前線の影響で大雨となった。平均気

温は平年より高く、日照時間は多く、降水量はかなり多くなった。

12月は、冬型の気圧配置となった日が多く、晴れや曇った日が多かった。平均気温は平年より低く、日照時間は多く、降水量はかなり少なく、12月の月降水量の最低記録を更新した。

1月は、冬型の気圧配置の影響や高気圧に覆われて晴れの日が多かった。平均気温は平年より高く、日照時間はかなり多く、1月の月間日照時間の最高記録を更新し、降水量はかなり少なくなった。

2月は、冬型の気圧配置となった日が多く、晴れや曇った日が多かった。平均気温は平年より低く、日照時間はかなり多く、降水量はかなり少なくなった。

3月は、高気圧に覆われて晴れる日もあったが、気圧の谷や湿った空気の影響で曇りや雨の降る日が多かった。平均気温は高く、日照時間は平年並みで、降水量は平年より多かった。

(資料提供：姫路エコテック㈱)

2. 赤穂の気象

令和6年度の市南部での気象測定結果は、表3-1-1①に示すとおり、年間平均気温が16.9℃、最高気温が8月の36.6℃、最低気温が2月の-3.6℃で、前年度と比べて年間平均気温は0.3℃高くなり、最高気温は0.1℃、最低気温は0.6℃それぞれ低くなっている。年平均湿度は64%で前年度より3%低くなっている。年間降水量は1,259.5mmで前年度(1,252.5mm)と同程度となっている。

また、市南部と北部の状況を比較すると、年平均湿度は南部が64%、北部が80%、平均気温は年間を通して南部がやや高いが、最高気温は北部が高くなっている。最低気温は北部の方が低く、南部より2.6℃低くなっている。年間降水量は南部が1,259.5mm、北部が1,360.5mmであり、北部の方が多くなっている。(表3-1-1①、②参照)

3. 風向風速の状況

本市は、三方が200～400mの比較的標高は低い起伏の多い山地で囲まれ、南は海に面し、海岸から背後山麓までわずか2～4kmしかなく、市の中央部は千種川をはじめ中小河川が貫流している等の地形条件にあるため、市内各地点の風向は複雑な動態を示している。

年間の風配(表3-1-2風向特性等解析表及び図3-1-2年間風配図参照)を見ると、市役所は北東及び東北東方向、塩屋は北及び北北西方向、尾崎は北北西方向、天和は西及び西北西方向、高雄は北及び北北東方向、下水管理センターは北北東方向、有年は東北東方向及び南方向がそれぞれ卓越している。また、大津と坂越は地形の影響をかなり強く受け、大津では北西から南東へかけての谷あい位置しているため、四季を通じて北西方向の風が卓越しており、坂越では東側に位置する千種川とその両岸の山地の影響を受け、年間を通じ東方向の風が卓越している状況である。

年間平均風速は、1.5～2.7m/secとなっている。(表3-1-3参照)各地点ともに季節的な変化はあまり認められず、静穏の出現頻度も0.9～10.5%となっている。

表 3－1－1 ① 気象測定結果（南部：赤穂小学校）

（令和 6 年度）

項目\月		4	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	1	2	3	年 間	
温度	平均	16.4	18.3	23.0	28.3	29.7	27.9	20.9	13.4	6.8	5.1	3.8	9.3	平均	16.9
	最高	27.0	28.8	31.7	35.7	36.6	34.4	30.5	25.4	18.1	14.3	14.4	23.6	最高	36.6
	最低	3.9	8.4	13.7	22.3	23.0	19.3	11.8	4.1	-0.5	-2.3	-3.6	-0.7	最低	-3.6
湿度	平均	67	66	70	73	66	66	67	64	58	56	56	60	平均	64
雨量	月間	153.5	241.0	202.5	117.5	142.0	2.0	107.5	157.5	0.0	14.5	14.5	107.0	合計	1,259.5

（注） 1. 雨量については総雨量を掲記
2. 単位は温度(℃), 湿度(%), 雨量(mm)

表 3－1－1 ② 気象測定結果（北部：有年中学校）

（令和 6 年度）

項目\月		4	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	1	2	3	年 間	
温度	平均	15. 7	17. 5	22. 3	27. 6	28. 6	26. 6	19. 5	11. 7	5. 1	3. 7	2. 8	8. 6	平均	15. 9
	最高	26. 3	28. 1	31. 0	37. 1	35. 7	33. 3	30. 6	22. 9	18. 2	14. 3	13. 8	23. 1	最高	37. 1
	最低	1. 8	6. 2	11. 7	21. 9	21. 0	16. 7	10. 5	1. 3	-2. 7	-3. 7	-6. 2	-2. 0	最低	-6. 2
湿度	平均	78	79	82	86	81	84	86	84	77	73	71	75	平均	80
雨量	月間	150. 0	243. 0	188. 5	157. 5	182. 0	5. 5	120. 0	175. 5	0. 0	12. 0	15. 5	111. 0	合計	1, 360. 5

（注） 1. 雨量については総雨量を掲記
2. 単位は温度(℃), 湿度(%), 雨量(mm)

図 3－1－1 年間平均気温・年間総雨量経年変化

（測定地点：～H16 下水管理センター H17～27.8 消防本部 H27.9～赤穂小学校）

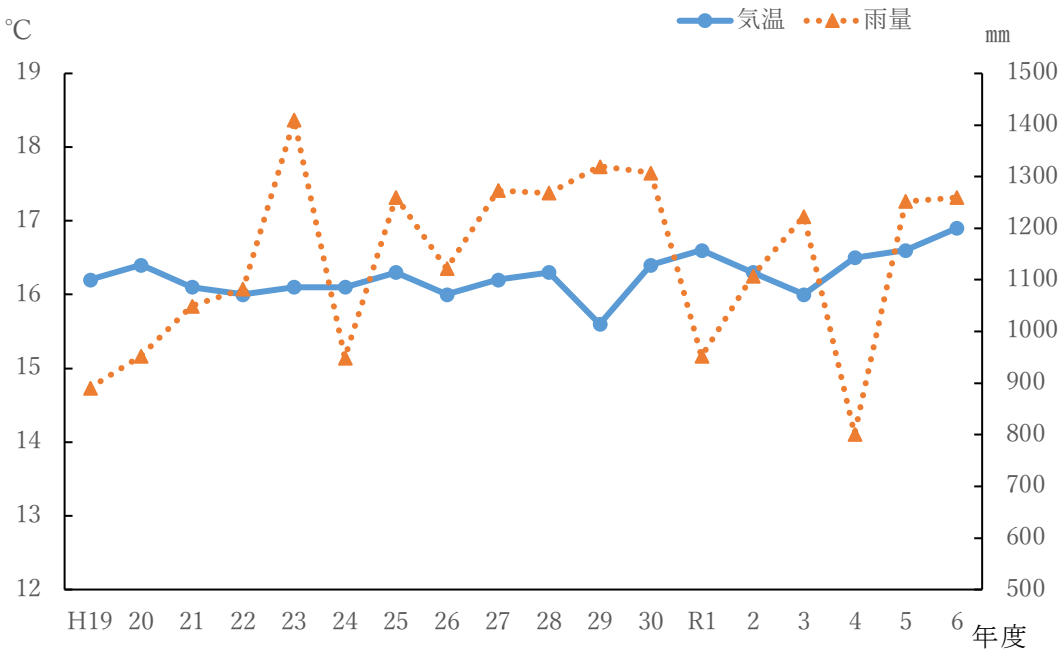


表 3 - 1 - 2 風向特性等解析表

(令和 6 年度)

解析項目 \ 測定地点	市役所	塩屋監視局	尾崎監視局	天和監視局	坂越監視局
風 向 特 性	NE,ENE やや卓越	N,NNW 卓越	NNW 卓越	W,WNW 卓越	ENE,E 卓越
風 速 特 性 (m/sec)	1.0~1.9 卓越	1.0~1.9 卓越	1.0~1.9 卓越	0.4~0.9 1.0~1.9 卓越	1.0~1.9 2.0~2.9 卓越
年間平均風速(m/sec)	2.4	1.9	2.1	1.9	2.1
静穏状態出現率(%)	3.0	4.1	4.3	4.4	1.9
風向別平均風速特性	WNW やや卓越	WNW やや卓越	SE やや卓越	SE やや卓越	SW やや卓越
解析項目 \ 測定地点	高雄監視局	大津監視局	有年監視局	下水管理センター	
風向特性	N,NNE 卓越	NW 卓越	ENE,S やや卓越	NNE 卓越	
風速特性 (m/sec)	0.4~0.9 1.0~1.9 卓越	1.0~1.9 卓越	0.4~0.9 1.0~1.9 卓越	1.0~1.9 2.0~2.9 卓越	
年間平均風速(m/sec)	1.7	2.0	1.5	2.7	
静穏状態出現率(%)	3.2	3.2	9.8	0.8	
風向別平均風速特性	S やや卓越	SE やや卓越	S,W 卓越	WSW やや卓越	

(注) 静穏とは、風速が 0.3m/sec 以下をいう。

表 3 - 1 - 3 年間平均風速

(令和 6 年度)(単位: m/sec)

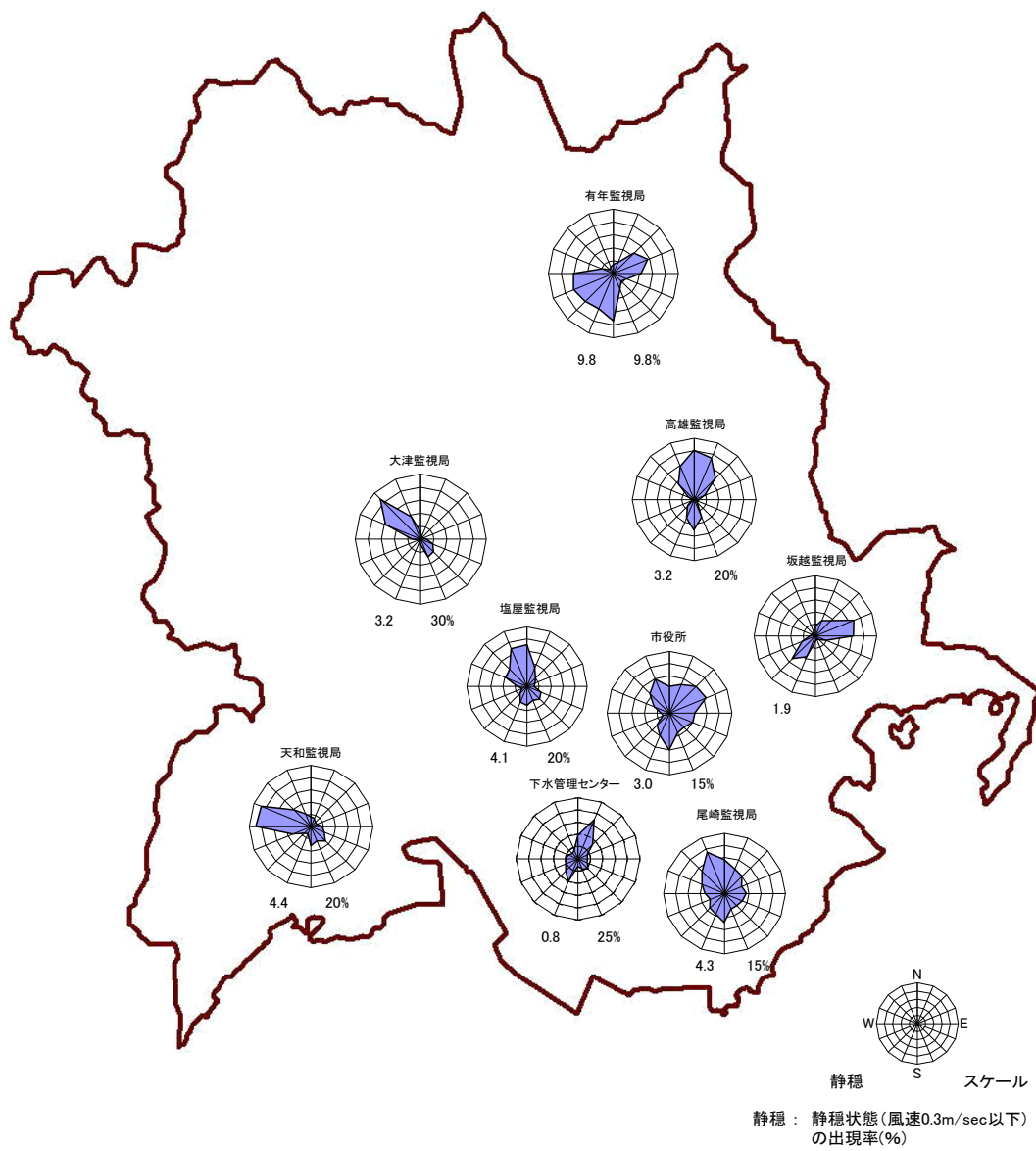
測定地点	市役所	塩屋監視局	尾崎監視局	天和監視局	坂越監視局
4 月 ~ 6 月	2.3	1.9	2.1	1.8	2.1
7 月 ~ 9 月	2.2	1.9	2.0	1.8	2.0
10 月 ~ 12 月	2.3	1.9	2.0	1.9	2.2
1 月 ~ 3 月	2.8	2.1	2.3	2.3	2.3
年 間	2.4	1.9	2.1	1.9	2.1
測定地点	高雄監視局	大津監視局	有年監視局	下水管理センター	
4 月 ~ 6 月	1.8	1.9	1.5	2.5	
7 月 ~ 9 月	1.6	1.7	1.4	2.4	
10 月 ~ 12 月	1.6	2.1	1.3	2.7	
1 月 ~ 3 月	1.9	2.4	1.8	3.2	
年 間	1.7	2.0	1.5	2.7	

表 3 - 1 - 4 風向別平均風速

(令和 6 年度)(単位: m/sec)

測定地点\風向	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW
市 役 所	2.3	1.7	1.4	1.1	1.3	2.0	3.0	3.0	2.8	3.2	4.1	3.5	3.6	4.1	3.6	2.7
塩屋監視局	1.6	1.4	1.2	1.1	1.2	1.8	2.5	2.2	2.5	2.4	2.5	2.4	2.9	2.9	2.1	1.7
尾崎監視局	1.4	1.6	1.6	2.0	2.4	2.4	3.4	2.1	2.2	2.4	3.0	3.0	3.2	2.9	2.0	1.4
天和監視局	1.7	1.6	1.9	1.8	2.1	2.4	2.6	1.9	1.9	1.7	2.3	2.0	2.0	1.7	2.3	2.2
坂越監視局	1.9	2.1	1.9	1.8	1.9	1.7	1.7	1.4	2.0	2.7	3.2	2.6	2.0	1.8	1.5	1.3
高雄監視局	2.0	1.3	1.1	0.9	0.9	1.1	1.3	2.5	2.7	2.5	2.0	1.1	1.0	1.3	1.3	2.1
大津監視局	1.8	1.2	1.1	1.1	1.5	2.3	2.6	2.4	1.8	1.2	1.1	1.1	2.3	2.6	1.8	2.1
有年監視局	1.2	1.2	1.5	1.5	1.3	1.0	1.0	1.5	2.4	1.5	1.2	1.9	2.5	1.4	1.0	1.2
下水管理センター	2.0	2.1	1.9	1.9	1.9	1.9	3.4	2.7	2.4	3.3	4.0	4.6	3.8	3.0	3.1	2.6

図 3-1-2 年間風配図（令和6年度）



第 4 章

大気環境の状況

1. 現況

大気環境監視網については、一般大気監視局として市内 8 か所に監視局舎を設置し大気環境の監視を行っている。

令和 6 年度の一般環境大気監視局（8 監視局）の監視結果概要は、次に示すとおりである。

(1) 硫黄酸化物（二酸化硫黄）

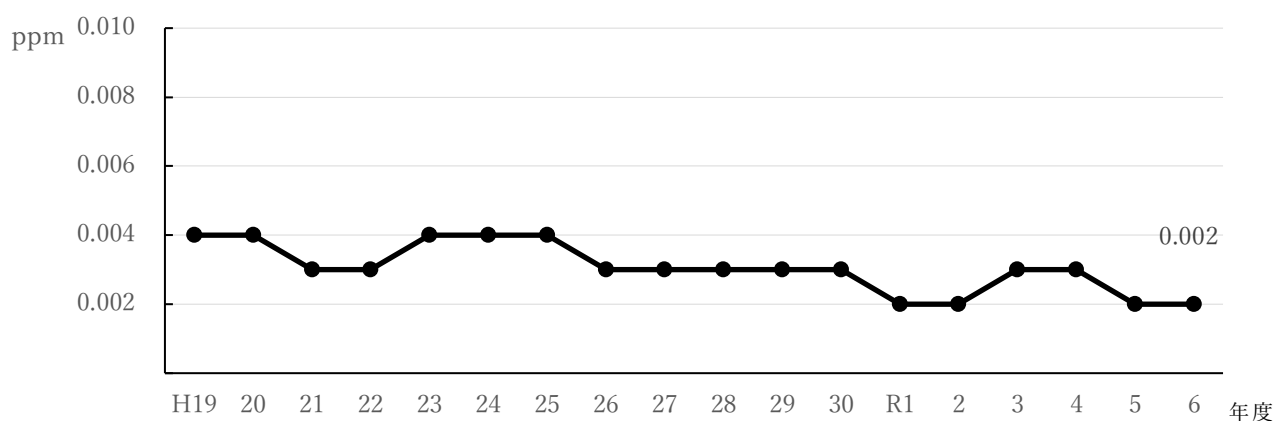
二酸化硫黄については、溶液導電率法及び紫外線蛍光法により測定しており、濃度の経年変化を年間平均値でみると、昭和 47 年度の 0.027 ppm をピークに減少しており、昭和 60 年度以降 0.005 ppm 以下の低濃度で推移している。

令和 6 年度の年間平均値（8 地点平均）は、0.002 ppm となっている。季節的、地域的に有意な較差は認められない。

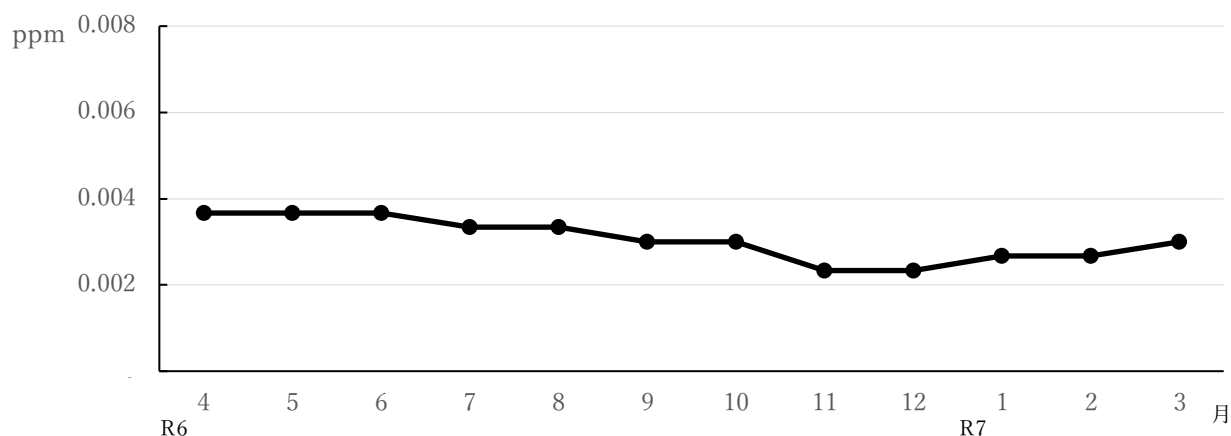
また、二酸化硫黄の環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること」であるが、表 4-1-1 にも示すとおり、すべての地点において適合している状況である。

図 4-1-1 二酸化硫黄濃度

(1) 年間平均値の経年変化



(2) 月間平均値の経月変化



(3) 測定地点別年間平均値・日平均値及び1時間値最高値

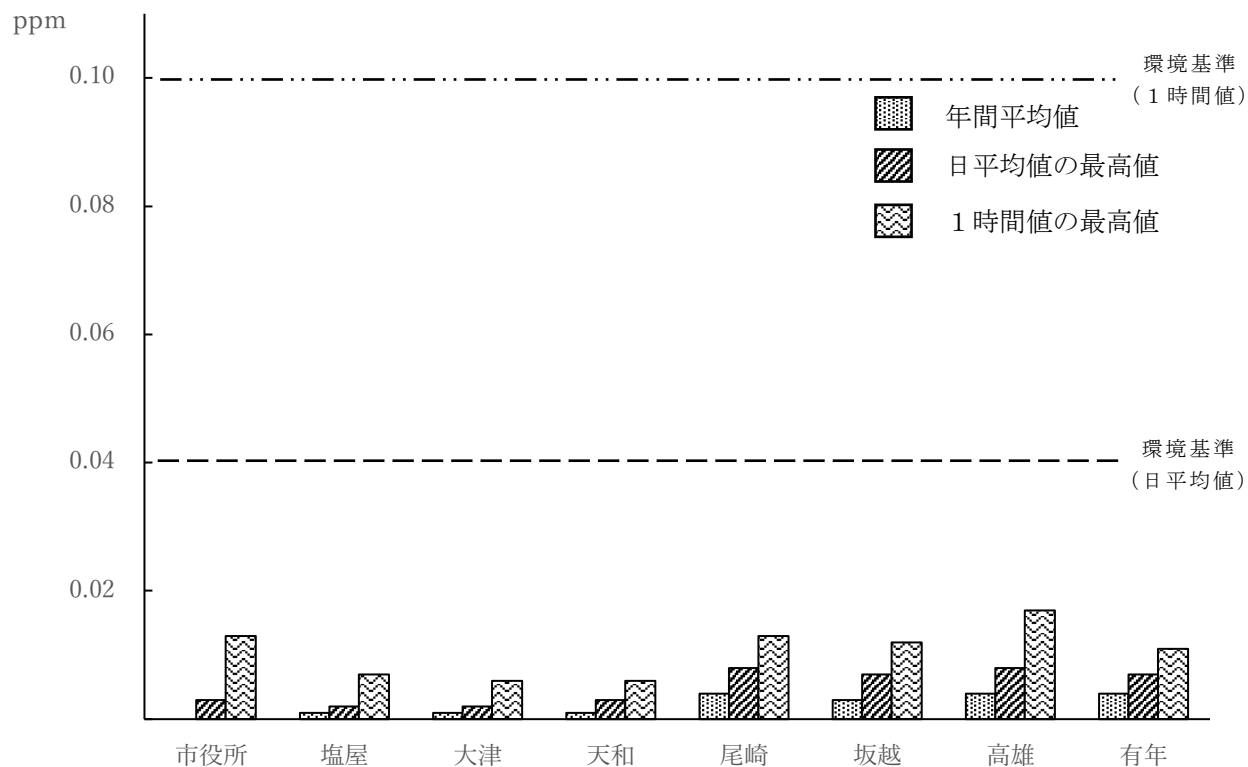


表4-1-1 二酸化硫黄濃度に係る環境基準の達成状況

測定局	用途地域	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超 えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを 超えた日数とその割合		1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が0.04ppmを 超えた日が2日以上連 続したことの有無	環境基準の長期的評価 による日平均値が 0.04ppmを超えた日数
		日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	日
市役所	商業	363	8673	0.000	0	0.0	0	0.0	0.013	0.002	○	0
塩屋	1種中高層住専	362	8652	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	○	0
尾崎	1種中高層住専	363	8732	0.004	0	0.0	0	0.0	0.013	0.007	○	0
天和	工専	365	8691	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	○	0
坂越	1種住居	365	8747	0.003	0	0.0	0	0.0	0.012	0.006	○	0
大津	市街化調整	363	8691	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	○	0
有年	市街化調整	364	8745	0.004	0	0.0	0	0.0	0.011	0.006	○	0
高雄	市街化調整	365	8742	0.004	0	0.0	0	0.0	0.017	0.006	○	0

(2) 浮遊粒子状物質

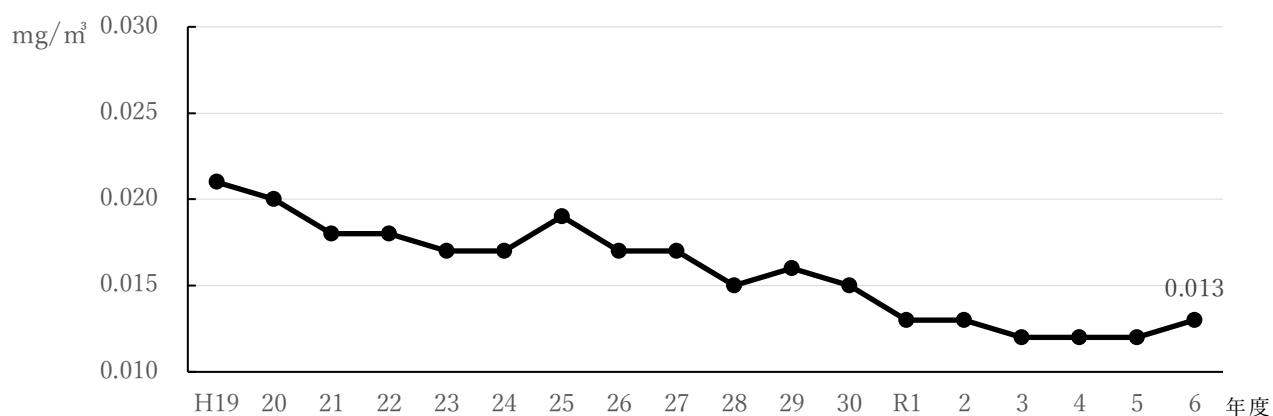
浮遊粒子状物質については、ベータ線吸収法により測定を行っており、令和6年度の年間平均値（8地点平均）は 0.013 mg/m^3 であり、図4-1-2に示すとおり前年度と同程度の値となっている。月間平均値においても、年間を通して同程度の値であった。

また、浮遊粒子状物質に係る環境基準は、「1時間値の1日平均が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること」であるが、表4-1-2に示すとおり1時間値の1日平均、1時間値ともにすべての地点において適合している状況である。

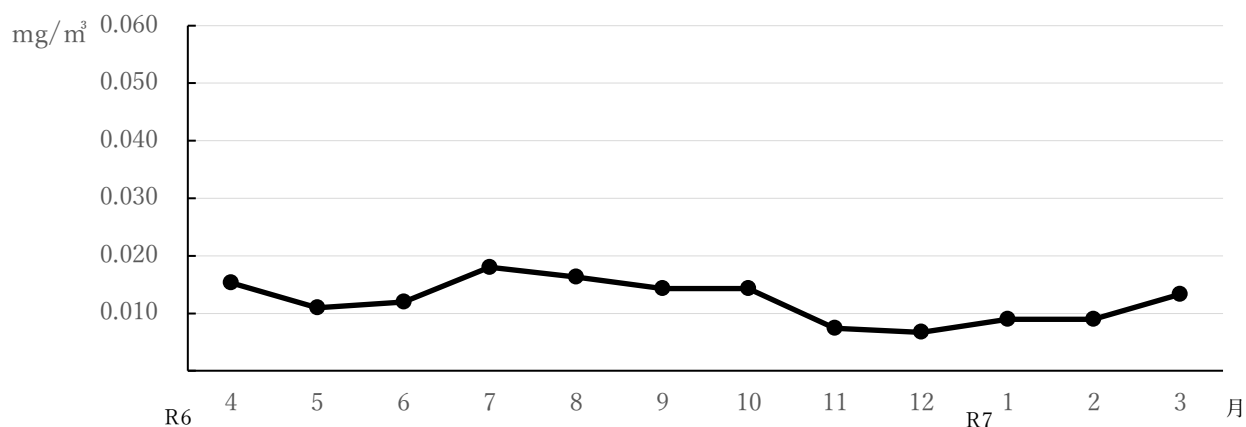
浮遊粒子状物質には、発生源から直接大気中に放出される一次粒子と硫黄酸化物・窒素酸化物等のガス状物質が大気中で粒子状物質に変化する二次生成粒子があり、一次粒子の発生源には工場などから排出されるばいじんやディーゼル排気粒子等の人的発生源と黄砂や土壌の巻き上げ等の自然発生源がある。

図4-1-2 浮遊粒子状物質濃度

(1) 年間平均値の経年変化



(2) 月間平均値の経月変化



(3) 測定地点別年間平均値及び日平均値の最高値

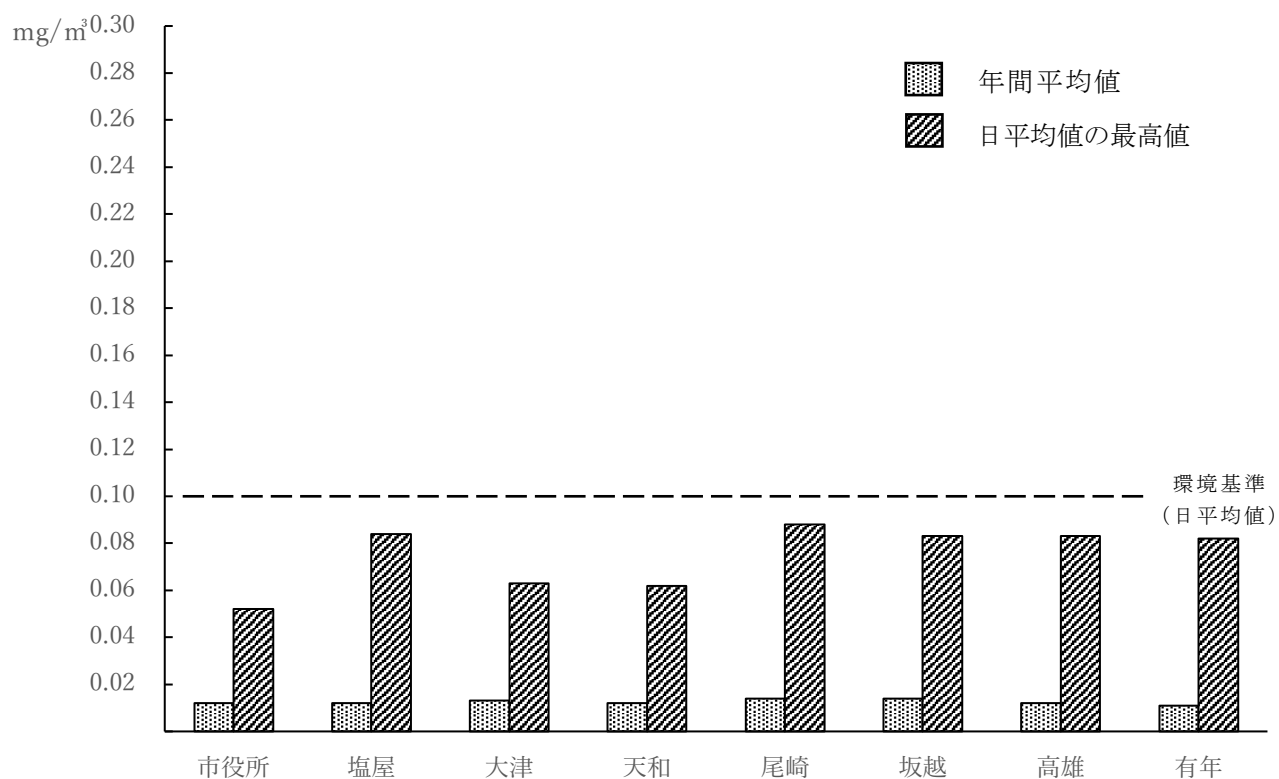


表 4 - 1 - 2 浮遊粒子状物質濃度に係る環境基準の達成状況

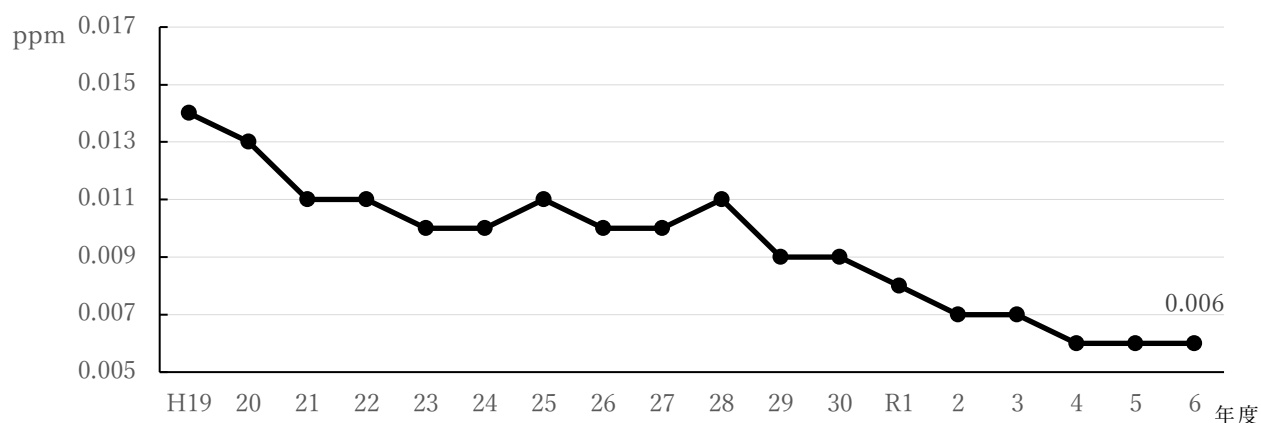
測定局	用途地域	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた時間数とその割合		日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日が2日以上連 続したことの有無	環境基準の長期的評価によ る日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日数
		日	時間	mg/m^3	時間	%	日	%	mg/m^3	mg/m^3	有× ・ 無○	日
市役所	商 業	363	8734	0.012	0	0.0	0	0.0	0.074	0.032	○	0
塩 屋	1種中高層住専	363	8716	0.012	0	0.0	0	0.0	0.114	0.031	○	0
尾 崎	1種中高層住専	363	8732	0.014	0	0.0	0	0.0	0.126	0.036	○	0
天 和	工 専	365	8739	0.012	0	0.0	0	0.0	0.094	0.035	○	0
坂 越	1種住居	365	8737	0.014	0	0.0	0	0.0	0.113	0.039	○	0
大 津	市街化調整	364	8740	0.013	0	0.0	0	0.0	0.088	0.033	○	0
有 年	市街化調整	364	8734	0.011	0	0.0	0	0.0	0.132	0.032	○	0
高 雄	市街化調整	365	8731	0.012	0	0.0	0	0.0	0.116	0.033	○	0

(3) 窒素酸化物（二酸化窒素）

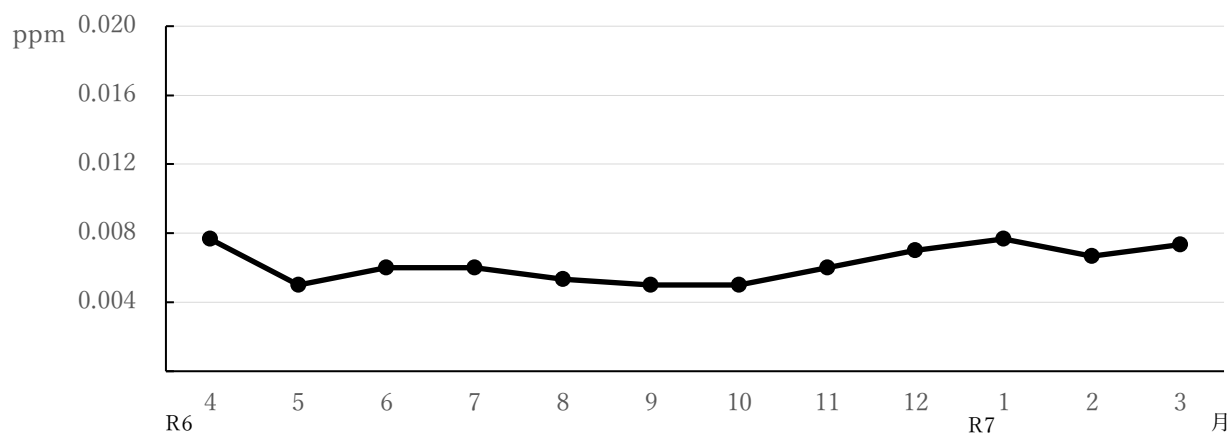
二酸化窒素については、吸光光度法及び化学発光法により測定を行っており、令和 6 年度の年間平均値（8 地点平均）は 0.006 ppm であり、図 4-1-3 に示すとおり近年同程度の濃度で推移している。季節的には冬期がやや高くなっている。二酸化窒素の環境基準「1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」については、表 4-1-3 に示すとおりすべての地点において適合している。

図 4-1-3 二酸化窒素濃度

(1) 年間平均値の経年変化



(2) 月間平均値の経月変化



(3) 測定地点別年間平均値及び日平均値の最高値

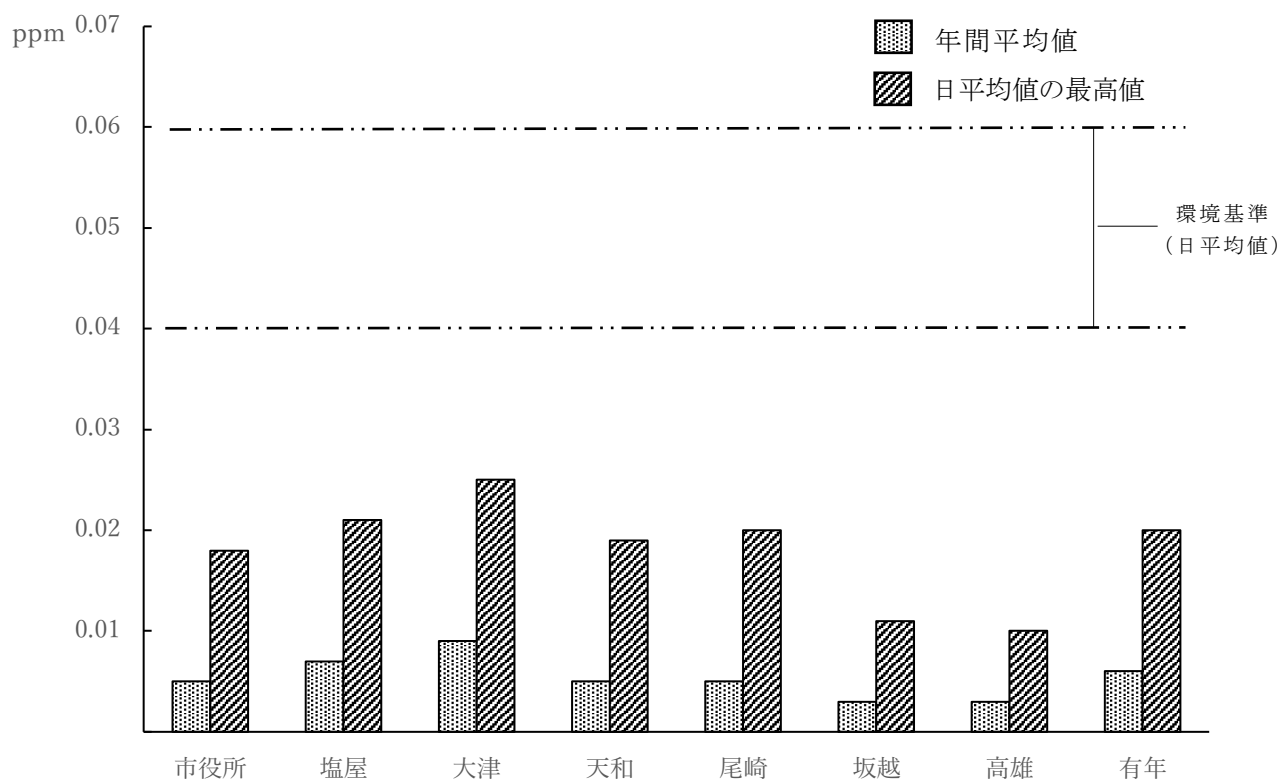


表 4-1-3 二酸化窒素濃度に係る環境基準の達成状況

測定局	用途地域	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	1時間値が0.2ppm を超えた時間数と その割合		1時間値が0.1ppm以上 0.2ppm以下の時間数と その割合		日平均値が0.06ppm を超えた日数と その割合		日平均値が0.04ppm 以上0.06ppm以下の 日数とその割合		日平均値の 年間98%値	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数
		日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日
市役所	商業	363	8676	0.005	0.025	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.012	0
塩屋	1種中高層住専	361	8664	0.007	0.037	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.015	0
尾崎	1種中高層住専	365	8700	0.005	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.012	0
天和	工専	365	8700	0.005	0.032	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.012	0
坂越	1種住居	360	8656	0.003	0.021	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.008	0
大津	市街化調整	361	8658	0.009	0.038	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
有年	市街化調整	357	8562	0.006	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0
高雄	市街化調整	364	8739	0.003	0.021	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.008	0

(4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントについては、市内2地点において紫外線吸収法により測定しており、2地点の年間平均値（昼間測定時間平均）は0.035ppmとなっている。光化学オキシダントについては、午前6時～午後8時の時間帯について評価することとされており、環境基準「1時間値が0.06ppm以下であること」については、表4-1-5に示すとおり、適合率は91.0%～93.8%となっている。

なお、本市における光化学スモッグ広報等は、市役所局のデータに基づき発令されることとなっている。過去10年間の状況は表4-1-4に示すとおりであり、平成27年8月に予報及び注意報が1回、平成30年8月に注意報が1回、令和元年5月に予報が3回、注意報が2回発令された。

表4-1-4 光化学スモッグ広報等発令状況の経年推移

（測定局：市役所）

年度	H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5		R6	
月	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報
5	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最高濃度	0.135 ppm		0.118 ppm		0.110 ppm		0.127 ppm		0.152 ppm		0.115 ppm		0.106 ppm		0.102 ppm		0.105 ppm		0.098 ppm	

表4-1-5 オキシダント濃度に係る環境基準の達成状況

測定局	用途地域	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の1時間値 の年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数		昼間の1時間値 の最高値	昼間の日最高 1時間値の 年平均値
		(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
市役所	商業	362	5464	0.037	92	493	0	0	0.098	0.051
有年	市街化調整	362	5462	0.032	77	339	0	0	0.102	0.050

(5) 降下ばいじん

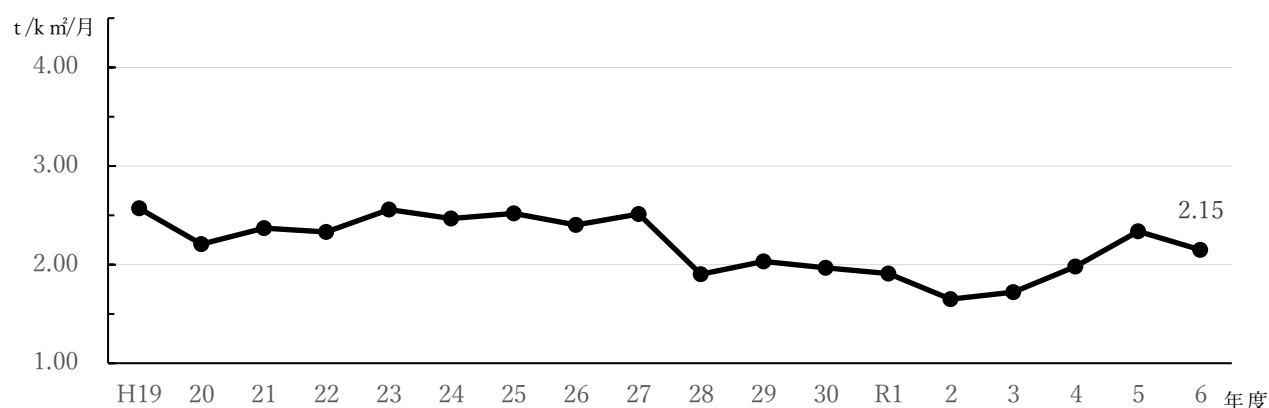
降下ばいじんについては、市内10地点においてデポジットゲージ法により測定を行っている。降下ばいじん量の推移についてみると、令和6年度は市内平均2.15 t/km²/月で前年度よりやや減少している。図4-1-4に示す年平均値の経年変化のとおり3 t/km²/月以下で推移している。

また、降下ばいじんの総量に対する不溶解性物質の比率を年平均でみると、すべての測定地点において50%以下となっている。（表4-1-6、8、9参照）

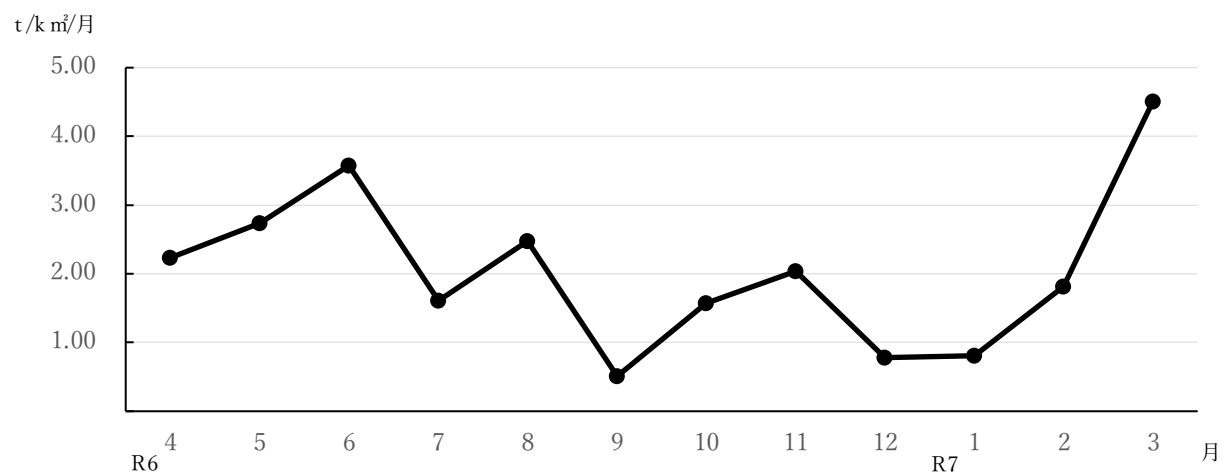
なお、降下ばいじんに係る本市の環境目標値「月間値の年間平均値が5 t/km²/月以下であり、かつ、月間値が10 t/km²/月以下であること」については、すべての測定地点で適合している状況である。（表4-1-7参照）

今後とも、良好な環境を維持するために工場に対する集じん対策の推進や発じん防止措置の徹底、集じん装置等の適正な維持管理、採石場内での散水徹底等粉じん防止対策について、引き続き指導を行う方針である。

図4-1-4 降下ばいじん量
(1) 年間平均値の経年変化



(2) 月間平均値の経月変化



(3) 測定地点別年間平均値及び月間最高値

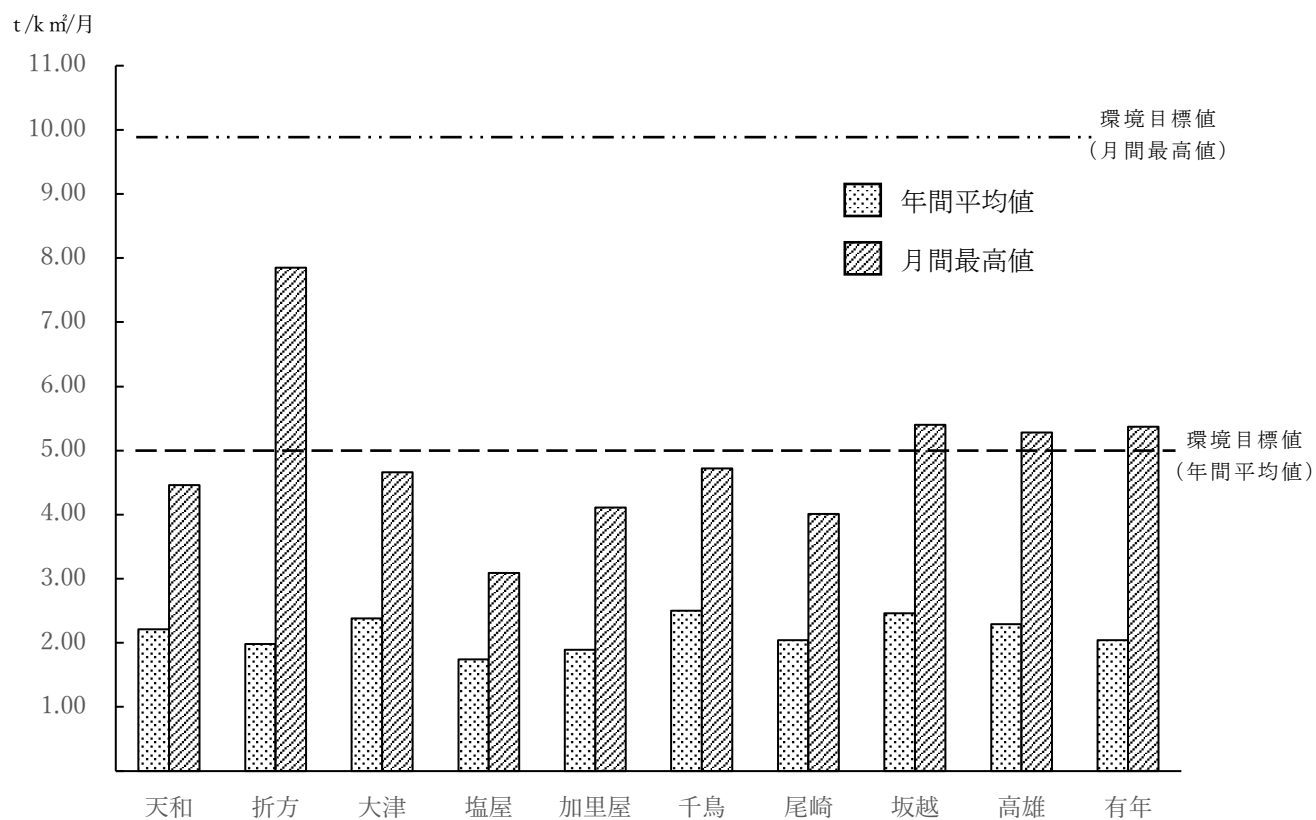


表4-1-6 降下ばいじん(総量) 測定結果

単位 : t/km²/月

測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大	最小	平均
天和	1.70	2.45	0.86	2.11	4.44	0.56	3.03	2.50	0.68	0.67	1.74	4.46	4.46	0.56	2.21
折方	0.95	1.28	3.57	1.88	1.08	0.31	1.14	1.63	0.72	0.55	1.39	7.85	7.85	0.31	1.98
大津	2.15	3.21	3.54	1.94	2.55	1.59	1.09	3.78	1.13	1.11	1.82	4.66	4.66	1.09	2.38
塩屋	1.73	1.40	1.51	1.52	1.34	0.48	1.75	2.97	0.76	0.76	2.60	3.09	3.09	0.48	1.74
加里屋	0.91	2.86	3.43	1.35	2.82	0.25	1.81	0.88	0.74	0.94	1.33	4.11	4.11	0.25	1.89
千鳥	3.25	4.72	3.25	1.73	2.71	0.11	2.04	1.15	0.99	0.98	2.65	4.43	4.72	0.11	2.50
尾崎	2.14	4.01	3.63	0.41	2.26	0.30	0.84	2.74	0.59	0.57	1.69	3.76	4.01	0.30	2.04
坂越	3.65	4.69	5.40	0.76	1.91	0.97	1.57	2.36	0.75	0.95	1.32	5.23	5.40	0.75	2.46
高雄	3.36	0.93	5.28	2.57	2.90	0.21	2.06	0.30	0.71	0.61	2.00	4.80	5.28	0.21	2.29
有年	2.41	1.87	5.37	1.78	2.82	0.34	0.38	2.08	0.70	0.99	1.52	2.66	5.37	0.34	2.04
最高	3.65	4.72	5.40	2.57	4.44	1.59	3.03	3.78	1.13	1.11	2.65	7.85	7.85		
最低	0.91	0.93	0.86	0.41	1.08	0.11	0.38	0.30	0.59	0.55	1.32	2.66		0.11	
平均	2.23	2.74	3.58	1.61	2.48	0.51	1.57	2.04	0.78	0.81	1.81	4.51			2.15

表4-1-7 降下ばいじんに係る環境目標値の達成状況

測定地点	有効測定月数 (月)	月間値の最高値 (t/km ² /月)	年平均値 (t/km ² /月)	月間値が10 t を超えた月数
天和	12	4.46	2.21	0
折方	12	7.85	1.98	0
大津	12	4.66	2.38	0
塩屋	12	3.09	1.74	0
加里屋	12	4.11	1.89	0
千鳥	12	4.72	2.50	0
尾崎	12	4.01	2.04	0
坂越	12	5.40	2.46	0
高雄	12	5.28	2.29	0
有年	12	5.37	2.04	0

表4-1-8 降下ばいじん量（溶解性）測定結果

単位：t/km²/月

測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大	最小	平均
天和	0.58	1.45	0.00	1.38	2.63	欠測	1.81	1.99	0.53	0.34	0.85	3.30	3.30	0.00	1.35
折方	0.00	0.34	2.67	1.30	0.36	欠測	0.32	1.19	0.56	0.33	0.75	6.87	6.87	0.00	1.34
大津	1.48	2.68	2.97	1.68	1.84	0.94	0.39	3.06	0.56	0.54	0.69	3.26	3.26	0.39	1.67
塩屋	0.78	0.60	0.64	1.04	0.67	欠測	0.98	2.43	0.42	0.55	1.29	2.09	2.43	0.42	1.04
加里屋	0.00	1.90	2.74	0.88	1.91	欠測	1.23	0.62	0.46	0.60	0.61	3.17	3.17	0.00	1.28
千鳥	2.37	3.96	2.74	1.56	2.35	欠測	1.63	0.85	0.58	0.36	1.33	3.35	3.96	0.36	1.92
尾崎	1.11	3.24	3.05	0.29	1.71	欠測	0.54	2.55	0.34	0.57	1.02	2.98	3.24	0.29	1.58
坂越	2.86	3.66	4.63	0.50	1.91	0.53	1.22	2.14	0.45	0.59	0.75	4.17	4.63	0.45	1.95
高雄	2.77	0.17	4.57	1.93	1.99	欠測	0.93	0.00	0.60	0.41	1.36	3.85	4.57	0.00	1.69
有年	1.72	0.79	4.51	1.36	2.26	欠測	0.00	1.61	0.60	0.70	1.03	1.44	4.51	0.00	1.46
最高	2.86	3.96	4.63	1.93	2.63	0.94	1.81	3.06	0.60	0.70	1.36	6.87	6.87		
最低	0.00	0.17	0.00	0.29	0.36	0.53	0.00	0.00	0.34	0.33	0.61	1.44		0.00	
平均	1.37	1.88	2.85	1.19	1.76	0.74	0.91	1.64	0.51	0.50	0.97	3.45			1.53

表4-1-9 降下ばいじん量（不溶解性）測定結果

単位：t/km²/月

測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大	最小	平均
天和	1.12	1.00	0.86	0.73	1.81	0.56	1.22	0.51	0.15	0.33	0.89	1.16	1.81	0.15	0.86
折方	0.95	0.94	0.90	0.58	0.72	0.31	0.82	0.44	0.16	0.22	0.64	0.98	0.98	0.16	0.64
大津	0.67	0.53	0.57	0.26	0.71	0.65	0.70	0.72	0.57	0.57	1.13	1.40	1.40	0.26	0.71
塩屋	0.95	0.80	0.87	0.48	0.67	0.48	0.77	0.54	0.34	0.21	1.31	1.00	1.31	0.21	0.70
加里屋	0.91	0.96	0.69	0.47	0.91	0.25	0.58	0.26	0.28	0.34	0.72	0.94	0.96	0.25	0.61
千鳥	0.88	0.76	0.51	0.17	0.36	0.11	0.41	0.30	0.41	0.62	1.32	1.08	1.32	0.11	0.58
尾崎	1.03	0.77	0.58	0.12	0.55	0.30	0.30	0.19	0.25	0.00	0.67	0.78	1.03	0.00	0.46
坂越	0.79	1.03	0.77	0.26	0.00	0.44	0.35	0.22	0.30	0.36	0.57	1.06	1.06	0.00	0.51
高雄	0.59	0.76	0.71	0.64	0.91	0.21	1.13	0.30	0.11	0.20	0.64	0.95	1.13	0.11	0.60
有年	0.69	1.08	0.86	0.42	0.56	0.34	0.38	0.47	0.10	0.29	0.49	1.22	1.22	0.10	0.58
最高	1.12	1.08	0.90	0.73	1.81	0.65	1.22	0.72	0.57	0.62	1.32	1.40	1.81		
最低	0.59	0.53	0.51	0.12	0.00	0.11	0.30	0.19	0.10	0.00	0.49	0.78		0.00	
平均	0.86	0.86	0.73	0.41	0.72	0.37	0.67	0.40	0.27	0.31	0.84	1.06			0.62

(6) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気環境中における微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、平成25年11月から、県により微小粒子状物質測定機が市役所本庁舎に設置され、測定が開始された。令和6年度の測定結果は、表4-1-10及び11に示すとおりである。県下41か所（令和6年度）の一般大気監視局にて測定されている値は県へ集約され、1時間ごとに県ホームページにて公表されている。一方、県下の地域を測定地点のエリアごとに6地域に区分し、各地点のPM_{2.5}の濃度が注意喚起情報の発信基準（最下部参照）を超えるような場合には、県からその地域に対して注意喚起情報が発信される。

赤穂市は、姫路市、たつの市、相生市など11市町を含む播磨西部地域に区分されているが、測定が開始された平成25年11月以降、赤穂市が属する播磨西部地域への注意喚起情報の発信は無い。（表4-1-12参照）

表4-1-10 令和6年度 微小粒子状物質測定結果（年間値）

測定局	有効測定日数	平均値(μg/m ³)	日平均値の年間98%値(μg/m ³)	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数の有効測定日数に対する割合
市役所	365	6.4	31.8	4	0.011

出典:「ひょうごの環境 兵庫県大気環境の状況(兵庫県)」

表4-1-11 令和6年度 微小粒子状物質測定結果（月間値）

		(単位: μg/m ³)												
測定局	項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
市役所	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	平均値(μg/m ³)	6.9	4.8	5.8	6.9	4.4	2.7	1.2	1.4	4.3	12.7	11.9	14.4	6.4
	日平均値の最高値(μg/m ³)	32.0	10.2	13.5	13.6	13.7	16.8	5.5	11.4	17.1	39.3	38.6	39.5	39.5
	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	4

出典:「ひょうごの環境 兵庫県大気環境の状況(兵庫県)」

表4-1-12 播磨西部地域における微小粒子状物質の注意喚起情報の発信状況

		(単位:日)											
年度	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注意喚起情報の発信について）

（１） 発信基準

- ① 午前5時から7時の1時間値の平均が85μg/m³を超えた場合
（各地域内の全測定局の上記1時間値すべてを平均して判断する。）
- ② 午前5時から12時の1時間値の平均が80μg/m³を超えた場合
（各地域内の全測定局の上記1時間値を測定局毎に平均し、その最大値で判断する。）
- ③ ①及び②の他、日中の濃度上昇や気象状況等により日平均値が70μg/m³を超えるおそれのある場合

（２） 地域区分

県下を6地域（神戸・阪神、播磨東部、播磨西部、但馬、丹波、淡路）に区分

播磨西部地域（姫路市、市川町、福崎町、神河町、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町）

(7) 市内放射線測定結果

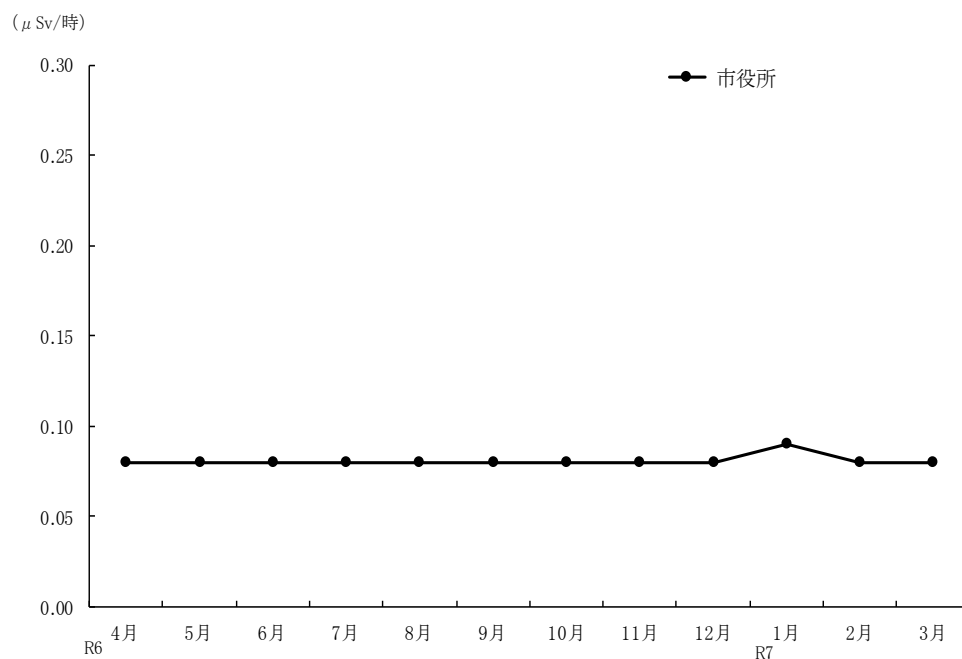
市内における放射線については、市役所本庁舎にて毎月1回測定を行っている。測定値については、0.08～0.09マイクロシーベルト／時で推移しており、大きな変動は無い。また、測定結果については放射線測定後、市ホームページにおいて随時公表を行っている。（表4-1-13、図4-1-5参照）

測定結果において、自然界に存在するといわれている放射線量（2.4ミリシーベルト／年（0.27マイクロシーベルト／時））を超える値は観測されていない。

表4-1-13 令和6年度 放射線測定結果

(単位: $\mu\text{Sv}/\text{時}$)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市役所	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.09	0.08	0.08

図4-1-5 地点別放射線測定値における経月変化



第 5 章

水質の状況

1. 水質の現況

(1) 市内河川の水質

本市の主要河川である、千種川・長谷川・加里屋川・新川・大津川・塩屋川・矢野川の7河川の計15地点において年間4回水質調査を実施した。

これら河川の水質は、前年度と比較すると、各河川とも前年度と同じような数値を示しており、近年はほぼ横ばいの状況で推移している。7河川の水質を生物化学的酸素要求量（BOD）を指標に比較すると、長谷川が最も良好で、千種川、矢野川、大津川、塩屋川、新川、加里屋川の順となっている。（表5-1-1参照）なお、千種川以外の河川については、環境基準が設定されていないため、環境基準に準じた環境目標値（表5-1-3参照、以下「目標値」という）を設け、水質保全の指針としている。

各河川の概況は以下のとおりである。

ア 千種川

環境省より名水百選に選定されている千種川は、A類型の環境基準（千種町室橋より上流はAA類型）が当てはめられている。調査は、檜原橋・有年橋・富原橋・高雄橋・高雄橋下流・坂越大橋・新赤穂大橋の7地点で実施した。表5-1-2に示すように、環境基準適合状況は、水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）、大腸菌は100%、BOD及び溶存酸素量（DO）が93%となっていた。

各測定地点（感潮域の新赤穂大橋を除く。）の状況をみると、pH、SS、DO、化学的酸素要求量（COD）、BODについては、上流域から下流域までほとんど水質変動は認められない。

なお、坂越大橋（令和2年度まで旧坂越橋で採水）における水質の経年変化を図5-1-1に示している。上流域における河川改修の影響によるものと考えられるSSの変動があるが、基準値の範囲内となっている。

イ 長谷川

千種川の支流である長谷川は、源流から千種川への流入点まで全水域をA類型に当てはめている。調査は、上組橋で実施した。

目標値適合状況は、全項目で100%となっている。（表5-1-3参照）

ウ 加里屋川

加里屋川は、中洲橋地点をC類型、城南橋地点をD類型に当てはめている。市街地の中心部水域の中洲橋での目標値適合状況は、pH、BOD、SS、DOは100%、CODが67%となっている。河口部域の城南橋では、SS、DOは100%、pH、BOD、CODが75%となっている。（表5-1-3参照）

エ 新川

新川は、城西橋地点をD類型に当てはめている。目標値適合状況は、全項目で100%となっている。（表5-1-3参照）

また、水質経年変化を図5-1-2に示しているが、前年と比較して横ばいの状況であった。

オ 大津川

大津川は、船渡橋地点をA類型、石ヶ崎橋をC類型にあてはめている。船渡橋での目標値適合状況は、pH、SS、DOは100%、BOD、CODが75%となっている。石ヶ崎橋では、全項目で100%となっている。（表5-1-3参照）

カ 塩屋川

塩屋川の目標値は未設定であるが、昭和61年度より塩屋橋において調査を実施している。調査結果については、年間平均値でpH 8.4、BOD 1.5 mg/L、DO 11 mg/L、COD 4.6 mg/L、SS 12.0 mg/L となっている。（表5-1-4参照）

キ 矢野川

矢野川は、赤穂市境界線から千種川流入点までの水域をA類型にあてはめている。調査は、黒尾橋で実施した。目標値適合状況は、BOD、SS、DOは100%、pHが75%、CODが25%となっている。（表5-1-3参照）

表 5－1－1 市内主要河川の水質状況（平均値）

（令和 6 年度）

項目 河川名	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
千 種 川	7.7	0.9	2	10.3	59.1
長 谷 川	7.3	0.8	2	10.4	149.3
加 里 屋 川	7.9	3.9	6	10.1	30.4
新 川	8.2	1.7	8	11.0	207.5
大 津 川	7.9	1.3	5	9.7	35.3
塩 屋 川	8.4	1.5	11	12.0	177.3
矢 野 川	7.8	1.0	2	10.8	295.5

表 5－1－2 千種川水質の環境基準適合状況

（令和 6 年度）

項 目	pH		BOD		SS		DO		大腸菌数	
基準値	6.5 以上 8.5 以下		2mg/L 以下		25mg/L 以下		7.5mg/L 以上		300CFU/100 mL 以下	
檜 原 橋	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%
有 年 橋	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	3/4	75%	4/4	100%
富 原 橋	4/4	100%	3/4	75%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%
高 雄 橋	4/4	100%	3/4	75%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%
高雄橋下流	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%
坂 越 大 橋	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%
新赤穂大橋	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%
総 合 評 価	28/28	100%	26/28	93%	28/28	100%	27/28	96%	28/28	100%

図 5－1－1 坂越大橋（旧坂越橋）における水質の経年変化

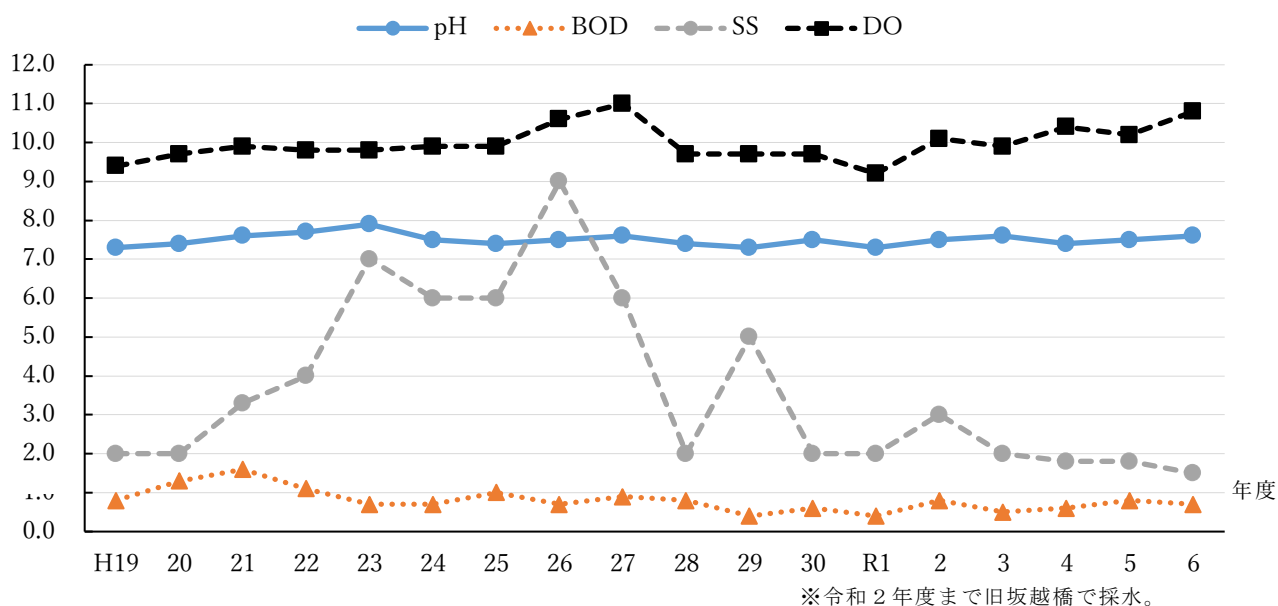
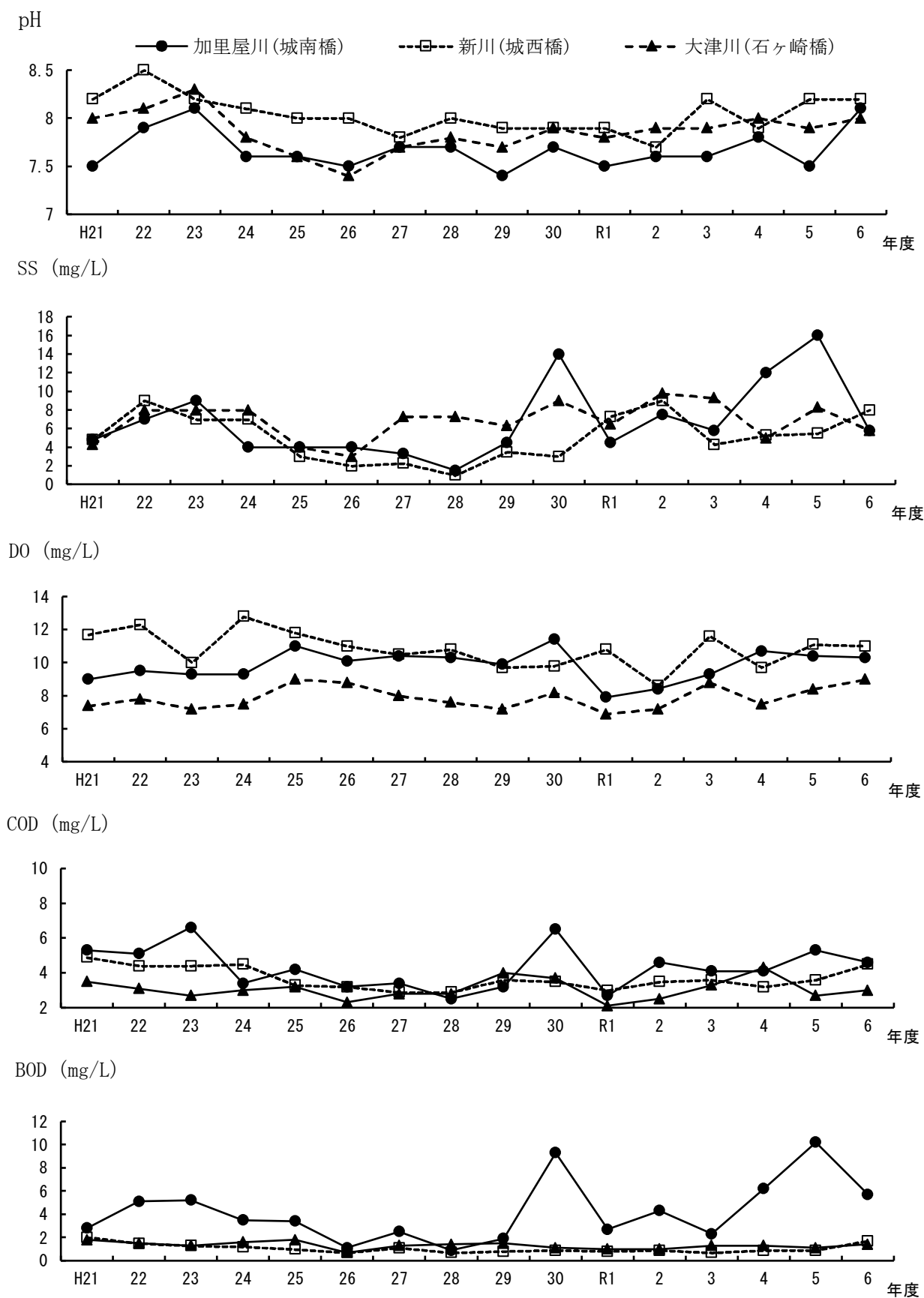


表 5－1－3 市内小河川水質の環境目標値適合状況

(令和 6 年度)

河川　＼　測定地点		類型	環　　境　　目　　標　　値									
			pH		BOD		SS		DO		COD	
		A	6.5 以上 8.5 以下		2mg/L 以下		5mg/L 以下		7.5mg/L 以上		2mg/L 以下	
		B	6.5 以上 8.5 以下		3mg/L 以下		10mg/L 以下		5mg/L 以上		3mg/L 以下	
		C	6.5 以上 8.5 以下		5mg/L 以下		15mg/L 以下		5mg/L 以上		5mg/L 以下	
		D	6.0 以上 8.5 以下		8mg/L 以下		20mg/L 以下		2mg/L 以上		8mg/L 以下	
長　　谷　　川	上　　組　　橋	A	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%
加　里　屋　川	中　　洲　　橋	C	3/3	100%	3/3	100%	3/3	100%	3/3	100%	2/3	67%
	城　　南　　橋	D	3/4	75%	3/4	75%	4/4	100%	4/4	100%	3/4	75%
大　　津　　川	船　　渡　　橋	A	4/4	100%	3/4	75%	4/4	100%	4/4	100%	3/4	75%
	石ヶ崎橋	C	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%
新　　　川	城　　西　　橋	D	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%
矢　　野　　川	黒　　尾　　橋	A	3/4	75%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	1/4	25%
総　　合　　評　　価			25/28	89%	25/28	89%	27/28	96%	27/28	96%	21/28	75%

図 5 - 1 - 2 市内小河川の水質経年変化（最下流地点）



※平成 16 年度～20 年度の石ヶ崎橋は橋梁工事のため採水できず、調査は実施していない。

表 5 - 1 - 4 河川水質調査結果（定例調査）総括

（令和6年度）

水系	項目 地 点		水温 ℃	生 活 環 境 項 目						そ の 他 の 項 目					
				pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌数	CL ⁻	NH ₄ -N	NO ₂ -N	NO ₃ -N	PO ₄ -P	
					mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	CFU/100mL	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	
千種川	檜原橋	最高	29.2	7.7	1.3	2.4	10	13	190	11	0.02	0.01	0.43	0.02	
		最低	3.2	7.5	0.5	1.4	ND	9	32	4	ND	ND	0.11	0.01	
		平均	16.1	7.7	0.9	1.8	4	10.9	121	6	0.01	0.01	0.31	0.01	
	有年橋	最高	28.9	8.0	1.0	2.1	2	12	110	12	0.05	0.01	0.44	0.02	
		最低	3.9	7.4	0.5	1.3	ND	6.8	60	6	ND	ND	0.17	0.01	
		平均	16.5	7.7	0.8	1.6	1	9.0	76	8	0.02	0.01	0.35	0.01	
	富原橋	最高	29.8	7.8	2.6	2.4	2	14	100	12	0.07	0.01	0.48	0.01	
		最低	4.8	7.4	0.7	1.7	ND	8.3	10	5	ND	ND	0.14	ND	
		平均	17.0	7.6	1.5	2.0	1	10.2	56	8	0.03	0.01	0.35	0.01	
	高雄橋	最高	30.0	8.1	2.1	1.7	2	13	94	12	0.03	0.01	0.47	0.02	
		最低	4.1	7.4	0.6	1.5	1	9.1	ND	6	ND	ND	0.14	ND	
		平均	16.9	7.8	1.1	1.6	2	10.8	47	8	0.02	0.01	0.36	0.01	
	高雄橋下流	最高	29.8	8.2	0.9	1.6	3	13	120	11	0.02	0.01	0.47	0.02	
		最低	4.9	7.4	0.5	1.3	ND	8.9	7	6	ND	ND	0.17	ND	
		平均	17.1	7.8	0.6	1.5	2	11.0	55	8	0.01	0.01	0.37	0.01	
	坂越大橋	最高	30.1	7.9	0.8	1.7	2	13	88	11	0.02	0.01	0.49	0.02	
		最低	4.2	7.4	0.5	1.2	ND	9.2	17	6	ND	ND	0.15	ND	
		平均	17.0	7.6	0.7	1.5	2	10.8	41	8	0.01	0.01	0.36	0.01	
	新赤穂大橋	最高	31.0	8.1	1.8	2.6	2	11	36	12,000	0.04	0.01	0.42	0.02	
		最低	4.5	7.6	ND	1.2	1	7.6	ND	1,800	0.01	ND	0.03	ND	
		平均	17.7	7.8	1.1	2.2	2	9.4	19	7,975	0.02	0.01	0.19	0.01	
加里屋川	中洲橋	最高	29.0	7.7	2.2	3	10	12	52	920	0.08	0.02	0.73	0.03	
		最低	11.9	7.4	0.8	2.5	2	8.8	34	6	ND	ND	0.04	0.02	
		平均	21.2	7.6	1.5	2.9	5	9.9	43	311	0.04	0.01	0.38	0.02	
城南橋	最高	30.7	8.8	18	8	9	11	49	1,900	84	0.27	1.0	0.05		
	最低	7.1	7.7	0.6	2.5	3	10	3	21	ND	ND	0.02	0.02		
	平均	18.4	8.1	5.7	4.6	6	10.3	21	536	22.8	0.09	0.45	0.03		
新川	城西橋	最高	31.9	8.5	3.3	5.5	14	13	700	2,100	0.40	0.02	0.24	0.19	
		最低	7.1	8.0	0.9	3.6	5	10	17	180	ND	ND	0.01	0.07	
		平均	18.1	8.2	1.7	4.5	8	11.0	208	1,270	0.19	0.01	0.08	0.13	
長谷川	上組橋	最高	23.9	7.8	1.8	1.9	2	12	340	7	0.06	ND	0.31	ND	
		最低	3.7	6.9	ND	1.0	ND	8.5	15	4	ND	ND	0.14	ND	
		平均	14.0	7.3	0.8	1.4	2	10.4	149	6	0.02	0.01	0.22	0.01	
大津川	船渡橋	最高	35.9	7.9	2.2	6.0	5	13	150	11,000	0.03	0.01	0.53	0.08	
		最低	5.9	7.5	0.7	1.2	2	8.8	5	19	ND	ND	0.02	ND	
		平均	20.1	7.8	1.1	2.7	4	10.5	64	4,555	0.02	0.01	0.33	0.03	
	石ヶ崎橋	最高	33.0	8.1	2.7	3.7	8	10	13	17,000	0.10	0.01	0.08	0.05	
		最低	5.8	7.9	0.8	2.3	3	8.1	ND	11,000	ND	ND	ND	0.01	
塩屋川	塩屋橋	最高	32.0	9.0	2.4	7.6	34	15	330	46	0.06	0.02	0.5	0.02	
		最低	4.0	7.5	0.8	3.0	ND	10	9	19	ND	ND	0.04	ND	
		平均	18.1	8.4	1.5	4.6	11	12.0	177	35	0.02	0.01	0.40	0.02	
	黒尾橋	最高	28.9	8.6	1.3	2.9	5	13	560	12	0.24	0.02	0.9	0.04	
		最低	3.0	7.3	ND	2.0	ND	9.0	62	6	0.01	0.01	0.37	0.03	
		平均	16.0	7.8	1.0	2.6	2	10.8	296	8	0.09	0.01	0.63	0.03	
	定量下限					0.5	0.5	1	0.5	1	1	0.01	0.01	0.01	0.01

※NDは定量下限未満を示す。

(2) 地先海域の水質

地先海域の水質（環境基準はA類型に指定されている。）については、昭和46年度より地先海域11地点において調査を実施しており、令和6年度は、6月、9月、12月、2月の4回、水質調査を実施した。（表5-2-3参照）

水質の調査結果について年間平均値をみると、pH 8.1、COD 2.5 mg/L、DO 8.4 mg/L、大腸菌数 4.9 CFU/100mL になっている。環境基準の適合率をみると、pHが100%、CODが5%、DOが73%、大腸菌数が100%となっており、前年と比較し、COD、DOの適合率が上がっている状況であった。

また、水質の重金属、有機塩素系化合物等の健康項目については、古池沖、取揚島、放水口地先、生島沖の4地点で9月に調査を実施し、表5-2-4に示すとおりすべての項目について、環境基準に適合していた。

表5-2-1 地先海域の水質状況（平均）

（令和6年度）			
pH	COD (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
8.1	2.5	8.4	4.9

表5-2-2 地先海域水質の環境基準達成状況

（令和6年度）				
項目	pH	COD	DO	大腸菌数
基準値	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
適合率	100%	5%	73%	100%

図5-2-1 地先海域の水質経年変化

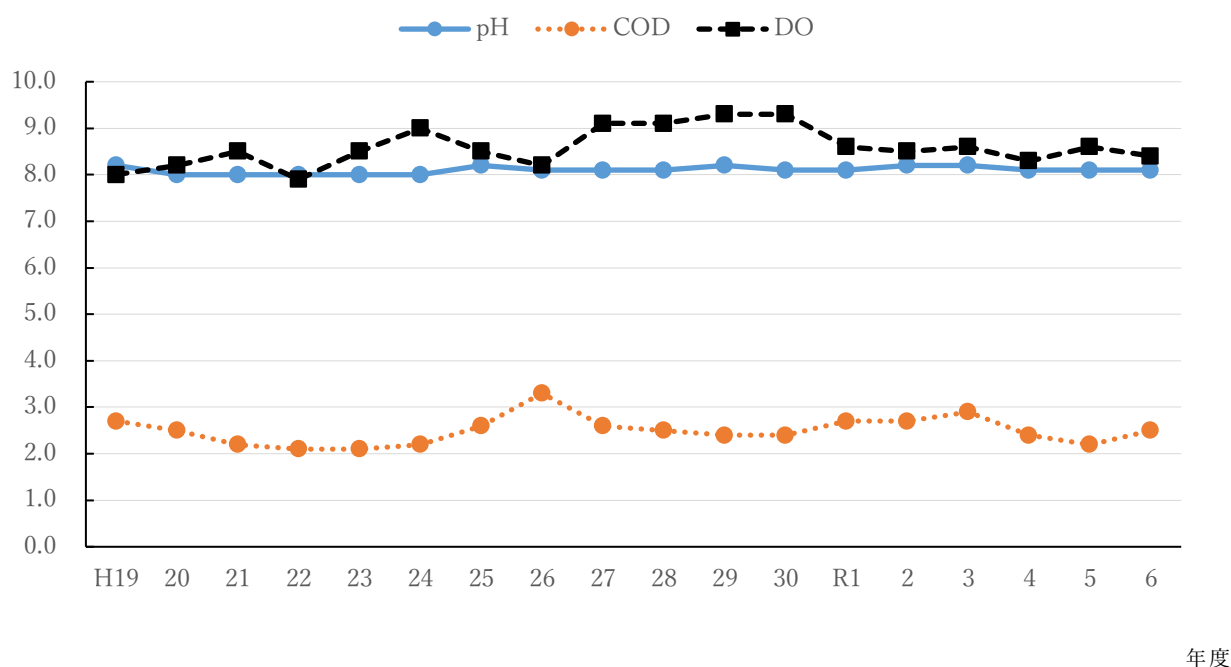


表 5 - 2 - 3 地先海域水質調査結果

(令和 6 年度)

項 目 地 点				生 活 環 境 項 目					そ の 他 の 項 目				
	月日	時刻	水温 ℃	pH	DO mg/L	COD mg/L	大腸菌数 CFU/100mL	濁度 度	Cl ⁻ mg/L	NH ₄ -N mg/L	NO ₂ -N mg/L	NO ₃ -N mg/L	PO ₄ -P mg/L
古 池 沖	6.13	10:17	24.7	8.1	7.8	2.5	47	1.0	12,000	0.13	ND	ND	0.02
	9.12	11:07	30.5	8.3	6.9	2.5	2	3.0	15,000	0.05	ND	ND	0.02
	12.4	10:19	14.0	8.0	8.6	2.0	ND	2.0	14,000	0.09	ND	ND	0.02
	2.25	10:43	5.6	8.1	11	2.2	ND	4.0	17,000	0.04	ND	ND	0.01
	平均		18.7	8.1	8.6	2.3	2	2.3	18,250	0.02	0.01	0.01	0.02
大津川河口	6.13	10:47	25.0	8.0	8	3.2	9	1.0	8,900	0.30	ND	ND	0.04
	9.12	11:48	30.9	8.1	7.8	2.7	2	3.0	14,000	0.08	ND	ND	0.03
	12.4	10:40	14.6	8.0	8.5	2.3	4	1.0	15,000	0.10	ND	0.02	0.03
	2.25	11:08	6.4	8.1	10.0	2.2	ND	2.0	16,000	0.07	ND	ND	0.01
	平均		19.2	8.1	8.5	2.6	7	1.7	18,250	0.03	0.01	0.01	0.02
江 見 ノ 鼻	6.13	11:01	24.6	8.2	8	3.0	3	ND	12,000	0.27	ND	ND	0.04
	9.12	12:00	30.3	8.2	7.2	2.6	1	1.0	15,000	0.07	ND	ND	0.03
	12.4	10:51	15.1	8.0	8.6	2.5	2	1.0	15,000	0.10	ND	0.03	0.03
	2.25	11:20	6.7	8.1	10	2.3	ND	2.0	17,000	0.06	ND	ND	0.02
	平均		19.2	8.1	8.5	2.6	12	1.5	18,250	0.02	0.01	0.01	0.02
江見ノ鼻沖	6.13	10:32	24.6	8.1	8.1	2.6	11	1.0	10,000	0.17	ND	ND	0.02
	9.12	11:32	30.7	8.2	7.1	2.5	ND	3.0	15,000	0.20	ND	ND	0.02
	12.4	10:29	14.5	8.0	8.5	2.5	1	1.0	15,000	0.09	ND	0.01	0.02
	2.25	10:56	5.7	8.2	11	2.2	ND	1.0	15,000	0.06	ND	ND	0.01
	平均		18.9	8.1	8.7	2.5	11	1.3	18,000	0.02	0.01	0.01	0.02
松 ノ 鼻	6.13	11:14	23.6	8.1	8.5	3.0	2	1.0	9,300	0.30	ND	ND	0.04
	9.12	12:12	30.6	8.2	6.7	3.1	2	3.0	15,000	0.13	ND	ND	0.03
	12.4	11:00	15.0	8.0	8.7	2.7	26	1.0	16,000	0.51	0.03	0.16	0.03
	2.25	11:32	6.1	8.1	10.0	2.2	ND	1.0	14,000	0.1	ND	0.01	0.02
	平均		18.8	8.1	8.5	2.8	62	1.0	16,750	1.12	0.05	0.12	0.09
取 揚 島	6.13	9:57	23.9	8.0	7.4	3.1	5	ND	11,000	0.25	ND	0.03	0.03
	9.12	10:36	30.3	8.1	6.7	2.9	7	3.0	13,000	0.07	ND	ND	0.03
	12.4	10:04	15.4	8.0	8.0	2.4	ND	2.0	15,000	0.05	0.01	0.03	0.03
	2.25	10:20	5.6	8.2	11.0	2.3	1	ND	16,000	0.09	ND	ND	0.02
	平均		18.8	8.1	8.3	2.7	29	1.2	17,750	0.02	0.01	0.01	0.02
千種川河口	6.13	11:33	25.0	8.0	7.2	2.7	5	1.0	10,000	0.21	ND	0.01	0.03
	9.12	12:27	30.8	8.0	6.9	3.2	8	4.0	10,000	0.26	ND	0.02	0.03
	12.4	11:13	15.0	8.0	8.5	2.4	3	1.0	12,000	0.04	0.01	0.10	0.03
	2.25	11:44	6.0	8.2	11.0	2.2	ND	1.0	12,000	0.06	ND	ND	0.01
	平均		19.2	8.1	8.4	2.6	12	1.1	13,750	0.04	0.01	0.08	0.03
御 崎 港	6.13	11:46	24.5	8.0	7.6	2.3	ND	1.0	12,000	0.10	ND	ND	0.02
	9.12	12:43	31.1	8.1	7.8	2.7	ND	2.0	15,000	0.07	ND	ND	0.03
	12.4	11:20	15.1	8.0	8.6	2.4	ND	1.0	13,000	0.05	0.01	0.03	0.02
	2.25	12:00	6.4	8.1	10.0	2.3	1	1.0	17,000	0.06	ND	ND	0.02
	平均		19.3	8.1	8.5	2.4	14	1.1	17,750	0.03	0.01	0.02	0.02
御 前 岩	6.13	9:42	23.5	8.1	7.8	2.3	ND	ND	14,000	0.07	ND	ND	0.02
	9.12	10:21	29.6	8.2	6.9	2.5	1	1.0	15,000	0.02	ND	ND	0.02
	12.4	9:44	14.5	8.0	8.1	2.3	1	1.0	17,000	0.06	0.01	0.03	0.03
	2.25	10:05	6.2	8.2	11.0	2.3	ND	1.0	14,000	0.04	ND	0.02	0.02
	平均		18.5	8.1	8.5	2.4	5	0.9	18,500	0.02	0.01	0.01	0.02
放水口地先	6.13	9:27	23.9	8.1	7.8	2.0	1	ND	11,000	0.08	ND	ND	0.02
	9.12	9:50	29.8	8.2	6.8	2.5	ND	1.0	14,000	0.04	ND	ND	0.01
	12.4	9:27	15.2	8.0	8.2	2.4	ND	1.0	14,000	0.08	ND	0.02	0.02
	2.25	9:50	6.1	8.2	10.0	2.2	ND	ND	15,000	0.04	ND	ND	0.02
	平均		18.8	8.1	8.2	2.3	17	1.1	17,750	0.02	0.01	0.01	0.02
生 島 沖	6.13	9:11	24.6	8.1	7.3	2.3	1	ND	12,000	0.14	ND	ND	0.02
	9.12	9:10	30.4	8.1	6.6	2.7	ND	1.0	15,000	0.04	ND	ND	0.02
	12.4	9:10	14.2	8.0	8.5	2.4	1	1.0	13,000	0.09	ND	ND	0.03
	2.25	9:35	6.3	8.2	10.0	2.5	ND	1.0	12,000	0.05	ND	ND	0.02
	平均		18.9	8.1	8.1	2.5	10	0.7	18,500	0.02	0.01	0.01	0.02

※NDは定量下限未満を示す

表 5 - 2 - 4 地先海域水質調査結果（健康項目）

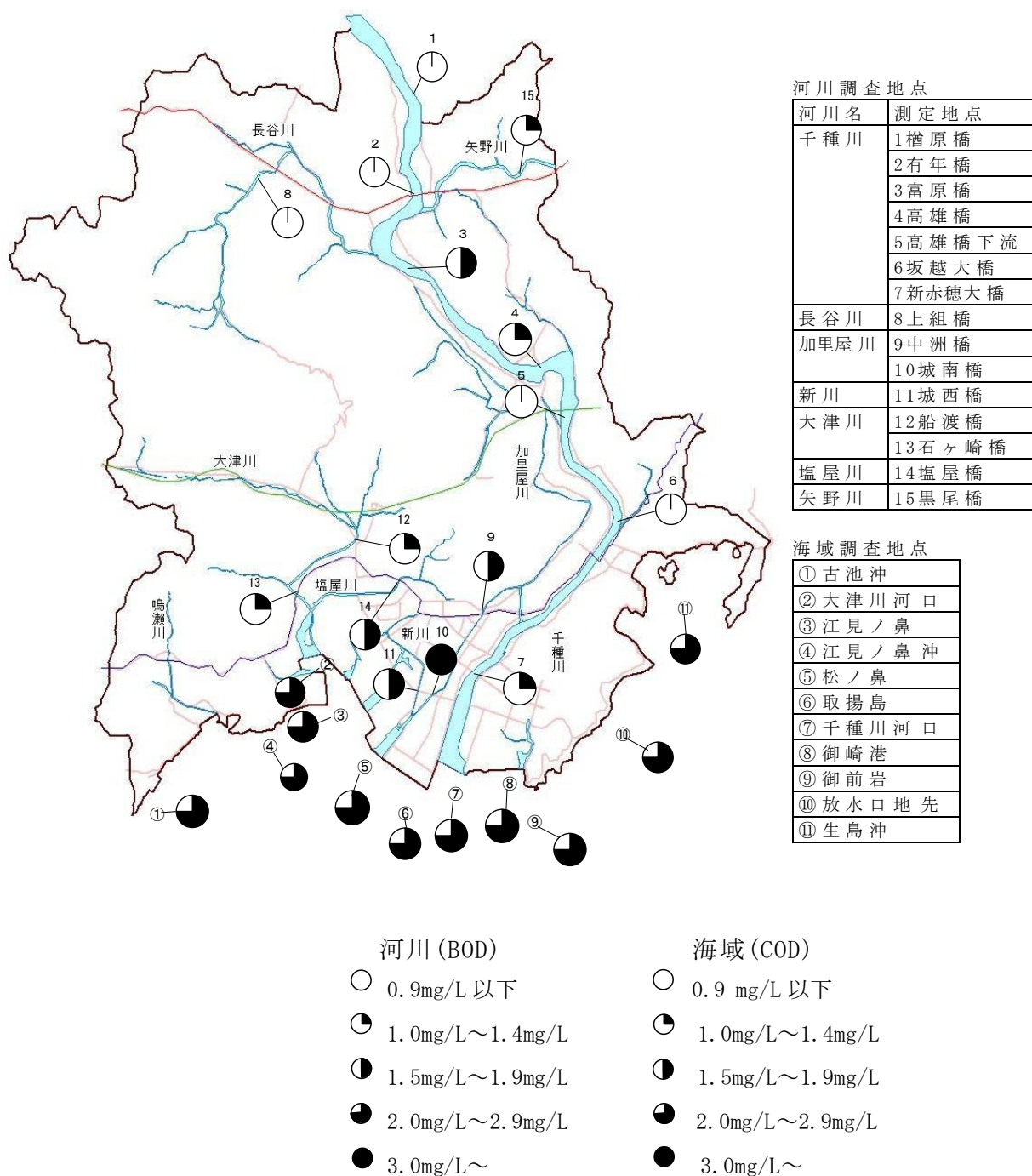
（調査月日 令和 6 年 9 月 1 2 日）

	測定項目	単位	古池沖	取揚島	放水口地先	生島沖	環境基準
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02以下
	砒素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	P C B	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10以下

(3) 市内河川及び地先海域の水質状況（総括）

市内河川 15 地点及び地先海域 11 地点における水質の状況については（１）、（２）に掲記のとおりであるが、BOD及びCODを指標として河川、海域の状況をみると、図 5－3－1 のとおりである。河川の状況は、前年度と同様であり、良好な水質が維持されている。海域の状況についても、水質の大きな変化は見られなかった。

図 5－3－1 市内河川及び海域水質状況 （令和 6 年度）



(4) 千種川等水質精密調査

千種川上流部等から排水等による河川への影響を把握するため、千種川（有年橋、高雄橋下流）、安室川において水質の重金属、有機塩素系化合物、ダイオキシン類等の精密調査を実施した。

その結果は、表５－４－１に示すとおり、すべての地点で環境基準等に適合していた。
なお、中ノ谷川については、渇水のため調査を実施していない。

表５－４－１ 千種川等水質精密調査結果

(調査年月日 令和７年２月１０日、１７日)

測定項目		単位	有年橋	高雄橋下流	安室川	基準値等
健康	カドミウム	mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	検出されないこと
	鉛	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.02 以下
	砒素	mg/L	< 0.001	< 0.001	0.001	0.01 以下
	総水銀	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
	P C B	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.01 以下
康	四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
	ジクロロメタン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1 以下
	trans-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003 以下
目	チオベンカルブ	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
	セレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下

測 定 項 目		単位	有年橋	高雄橋下流	安室川	基準値等
健康項目	ほう素	mg/L	< 0.05	< 0.05	< 0.05	1 以下
	ふっ素	mg/L	< 0.08	< 0.08	0.09	0.8 以下
	亜硝酸性窒素	mg/L	< 0.005	0.006	< 0.005	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 10 以下
	硝酸性窒素	mg/L	0.42	0.39	0.49	
	1,4-ジオキサン	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05 以下
要監視項目	クロロホルム	mg/L	< 0.006	< 0.006	< 0.006	◇0.06 以下
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004	◇0.04 以下
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	< 0.006	< 0.006	< 0.006	◇0.06 以下
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	< 0.02	< 0.02	< 0.02	◇0.2 以下
	イソキサチオン	mg/L	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	◇0.008 以下
	ダイアジノン	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	◇0.005 以下
	フェニトロチオン	mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	◇0.003 以下
	イソプロチオラン	mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004	◇0.04 以下
	オキシ銅	mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004	◇0.04 以下
	クロロタロニル	mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004	◇0.05 以下
	プロピザミド	mg/L	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	◇0.008 以下
	E P N	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	◇0.006 以下
	ジクロロボス	mg/L	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	◇0.008 以下
	フェノブカルブ	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	◇0.03 以下
	イプロベンホス	mg/L	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	◇0.008 以下
	クロルニトロフェン	mg/L	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	—
	トルエン	mg/L	< 0.06	< 0.06	< 0.06	◇0.6 以下
	キシレン	mg/L	< 0.04	< 0.04	< 0.04	◇0.4 以下
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	< 0.006	0.006	< 0.006	◇0.06 以下
	ニッケル	mg/L	< 0.001	< 0.002	< 0.001	—
	モリブデン	mg/L	< 0.007	< 0.007	< 0.007	◇0.07 以下
	アンチモン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	◇0.02 以下
	塩化ビニルモノマー	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	◇0.002 以下
	エピクロロヒドリン	mg/L	< 0.00003	< 0.00003	< 0.00003	◇0.0004 以下
	ウラン	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	◇0.002 以下
	全マンガン	mg/L	< 0.02	< 0.02	< 0.02	◇0.2 以下
	ダイオキシン類	Pg-TEQ/L	0.016	0.027	0.029	1 以下

◇は要監視項目の指針値を示す

(5) 市内河川水質精密調査

市内の河川について、重金属、有機塩素系化合物等の水質状況を把握するため、加里屋川（汐見橋）、大津川（船渡橋）、長谷川（上組橋）、矢野川（黒尾橋）において精密調査を実施した。

なお、有機塩素系化合物等については、平成18年度から2年に1回の調査頻度として
いる。

その結果は、表5-5-1に示すとおり、すべての地点で環境基準に適合していた。

表5-5-1 市内河川水質精密調査結果

（調査年月日 令和7年2月17日）

測定項目		単位	加里屋川	大津川	長谷川	矢野川	基準値
健康項目	カドミウム	mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	検出されないこと
	鉛	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.02 以下
	砒素	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.001	0.01 以下
	総水銀	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
	ベンゼン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
	セレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
	ほう素	mg/L	0.07	< 0.05	< 0.05	< 0.05	1 以下
	ふっ素	mg/L	< 0.12	0.22	0.13	0.17	0.8 以下
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.006	< 0.005	0.005	0.029	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 10 以下
	硝酸性窒素	mg/L	0.12	0.41	0.29	0.65	
	1,4-ジオキサン	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05 以下

(6) 水生生物調査関連調査

千種川の水生生物調査は、流域全域（支流河川を含む。）にわたり、ライオンズクラブ国際協会（335-D地区）が中心となり、昭和48年度より流域の小中学生や地域住民が参加し、関係機関の指導を得て実施されている。令和6年度は、8月下旬から9月上旬に調査が実施され、結果については表5-6-1に示すとおりである。

本市も当該調査にあわせ主要地点において水質調査を実施した。水質調査（理化学分析）の結果からはBODを指標として評価すると、各地点とも2.0mg/ℓ以下と良好な水質を維持している。（表5-6-2参照）

表5-6-1 水生生物による水質汚濁階級（千種川関連）

採取地	水質階級の判定		昨 年 分
有 年 橋	Ⅱ	少しきたない水	Ⅰ
高 雄	Ⅱ	少しきたない水	Ⅰ
下 高 野	Ⅱ	少しきたない水	Ⅱ

水質階級の判定：Ⅰ・・・きれいな水 Ⅱ・・・少しきたない水

Ⅲ・・・きたない水 Ⅳ・・・大変きたない水

（資料「千種川の生態」第52集）

表5-6-2 水生生物調査に伴う水質調査結果

（環境課採水日：令和6年9月11日）

項目 測定地点	水温	pH	導電率	SS	DO	BOD	COD
	℃		μS/cm	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
有 年 橋	28.9	7.7	110	1	8.6	0.8	1.7
高 雄 橋	30.0	7.9	110	1	9.1	2.1	1.7
赤穂線鉄橋下流	30.1	7.6	110	2	9.2	0.8	1.7
定 量 下 限				1	0.5	0.5	0.5

(7) ゴルフ場周辺水質調査

ゴルフ場において使用されている農薬汚染問題に対処するため、兵庫県は「ゴルフ場における農薬等の安全使用に関する指導要綱」を制定しており、また、環境省は平成2年5月「ゴルフ場使用農薬に係る暫定指導指針」を示している。その後、平成29年3月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」が、令和2年3月には「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」がそれぞれ定められている。

本市には2箇所のゴルフ場があり、これら2箇所のゴルフ場については、環境保全協定により農薬の使用状況のほか水質検査結果等について市への報告を義務づけているが、分析の結果はいずれも異常は認められなかった。

なお、市ではこれらのゴルフ場等での使用農薬の周辺環境への影響を確認するため、令和6年10月にゴルフ場周辺河川等8地点（赤穂カンツリークラブ：鳴瀬川、槇木川、南の池、船谷川。赤穂国際カントリークラブ：坂折池、馬路池、長谷川。その他：矢野川）において水質調査を実施した。

その結果は、次の表に示す農薬成分について全調査地点において、不検出（定量下限値未満）であった。

表5-7-1 ゴルフ場周辺河川等環境水質調査結果

（調査年月日：令和6年10月16日）

（単位：mg/L）

用途	農薬名	赤穂カンツリークラブ				赤穂国際カントリークラブ			その他 矢野川	水濁指針値
		鳴瀬川	槇木川	南の池	船谷川	坂折池	馬路池	長谷川		
殺虫剤	シアメキサム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					0.47
	チオジカルブ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.8
	ダイアジノン					<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.02
殺菌剤	ペンシクロン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1.4
	メプロニル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1
	チオファネートメチル					<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	3
	ペンチオピラド	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	2
	アゾキシストロビン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	4.7
	イミノタジン酢酸塩及び イミノタジンアルベシル酸塩					<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.061
	ホセチル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	23
	オキシシン銅	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					0.2
	チラウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001					0.2
除草剤	アシュラム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	10
	ペンディメタリン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	3.1
	ピリブチカルブ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.23

第 6 章

騒音の状況

1. 道路交通騒音調査

通過車両による騒音が環境へ及ぼす影響を把握するため、騒音規制法に基づく市内における自動車騒音常時監視調査を実施した。道路沿線にて実施した騒音調査結果に基づき道路の状況及び道路沿線の周辺家屋への影響把握のため、面的評価（※¹）を行った調査結果は次のとおりである。

令和6年度の調査対象道路は、一般国道250号、県道岡山赤穂線及び県道周世尾崎線で、道路沿線にて24時間騒音測定を行った。評価については、評価対象区間における道路に面する区域に立地している住居等（評価対象範囲は原則として道路端から50mの範囲）を対象に自動車騒音の面的評価を行った。

※¹ 面的評価

面的評価とは、幹線を担う道路（国道、県道、4車線以上の市道）を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で等価騒音レベル（LAeq）の測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベル（LAeq）を推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するものである。

（1）調査対象道路（3区間）

対象道路	車線数	評価区間延長 (km)	評価区間	
			(始点)	(終点)
一般国道250号	2	2.7	播州赤穂駅前	新田交差点
県道岡山赤穂線	2	1.8	新田交差点	県道557号交差点
県道周世尾崎線	2	2.0	尾崎トンネル入口	海浜公園前

（2）環境基準の達成状況（全体）

	昼夜とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (2,643戸)	2,556	96.7	54	2.0	5	0.2	28	1.1
近接空間 ※ ² (965戸)	934	96.8	17	1.8	0	0.0	14	1.5
非近接空間 (1,678戸)	1,622	96.7	37	2.2	5	0.3	14	0.8

※² 近接空間：2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路の場合、道路端からの距離が15mの範囲の空間。

(3) 環境基準の達成状況（路線別）

① 昼夜とも基準値以下の戸数と割合

路線名	面的評価結果 (全体)			面的評価結果 (近接空間)			面的評価結果 (非近接空間)		
	合計戸数	基準値以下戸数	割合(%)	合計戸数	基準値以下戸数	割合(%)	合計戸数	基準値以下戸数	割合(%)
一般国道250号	1,065	1,060	99.5	389	389	100.0	676	671	99.3
県道岡山赤穂線	42	42	100.0	17	17	100.0	25	25	100.0
県道周世尾崎線	285	285	100.0	83	83	100.0	202	202	100.0

② 昼夜とも基準値超過の戸数と割合

路線名	面的評価結果 (全体)			面的評価結果 (近接空間)			面的評価結果 (非近接空間)		
	合計戸数	基準値超過戸数	割合(%)	合計戸数	基準値超過戸数	割合(%)	合計戸数	基準値超過戸数	割合(%)
一般国道250号	1,065	0	0.0	389	0	0.0	676	0	0.0
県道岡山赤穂線	42	0	0.0	17	0	0.0	25	0	0.0
県道周世尾崎線	285	0	0.0	83	0	0.0	202	0	0.0

第 7 章

廃棄物の状況

1. 市内廃棄物排出量の状況

(1) 一般廃棄物関係

ア ごみの収集

本市においては、家庭からの一般廃棄物のうち、燃やすごみは週2回、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶・びん、ダンボール（紙パックを含む。）はそれぞれ月1回の定期収集を行っている。平成16年10月からは、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトルの容器包装廃棄物3品目について、月1回の定期収集を実施しており、平成17年度から、その他プラスチック製容器包装は月2回収集としている。令和2年度からは缶・びんの収集日に合わせて紙ごみの収集を開始し、資源化を実施している。

令和6年度のごみ処理の状況は、図7-1-1のとおりである。

イ ごみ焼却施設

本市の廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設（准連続燃焼式－流動床式 80t/日 40t/16H×2炉）は平成6年3月に竣工し、燃やすごみを焼却処理してきたが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正に伴い、排ガス中のダイオキシン類濃度5ng-TEQ/Nm³以下、CO濃度1時間平均値100ppm以下等を達成するために、排ガス高度処理施設を平成15年3月に設置した。

また、施設の長寿命化のため、平成25年度～27年度及び令和4年度～6年度に大規模改修を実施した。

ウ 資源化等の対策

本市においては、循環型社会の実現のため、ごみの排出抑制や、ものを大切にし、再使用することを実践してもらうとともに、限られた資源の有効活用を図るため、効率的な回収・資源化を行うことを基本方針とし、市民への啓発を図っている。また、廃棄物循環型施設として、平成8年4月から粗大ごみ処理施設（処理能力：23t/日）を、平成16年10月からリサイクル施設（処理能力：6t/日）をそれぞれ稼働している。

粗大ごみ処理施設は、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶・びんの3系列を処理しており、廃棄物中の鉄やアルミ、カレットなどを選別し、資源の再利用と埋立処分量の減量化を図っており、昭和60年2月に周世地区に設置した不燃物最終処分場（埋立許可容量227,500m³）への搬入量は、施設の稼働後、減少傾向にある。

リサイクル施設は、以前は燃やすごみとして処理されていた廃棄物の中から、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトルの容器包装廃棄物3品目を圧縮梱包して資源の再利用と焼却量の減少を図っている。

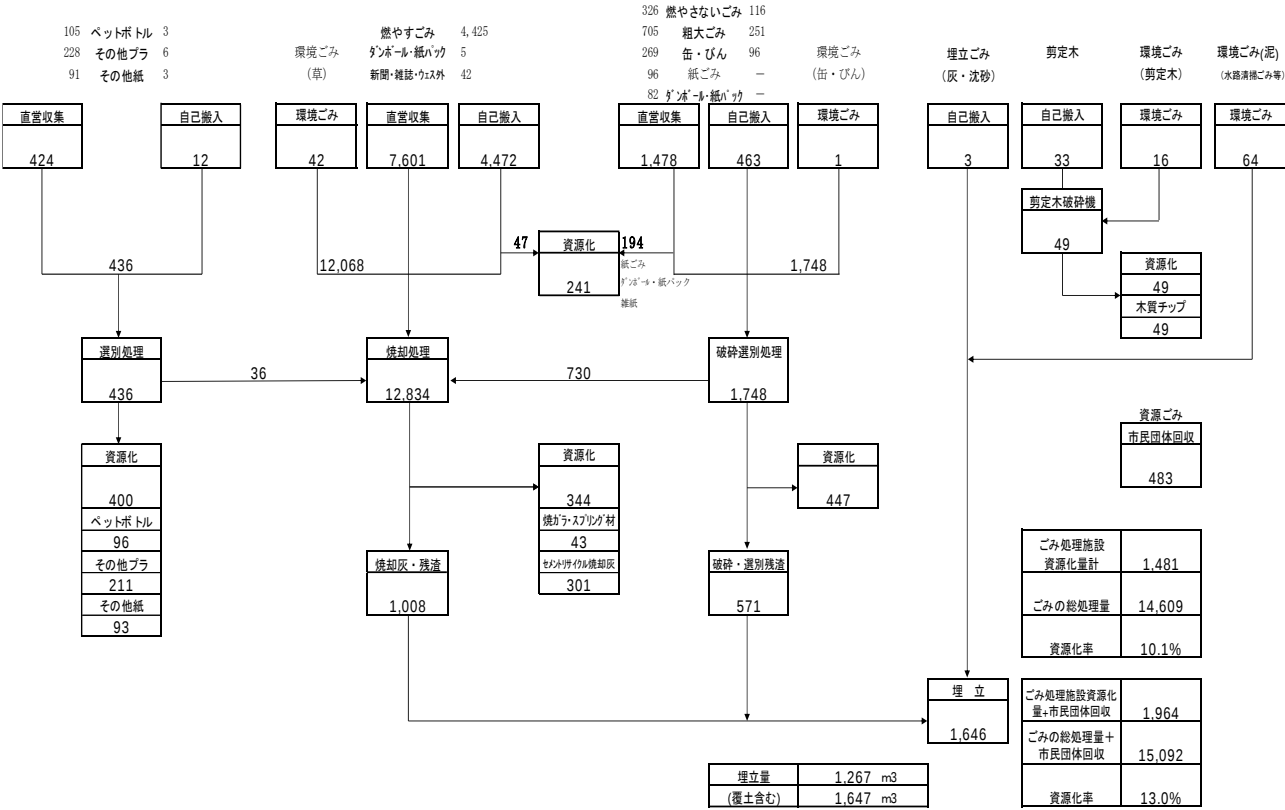
また、「資源ごみ集団回収奨励事業」は、廃棄物の減量・資源化を目的として平成2年10月1日から実施し、資源ごみ回収登録団体には1kgにつき4円の奨励金を助成している。令和6年度の回収量は483tであった。

さらに、地域団体、関係事業者及び市関係部局で組織する「ごみ問題対策等懇話会」

を平成3年12月に設け、資源の有効活用に関する意識啓発を図るとともに、実践の輪の拡大に努めている。

なお、令和6年度のごみの資源化量は、1,964t（ごみ処理施設1,481t、集団回収483t）となった。

図7-1-1 ごみ処理の状況（令和6年度）



(2) 産業廃棄物関係

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法施行令において、工場などの事業活動から出る廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、建設廃材など20種類の品目及び特別管理産業廃棄物が規定されており、その排出者である事業者が自らの責任において処理しなければならないと定められている。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正の経緯は、平成15年6月に不法投棄の未然防止のための厳格化等が、平成16年4月には国の役割の強化による不適正処理事案の解決、罰則の強化等による不法投棄の撲滅等が、平成17年5月には産業廃棄物管理票制度の強化等が、平成18年2月には石綿の無害化処理認定制度の創設が、平成20年度には産業廃棄物の「木くず」の区分が、また、平成22年5月には排出事業者による適正な処理を確保するための対策強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化及び排出抑制の徹底等を柱として、それぞれ改正が行われてきた。

本市における主要工場からの産業廃棄物の量（表7-2-1参照）は、前年度より209.9t増加し、次表のとおり総排出量48,066.5tとなっている。処分地においては市内処分15%、市外処分85%となっている。

また、建設工事等により排出されたコンクリート片、アスファルト片、木くず等の建設廃材は、特定建設作業実施届出書によると約12,227m³であり、これらは主に中間処理施設等において処理がなされ、再利用されている。

表 7 - 2 - 1 主要工場等の産業廃棄物量と処理状況（令和 6 年度）

(t/年)

種 類 \	処理方法	焼 却	埋 立	再利用	売 却	計
燃 え が ら	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	0.0	2,503.2	8,434.5	0.0	10,937.7
	計	0.0	2,503.2	8,434.5	0.0	10,937.7
汚 泥	自家処理	0.0	0.0	24.1	53.9	78.0
	委託処理	21.3	1,696.3	9,936.8	0.0	11,654.4
	計	21.3	1,696.3	9,960.9	53.9	11,732.4
廃 油	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	18.3	55.8	278.6	0.0	352.7
	計	18.3	55.8	278.6	0.0	352.7
廃酸・廃アルカリ	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	2,756.7	34.6	105.5	0.0	2,896.8
	計	2,756.7	34.6	105.5	0.0	2,896.8
廃プラスチック	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	105.8	330.7	2,200.8	0.0	2,637.3
	計	105.8	330.7	2,200.8	0.0	2,637.3
ガラス・煉瓦くず	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	0.0	827.7	381.5	0.0	1,209.2
	計	0.0	827.7	381.5	0.0	1,209.2
集じんダスト	自家処理	0.0	0.0	345.6	0.0	345.6
	委託処理	0.0	2,231.7	9,369.8	0.0	11,601.5
	計	0.0	2,231.7	9,715.4	0.0	11,947.1
木くず	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	1.3	49.2	527.6	6.6	584.7
	計	1.3	49.2	527.6	6.6	584.7
鋳さい・金属くず	自家処理	0.0	0.0	737.1	2,085.7	2,822.8
	委託処理	0.0	44.3	1,821.2	0.1	1,865.6
	計	0.0	44.3	2,558.3	2,085.8	4,688.4
その他がれき類等	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	634.0	352.9	93.3	0.0	1,080.2
	計	634.0	352.9	93.3	0.0	1,080.2
計	自家処理	0.0	0.0	1,106.8	2,139.6	3,246.4
	委託処理	3,537.4	8,126.4	33,149.6	6.7	44,820.1
	計	3,537.4	8,126.4	34,256.4	2,146.3	48,066.5

(注) 市内協定工場のばい煙等測定結果報告書による

第 8 章

地球温暖化への取組

1. 地球温暖化防止への取組

本市では、平成元年度に「赤穂市環境管理計画」を策定し、その後、平成13年度に同計画を全面改定し「赤穂市環境基本計画」を策定するなど、「環境進化都市・赤穂」の実現に向けて様々な取組を実施してきた。

平成21年3月には、市民・事業者・市が協働で地球温暖化対策に取り組むための指針として、「赤穂市地球温暖化対策地域推進計画」を策定した。

令和2年度には、「赤穂市環境基本計画」及び「地球温暖化対策地域推進計画」を改定し、赤穂市環境基本計画の気候変動対策の項目を地球温暖化対策実行計画として位置づけた。

令和6年1月には、国及び県の目標値との整合を図るため、赤穂市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画）に定める温室効果ガス排出量の目標値を改定した。

2. 地球温暖化対策実行計画の概要と温室効果ガス排出量目標値

近年、気候変動の影響は顕在化し、夏季の高温や豪雨による自然災害の増加など暮らしや事業活動に影響を及ぼしつつある。

脱炭素化社会へ転換していくための道筋の検討や気候変動の影響への備えのため、目標値を下記のとおり設定し、取組を進め、令和32（2050）年に向けて、脱炭素化を追求するものとする。

下表の温室効果ガス排出量目標値は、区域施策編における目標値とし、事務事業編における目標は、区域施策編の業務部門の水準を目指すものとする。

表 年度及び温室効果ガス削減目標

(万 t-CO₂/yr)

	2013年度	2030年度目標	削減率
産業部門(※)	313	167	46%
業務部門	9	3	66%
家庭部門	8	3	62%
運輸部門	29	15	48%
廃棄物部門	1	1	0%
合計	360	189	48%

※産業部門には、エネルギー転換部門、工業プロセス部門を含む。

(令和7年3月31日現在)

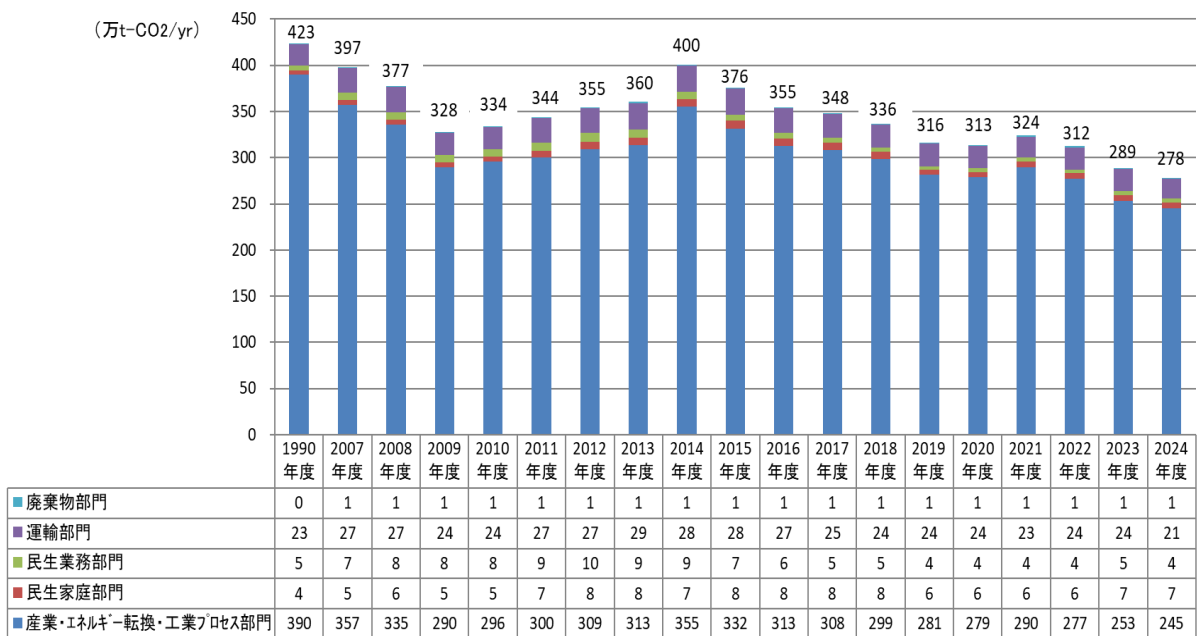
3. 赤穂市全体の温室効果ガス排出量

(1) 温室効果ガス算定結果の概略

令和6（2024）年度の赤穂市全体の温室効果ガス排出量は、CO₂換算で約278万t-CO₂/年となっている。そのうち、CO₂のみの排出量は、約276万t-CO₂/年となっている。

令和5年度と令和6年度とを比較すると、運輸部門、民生業務部門及び産業・エネルギー転換・工業プロセス部門からの排出量が減少、その他の部門はほぼ横ばいとなっている。

赤穂市におけるCO₂排出量

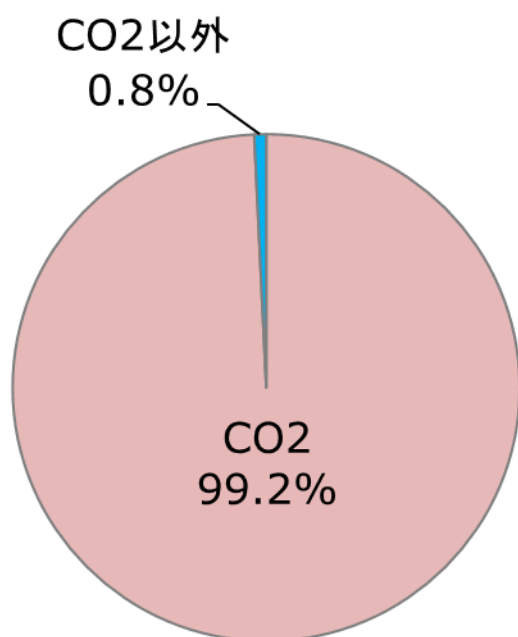


※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(2) ガス別の温室効果ガス排出量

ガス別について、CO₂、CH₄、N₂O、フロン類などを排出しているが、CO₂ が 99 % 以上を占めている。

ガス別の排出量割合



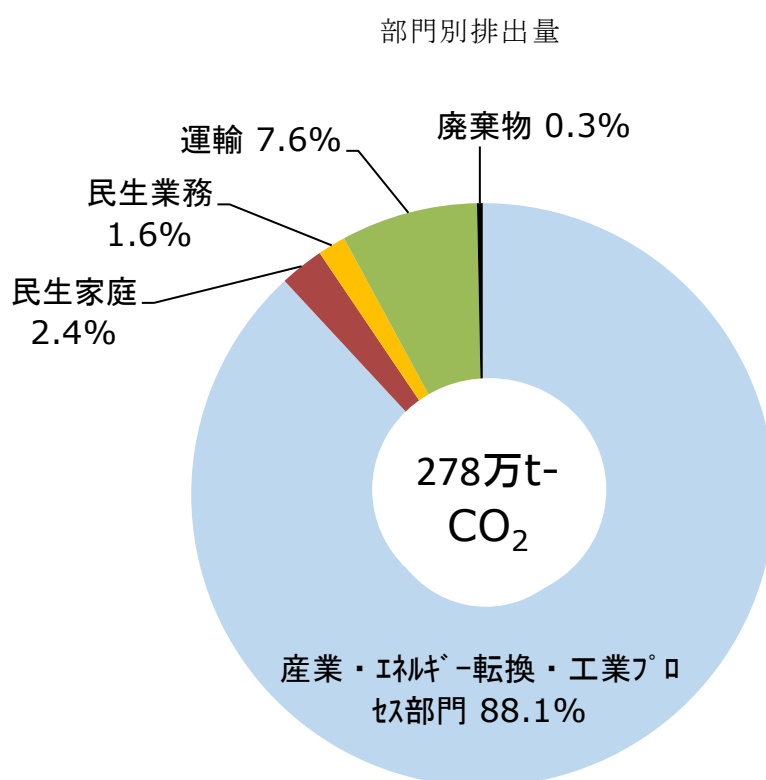
ガス種類	排出量 (万t-CO ₂ /年)
CO ₂	2 7 5 . 8
CH ₄	0 . 3
SF ₆	0 . 0
N ₂ O	0 . 7
HFC	1 . 1
PFC	0 . 0

(3) 部門別の温室効果ガス排出量

部門別の温室効果ガス排出量については、本市で実測可能な項目についてヒアリング調査等により実績値の集計を行い、その他について全国値等の原単位を利用し、推計を行った。

部門別には、産業活動等（エネルギー転換、産業、工業プロセス）による排出が約9割を占めている。臨海部の西浜工業団地及び磯産業団地や清水工業団地などに立地している多種多様な企業による温室効果ガス排出が多くを占めている。

一方で、民生部門（家庭・業務）の排出量は約11万tであり、全市的には4%と割合は低い、1人あたり排出量にすると約2.5t-CO₂/年となっている。



部門	排出量 (万t-CO ₂ /年)	割合
産業・エネルギー転換・工業プロセス部門	245	88.1%
民生家庭部門	7	2.4%
民生業務部門	4	1.6%
運輸部門	21	7.6%
廃棄物部門	1	0.3%
合計	278	100%

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

4. 赤穂市（行政）の温室効果ガス排出量の状況等

(1) 温室効果ガスの総排出量の状況

本市の事務事業における温室効果ガスの総排出量は、市全体で約16,542トンを排出しており、温室効果ガス別に見ると二酸化炭素が97.66%を占めている。

基準年である平成25（2013）年度の温室効果ガスの総排出量と比較すると10.25%減少した。

なお、減少の主な原因は、ごみの収集の分別により廃プラスチック類の焼却量が減少したこと、またA重油及び灯油の使用量が減少したためである。

温室効果ガスの排出状況内訳

単位：kg（二酸化炭素換算）

温室効果ガスの種類	平成25（2013）年度		令和6年度		基準年との比較(%)
	排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)	
二酸化炭素(CO ₂)	18,043,380	97.90	16,154,354	97.66	-10.47
メタン(CH ₄)	132,872	0.72	187,491	1.13	41.11
一酸化二窒素(N ₂ O)	251,274	1.36	198,056	1.20	-21.18
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	2,457	0.01	1,625	0.01	-33.86
合 計	18,429,983	100.00	16,541,526	100.00	-10.25
備 考	基準年				

※1 基準排出量とは、本市の事務事業の実施に伴い、基準年（平成25年度）に排出された各種の温室効果ガスを、その種類ごとに排出量を集計し、これをすべて二酸化炭素の量に換算した場合の量をいい、温室効果ガスの削減についてはこの排出量を基準に削減を図っている。

※2 温室効果ガスであるパーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄は排出量の把握が困難であるため対象外としている。

活動別排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）

主な排出源		平成25（2013）年度		令和6年度		基準年との比較(%)
		排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)	
電気の使用		8,890,108	48.24	9,513,587	57.51	7.01
燃 料	ガソリンの燃焼	157,391	0.85	159,850	0.97	1.56
	灯油の燃焼	2,367,982	12.85	203,385	1.23	-91.41
	軽油の燃焼	206,508	1.12	177,548※	1.07	-14.02
	A重油の燃焼	539,228	2.93	262,927※	1.59	-51.24
	液化石油ガスの燃焼	92,250	0.50	75,845	0.46	-17.78
	都市ガス	—	—	1,487,956	9.00	—
一般廃棄物焼却		236,042	1.28	205,050	1.24	-13.13
廃プラスチックの焼却		5,749,920	31.20	3,938,275	23.81	-31.51
下水処理		129,031	0.70	160,178	0.97	24.14
笑気ガスの使用		7,254	0.04	10,335	0.06	42.47
その他		54,269	0.29	346,590	2.10	538.65
合 計		18,429,983	100.00	16,541,526	100.00	-10.25
備 考		基準年				

※ 定置式ディーゼル以外の燃料使用量から算出

事務事業から排出される温室効果ガスの経年変化

年度	排出量 (t-CO ₂)	削減率	備考
平成25年度 (2013)	18,430	—	基準年
平成26年度 (2014)	17,584	—	
平成27年度 (2015)	18,861	—	
平成28年度 (2016)	18,052	—	
平成29年度 (2017)	17,394	—	
平成30年度 (2018)	17,736	—	
令和元年度 (2019)	17,049	—	
令和2年度 (2020)	18,447	—	環境基本計画（地球 温暖化対策実行計画 含む）改定
令和3年度 (2021)	17,111	7.16%	
令和4年度 (2022)	16,128	12.49%	
令和5年度 (2023)	18,618	-1.02%	環境基本計画（地球 温暖化対策実行計画 含む）一部改定
令和6年度 (2024)	16,542	10.25%	

第 9 章

環境行政のあゆみ

1. 環境行政のあゆみ（抜粋）

昭和45年10月 1日	市内企業に対する公害対策指導の円滑化を図るため、赤穂市内主要企業公害担当者会議を設置
昭和46年 4月 1日	赤穂市公害対策課の設置、公害対策業務を分掌
昭和46年 4月23日	赤穂市公害対策審議会設置条例の制定公布（条例第26号）
昭和46年 5月21日	市内企業の公害対策の円滑化を図るため、庁内関係課及び国・県関係出先機関の担当課長等により構成する赤穂市公害担当者事務連絡会議の設置
昭和46年 6月 1日	赤穂市公害対策審議会の設置、委員30名委嘱
昭和46年 6月 1日	兵庫県公害モニターの設置（赤穂地区担当者5名）
昭和46年10月 1日	赤穂市環境保全条例の制定公布（条例第35号）
昭和47年 3月31日	赤穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定公布（条例第10号）
昭和47年 4月 1日	赤穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の施行規則の制定公布（規則第16号）
昭和47年 4月 1日	赤穂市環境保全条例施行規則の制定公布（規則第17号）
昭和47年 5月 1日	赤穂市公害モニターの設置（5名委嘱）
昭和47年 6月23日	千種川環境基準の設定（千種町室橋上流水系A A類型、下流水系A類型）（兵庫県告示第892号）
昭和47年10月18日	赤穂市公害紛争調整委員会規則の制定公布（規則第23号）
昭和48年 4月27日	市内主要18企業を対象とする地域ぐるみの公害防止協定の締結（兵庫県・赤穂市・企業の三者協定）
昭和49年 5月13日	播磨灘北西部の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（A類型）（環境庁告示第39号）
昭和49年 5月24日	テレメータシステムによる赤穂市役所大気汚染監視局舎観測データの県公害監視センター（現環境情報センター）への直送開始
昭和49年 5月28日	赤穂市環境保全条例施行規則の一部改正（規則第18号）
昭和49年 7月10日	赤穂市内中小企業公害対策協議会の設置（公害担当者会議の改組）
昭和49年 8月 1日	地域ぐるみ公害防止協定に基づく公害防止対策書の改訂（硫黄酸化物・ばいじん・粉じん・化学的酸素要求量・浮遊物質量の総量規制の実施）
昭和49年8月～9月	第2次慢性気管支炎疫学調査の実施（全市40才以上の成人対象）
昭和49年10月	坂越湾へドロの試験浚渫（水産省・県共同事業）浚渫土量約5000m ³
昭和50年 3月30日	千種川水質常時監視所の設置（県事業）
昭和50年 7月 1日	県委嘱公害モニターを市モニターへ委嘱替え
昭和50年 7月14日	赤穂市環境目標値の設定 （赤穂市環境保全条例第6条2項に定める環境保全計画策定上の環境目標値として、大気汚染物質及び水質汚濁物質について市公害対策審議会の議を経て設定）
昭和51年 6月18日	地域ぐるみ公害防止協定の改定調印
昭和51年 7月 2日	新幹線鉄道環境基準適用地域の告示（兵庫県告示第1377号）

昭和51年 9月10日	大気汚染監視局舎整備（天和コンクリートブロック造10㎡）
昭和52年 6月29日	市内特定中小企業7社と公害防止協定の締結
昭和52年 9月 1日	千種川災害復旧助成事業に伴う漁場環境影響調査開始（昭和55年度まで）
昭和53年 3月15日	赤穂発電所基本構想に関する基本協定の締結（市・関西電力㈱）
昭和53年 3月15日	環境調査の実施に関する協定の締結（市・関西電力㈱）
昭和53年 9月 7日	大気汚染監視局舎整備（折方コンクリートブロック造10㎡）
昭和53年10月 1日	赤穂市廃タイヤ処理要綱の制定
昭和53年10月23日	市内採石企業5社と公害防止協定の締結
昭和54年 7月 1日	大気汚染監視局舎移設（坂越・尾崎各コンクリートブロック造10㎡）
昭和53年11月～ 昭和54年 7月	関電相生火力対策大気汚染監視局舎整備事業（高雄、西有年、高取峠、有年2号線自排局）
昭和54年 7月 1日	千種川水質自動監視局管理委託
昭和54年7月～9月	指定地域追跡調査の実施（環境庁委託事業）
昭和54年10月～11月	第3次呼吸器疾患疫学調査の実施（市内小中学校全生徒及び父兄）
昭和55年 5月	西播地区自動車公害実態調査（国道2号線西有年）（県・西播市町合同調査）
昭和55年10月 1日	大気汚染監視局舎整備（小島）
昭和56年1月～2月	学童の呼吸器疾患疫学調査の実施
昭和56年 4月	千種川播磨高汐対策事業に伴う漁場環境調査事業の委託
昭和56年 5月	公害分析室の新設（下水管理センター管理棟内） 旧分析室（御崎）の閉鎖
昭和56年 7月10日	環境行政機構の変更（環境部を廃止し、民生部組織内へ環境管理課を設置）
昭和56年 9月 1日	大気汚染監視局舎移設（市役所）
昭和56年11月～ 昭和57年 2月	学童を中心とした呼吸器疾患疫学調査の実施
昭和57年 2月28日	大気汚染監視局舎整備（大津コンクリートブロック造10㎡）
昭和57年 8月31日	赤穂火力発電所計画環境調査の実施
昭和58年 5月～ 昭和59年 1月	大気中の水銀濃度調査
昭和59年 4月～ 昭和60年 3月	国道2号赤穂地区交通公害対策調査（環境庁委託、県実施）
昭和59年 6月 1日	主要企業との環境保全協定の締結（従来の公害防止協定の全面改定）
昭和59年10月27日	赤穂発電所の建設等に関する「建設協定」の締結（市・関西電力㈱） 赤穂発電所の建設工事に関する「工事中の防災協定」の締結（市・関西電力㈱）
昭和59年11月 1日	赤穂発電所建設工事関連環境調査の開始
昭和59年12月19日	赤穂発電所放水路安全監視委員会の設置
昭和60年 3月11日	赤穂発電所の操業に係る「環境保全協定」の締結（県・市・関西電力㈱）
昭和60年 3月28日	環境庁が千種川を「名水百選」に選定

昭和61年 3月31日	大気環境情報管理室完成（下水管理センター管理棟内） 大気環境状況表示盤設置（市役所ロビー） 公害モニター制度廃止
昭和61年 5月15日	環境管理計画策定プロジェクトの設置
昭和61年 7月26日	都市環境管理セミナー開催 （日本環境プランナーズ会議主催・赤穂市後援）
昭和62年 3月25日	大気汚染監視局舎移設（塩屋コンクリートブロック造10㎡）
昭和62年 3月31日	赤穂市廃タイヤ処理要綱の廃止
昭和63年 3月22日	環境管理計画全市的目標方針編策定
昭和63年7月～9月	環境懇談会の開催（市内8地区）
昭和63年11月 1日	アメニティマスタープランの策定（県委託事業）
昭和63年12月28日	環境管理計画地域別目標方針編策定
平成元年 2月13日	環境管理計画環境利用配慮指針・環境情報システム編策定
平成元年 3月14日	環境保全関係4条例の制定 （赤穂市環境保全基本条例（条例第14号）、赤穂市生活環境の保全に関する条例（条例第15号）、赤穂市都市景観の形成に関する条例（条例第16号）、赤穂市自然環境の保全に関する条例（条例第17号）） 赤穂市環境保全条例（昭和46年）及び赤穂市公害対策審議会条例（昭和46年）の廃止
平成元年 5月12日	環境管理計画の策定
平成元年 9月29日	赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の制定（規則第27号） 赤穂市環境保全審議会規則の制定（規則第28号）
平成元年 9月29日	赤穂市公害等紛争調整委員会規則の制定（規則第29号） 赤穂市公害紛争調整委員会規則（昭和47年）の廃止
平成元年 9月30日	赤穂市生活環境の保全に関する条例運用要綱の制定
平成元年12月 1日	赤穂市都市景観対策検討委員会設置運営要綱の制定
平成元年12月28日	赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（規則第33号） 赤穂市中高層共同住宅の建築に関する指導要綱の制定 赤穂市都市景観の形成に関する条例施行規則の制定（規則第34号） 赤穂市自然環境の保全に関する条例施行規則の制定（規則第35号）
平成 2年 1月 4日	大規模建築物等指導基準の制定（告示第1号）
平成 2年 1月29日	ゴルフ場2社と環境保全協定の締結
平成 2年 2月	地先海域産魚類の有機スズ化合物の調査の実施
平成元年 7月～	都市景観形成計画策定調査の実施
平成 2年 2月	
平成 2年 7月～	自然環境保全計画策定調査の実施
平成 3年 3月	

平成 2年 9月12日	大気環境監視網の再編整備（実施平成3年4月）
平成 2年 9月30日	赤穂市レンタルルーム等施設の建築等の規制に関する指導要綱の制定
平成 2年10月～	市街地景観形成地区等の指定調査の実施（坂越地区）
平成 3年 3月	
平成 3年 3月 7日	都市景観形成計画の策定
平成 3年 3月18日	大規模建築物等景観ガイドラインの策定
平成 3年 6月	地先海域産魚類の有機スズ化合物の調査の実施
平成 3年 6月～	色彩ガイドライン作成調査
平成 4年 2月	
平成 3年 6月23日	のじぎく記念植栽
平成 3年7月～12月	市街地景観形成地区等の指定調査の実施（加里屋地区）
平成 3年10月17日	第1回赤穂市都市景観賞表彰
平成 4年 3月31日	自然環境保全計画の策定
平成 4年 4月 1日	坂越地区を「市街地景観形成地区」として指定
平成 4年 4月 1日	赤穂市都市景観形成助成制度開始
平成 4年 7月 1日	景観アドバイザー制度設置
平成 4年10月 1日	赤穂まちづくり色彩計画作成
平成 4年10月28日	第2回赤穂市都市景観賞表彰
平成 4年12月 2日	大気汚染監視局舎整備（千鳥）
平成 5年 3月27日	電気自動車導入
平成 5年 5月～	都市デザイン計画策定調査の実施
平成 6年 2月	
平成 5年 7月	坂越地区景観整備計画策定
平成 5年 7月29日	水環境フォーラム開催（兵庫県・赤穂市ほか主催）
平成 5年 9月	地先海域産魚類の有機スズ化合物の調査の実施
平成 5年10月	赤穂市緑化ガイドライン作成
平成 6年 3月16日	市街地景観重要建築物の指定（3件）
平成 6年7月～12月	都市デザイン計画策定調査（第Ⅱ期）の実施
平成 6年10月27日	第3回赤穂市都市景観賞表彰
平成 6年12月13日	第八分団詰所修景整備（坂越地区景観整備）
平成 7年 3月24日	記名・学習サイン設置（坂越地区景観整備、5基）
平成 7年 3月24日	シンボリックサイン設置（坂越地区景観整備、木戸門跡）
平成 7年 3月	「私の好きな散歩道」の選定
平成 7年 3月25日	坂越まち並み館開館（坂越地区景観整備）
平成 7年 9月	地先海域産魚類の有機スズ化合物の調査の実施
平成 7年11月30日	記名・学習サイン設置（坂越地区景観整備、5基）

平成 7年12月～	展望広場整備（坂越地区景観整備）
平成 8年 7月	
平成 8年 2月29日	案内サイン設置（坂越地区景観整備、1基）
平成 8年 2月29日	本町通り街灯整備（坂越地区景観整備、12基）
平成 8年10月28日	第4回赤穂市都市景観賞表彰
平成 9年 3月14日	記名学習サイン（3基）、誘導サイン（1基）設置（坂越地区景観整備）
平成 9年 3月25日	市道船岡公園線整備（坂越地区景観整備）
平成 9年 3月	大気環境情報システム更新（下水管理センター内）
平成 9年10月 6日	坂越市街地景観形成地区が都市景観大賞（建設大臣賞）の「都市景観100選」に選定される
平成10年 1月13日	坂越市街地景観形成地区の記名・学習サインがさわやか街づくり賞（知事表彰）のシングルサイン部門を受賞
平成10年 3月23日	記名学習サイン（4基）、誘導サイン（5基）設置（坂越地区景観整備）
平成10年 3月25日	汐見・東之町地区街灯整備（坂越地区景観整備、23基）
平成10年 3月30日	坂越公民館外構整備（坂越地区景観整備）
平成10年 4月 1日	お城通り地区（北・南地区）を「市街地景観形成地区」として指定
平成10年 4月 1日	市街地景観重要建築物の指定（4件）
平成10年10月28日	第5回赤穂市都市景観賞表彰
平成10年11月17日	お城通り地区（中地区）を「市街地景観形成地区」として指定
平成11年 3月25日	市道坂越港線（旧道）整備（坂越地区景観整備）
平成11年 6月	環境管理計画に関する全世帯市民アンケート実施
平成11年9月6日～	環境基本計画策定に係る基礎調査及び計画骨子立案
平成12年3月23日	
平成11年11月 1日	環境基本計画策定委員会設置
平成11年11月 1日	環境基本計画策定市民懇話会設置
平成12年 2月	環境管理計画に関する事業所アンケート実施
平成12年 2月29日	市道坂越港線（新道）整備（坂越地区景観整備）
平成12年 3月15日	上高谷公園整備（坂越地区景観整備）
平成12年 8月30日	ダイオキシン類土壌環境調査実施
平成13年 3月16日	赤穂市環境基本条例制定（条例第12号） （赤穂市環境保全基本条例（平成元年）の全部改正）
平成13年 3月	環境基本計画策定
平成13年 3月	環境にやさしい行動指針策定
平成13年 7月 7日	赤穂環境づくり推進会議設立
平成13年 9月 1日	環境基本計画推進委員会設置
平成14年 3月	地球温暖化対策実行計画策定
平成16年 7月 1日	赤穂環境パートナーシップ登録制度創設

平成17年 3月25日	赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（5事業所）
平成17年 5月29日	赤穂こどもエコクラブを創設し活動を開始
平成17年 9月30日	環境保全協定の改定（二者協定5社、三者協定14社）
平成18年 3月23日	赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（3事業所）
平成19年 3月26日	赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（3事業所）
平成20年 3月24日	赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（1事業所）
平成20年 3月25日	環境保全協定の改定（二者協定5社、三者協定13社）
平成20年12月 1日	赤穂市におけるマイバック等の持参促進及びレジ袋の削減推進に関する協定締結（6事業所8店舗）
平成21年 2月25日	環境保全協定の改定（二者協定6社、三者協定1社）
平成21年 2月28日	赤穂市におけるマイバック等の持参促進及びレジ袋の削減推進に関する協定締結（1事業所1店舗）
平成21年 3月10日	レジ袋無料配布中止等を実施
平成21年 3月30日	赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（1事業所）
平成21年 3月	赤穂市地球温暖化対策地域推進計画「赤穂市低炭素戦略2020」策定
平成21年 3月	赤穂市環境基本計画一部改訂
平成22年 3月30日	赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（1事業所）
平成23年 3月30日	赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（1事業所）
平成23年 4月 1日	住宅用太陽光発電システム設置補助事業開始
平成24年 3月30日	赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（2事業所）
平成25年11月	微小粒子状物質測定機（県設置）により市役所にて微小粒子状物質の連続測定開始
平成26年 3月27日	赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（1事業所）
平成27年 7月 1日	環境保全協定の締結（二者協定1社）
平成27年12月10日	赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例制定（条例第48号）
平成28年 1月19日	環境保全協定の締結（二者協定1社）
平成28年 3月	赤穂市環境基本計画一部改訂
平成28年 3月31日	赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則改正（規則第25号）
平成31年 1月 7日	環境保全協定の締結（三者協定1社）
令和 3年 3月	赤穂市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画を含む）改定
令和 3年 5月 1日	赤穂市小規模太陽光発電設備設置事業に関する指導要綱施行
令和 4年 7月20日	赤穂市ゼロカーボンシティ宣言を表明
令和 5年 3月31日	赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例改正（条例第8号）
令和 6年 1月	赤穂市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画を含む）一部改定
令和 6年10月25日	カーボンニュートラルに関する連携協定締結（市・関西電力㈱）

令和 7年 1月29日 赤穂市レンタルルーム等施設の建築等の規制に関する指導要綱改正
令和 7年 3月19日 赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則改正（規則第12号）

資料編

資料編目次

1. 環境基準	1
2. 大気汚染関係広報発令基準	6
3. 気象	7
表 3－1 風速階級別出現状況	7
4. 大気環境濃度測定結果	8
表 4－1 二酸化硫黄濃度測定結果	8
表 4－2 浮遊粒子状物質濃度測定結果	11
表 4－3 一酸化窒素濃度測定結果	14
表 4－4 二酸化窒素濃度測定結果	16
表 4－5 窒素酸化物濃度測定結果	20
表 4－6 オキシダント濃度測定結果	23
表 4－7 降下ばいじん量の経年変化	24
表 4－8 降下ばいじん中の主要成分測定結果	25
5. 河川・海域水質等調査結果	26
表 5－1 河川水質調査結果（定例調査）	26
表 5－2 中ノ谷川水質調査結果	27
表 5－3 地先海域の水質・底質経年変化	28
6. 自動車騒音常時監視調査結果	32
表 6－1 道路種類別の面的評価結果（戸数）	32
表 6－2 道路種類別の面的評価結果（割合）	32
表 6－3 路線別の面的評価結果（戸数）	33
表 6－4 路線別の面的評価結果（割合）	33

1. 環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること	
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備 考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 µm 以下のものをいう。
- 2 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 µm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

(注) 人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に適用する。

② 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (D0)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全	6.5以上8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水 浴	6.5以上8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道3級 水産2級	6.5以上8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級	6.5以上8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農 業 用 水	6.0以上8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0以上8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2 mg/L 以上	—

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 海域

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (D0)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水産1級 水 浴	7.8以上8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	検出されないこと
B	水産2級 工 業 用 水	7.8以上8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環 境 保 全	7.0以上8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(3) 騒音に係る環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A A	5 0 デシベル 以 下	4 0 デシベル 以 下
A 及び B	5 5 デシベル 以 下	4 5 デシベル 以 下
C	6 0 デシベル 以 下	5 0 デシベル 以 下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 0 デシベル 以 下	5 5 デシベル 以 下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	6 5 デシベル 以 下	6 0 デシベル 以 下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
7 0 デシベル以下	6 5 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

第1 環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値
I 主として住居の用に供される地域	70デシベル以下
II 商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75デシベル以下

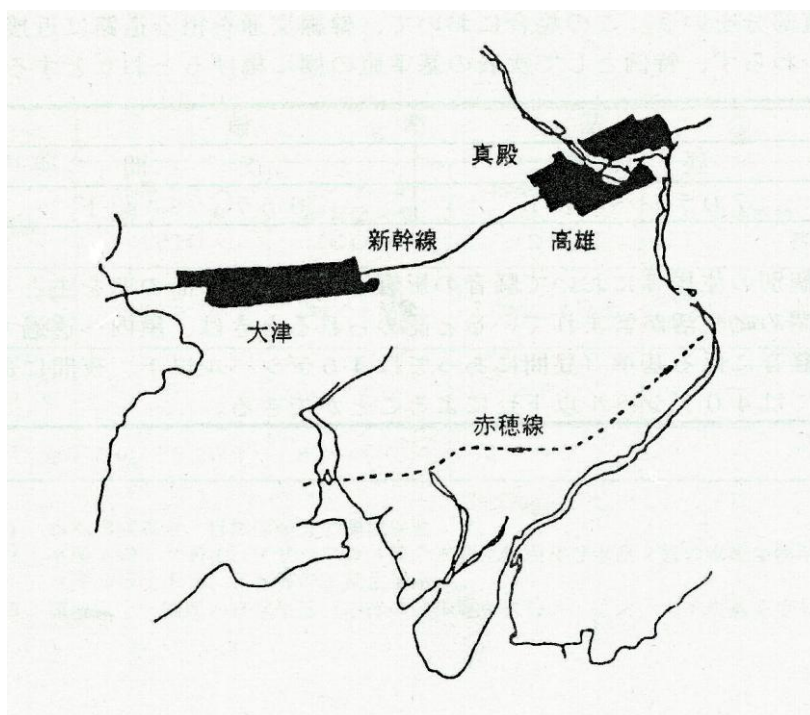
第2 達成目標期間

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達 成 目 標 期 間		
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80デシベル以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに
b	75デシベルを超え 80デシベル未満の区域	イ 7年以内 ロ 10年以内	開業時から3年以内	
c	70デシベルを超え 75デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内	

備考 イとは地域の類型 I に該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

(注) 赤穂市内の区域は第 I 類型である。なお環境基準に係る地域指定図は下図のとおりである。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定図



(5) 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。
有 機 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒 素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。
総 水 銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジメチル	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水質の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下
水質の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

2. 大気汚染関係広報発令基準

汚 染 物 質	広報の区分	発令基準	工場等の 対応措置	摘要
オキシダント	予 報	気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあると判断されるとき。	窒素酸化物排出量を 20%以上削減	広報発令基準および工場等の対応措置は、兵庫県「光化学スモッグ緊急時対策実施要領」によるものである。
	注 意 報	1 時間平均値が 0.12ppm 以上の濃度になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	同上	
	警 報	1 時間平均値が 0.24ppm 以上の濃度になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	同上	
	重 大 警 報	1 時間平均値が 0.40ppm 以上の濃度になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	窒素酸化物排出量を 40%以上削減	

光化学スモッグ緊急時対策措置事項

区 分	措 置
予 報	1. 工場・事業場は、燃料使用量の削減並びに低窒素燃料への転換等により窒素酸化物排出量を通常の 20%以上削減すること。 2. 揮発性有機化合物（VOC）の使用は、可能なかぎり抑制すること。 3. 不要不急の自動車の運転を自粛すること。
注 意 報	上記措置の徹底及び確認
警 報	上記措置の徹底及び確認
重 大 警 報	1. 工場・事業場は、窒素酸化物排出量を通常の 40%以上削減すること。 2. 揮発性有機化合物（VOC）の使用は、可能なかぎり抑制すること。 3. 自動車の運転者は公安委員会の指示に従うこと。

光化学スモッグ広報等発令時における周知事項

1. 学校及び施設では、できるだけ屋外での運動をさけ、屋内に入ること。 2. 目に、刺激や痛みを感じた人は、洗眼する。 3. のど、鼻に刺激や痛みを感じた人は、うがいをする。 4. 症状のひどい人は、医師の手当てを受ける。
--

3. 気象

表3-1 風速階級別出現状況

(単位:時間)

風 測定地点 速(m/s) 月	市 役 所					塩 屋 監 視 局					尾 崎 監 視 局				
	4～6	7～9	10～12	1～3	年間	4～6	7～9	10～12	1～3	年間	4～6	7～9	10～12	1～3	年間
0.0 ～ 0.3	69	80	57	53	259	98	64	51	149	362	116	66	63	129	374
0.4 ～ 0.9	426	499	381	411	1717	521	469	412	443	1845	413	429	416	465	1723
1.0 ～ 1.9	674	596	737	550	2557	678	758	844	593	2873	685	681	734	543	2643
2.0 ～ 2.9	405	400	387	324	1516	496	527	528	431	1982	489	614	408	345	1856
3.0 ～ 3.9	274	352	280	250	1156	240	292	250	289	1071	248	279	244	293	1064
4.0 ～ 4.9	145	168	178	207	698	92	74	82	141	389	99	79	123	193	494
5.0 ～ 5.9	67	54	86	152	359	37	20	27	74	158	59	31	64	112	266
6.0 ～ 6.9	62	32	58	109	261	18	3	8	27	56	35	16	24	49	124
7.0 ～ 7.9	36	11	31	53	131	3	1	1	11	16	27	12	3	22	64
8.0 ～ 8.9	13	11	6	29	59	0	0	0	2	2	7	1	1	8	17
9.0 ～ 9.9	11	4	3	17	35	0	0	0	0	0	5	0	0	1	6
10.0 以上	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
総測定時間	2182	2207	2204	2159	8752	2183	2208	2203	2160	8754	2184	2208	2080	2160	8632
風 測定地点 速(m/s) 月	天 和 監 視 局					坂 越 監 視 局					高 雄 監 視 局				
	4～6	7～9	10～12	1～3	年間	4～6	7～9	10～12	1～3	年間	4～6	7～9	10～12	1～3	年間
0.0 ～ 0.3	107	65	98	112	382	44	43	26	51	164	84	96	47	55	282
0.4 ～ 0.9	598	605	590	476	2269	291	320	281	317	1209	667	697	727	573	2664
1.0 ～ 1.9	704	761	670	504	2639	822	862	756	647	3087	671	718	837	734	2960
2.0 ～ 2.9	424	460	402	404	1690	627	613	691	562	2493	304	361	305	329	1299
3.0 ～ 3.9	189	196	237	313	935	226	232	289	294	1041	270	268	156	227	921
4.0 ～ 4.9	76	66	122	178	442	90	80	110	162	442	123	50	78	128	379
5.0 ～ 5.9	33	36	48	108	225	45	38	36	83	202	46	14	36	66	162
6.0 ～ 6.9	13	13	28	39	93	22	16	11	30	79	13	4	14	29	60
7.0 ～ 7.9	12	0	7	16	35	9	3	3	10	25	3	0	3	11	17
8.0 ～ 8.9	11	4	0	8	23	6	1	0	3	10	2	0	2	7	11
9.0 ～ 9.9	7	2	1	1	11	1	0	0	1	2	0	0	0	1	1
10.0 以上	10	0	0	1	11	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
総測定時間	2184	2208	2203	2160	8755	2184	2208	2203	2160	8755	2183	2208	2205	2160	8756
風 測定地点 速(m/s) 月	大 津 監 視 局					有 年 監 視 局					下 水 管 理 セ ン タ ー				
	4～6	7～9	10～12	1～3	年間	4～6	7～9	10～12	1～3	年間	4～6	7～9	10～12	1～3	年間
0.0 ～ 0.3	85	87	44	66	282	229	206	229	192	856	23	18	10	17	68
0.4 ～ 0.9	424	522	343	319	1608	698	781	829	651	2959	204	235	114	176	729
1.0 ～ 1.9	800	841	889	756	3286	657	649	704	621	2631	724	726	636	502	2588
2.0 ～ 2.9	458	467	466	407	1798	334	287	239	288	1148	637	620	715	515	2487
3.0 ～ 3.9	228	214	230	268	940	189	215	109	184	697	270	330	354	298	1252
4.0 ～ 4.9	110	47	125	152	434	48	55	54	101	258	121	139	165	233	658
5.0 ～ 5.9	53	16	69	80	218	16	15	23	67	121	89	74	109	172	444
6.0 ～ 6.9	17	12	27	70	126	7	0	14	32	53	37	40	55	114	246
7.0 ～ 7.9	6	1	12	28	47	2	0	3	21	26	38	14	31	68	151
8.0 ～ 8.9	1	0	2	10	13	1	0	1	1	3	16	11	9	41	77
9.0 ～ 9.9	2	0	0	3	5	3	0	0	0	3	11	1	5	12	29
10.0 以上	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	14	0	0	8	22
総測定時間	2184	2207	2208	2159	8758	2184	2208	2205	2158	8755	2184	2208	2203	2156	8751

$$\begin{array}{c} | \\ \infty \\ | \end{array}$$

測 定 局	項 目		令和6年									令和7年			6年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市役所	有効測定日数	日	30	31	30	29	31	30	31	30	31	31	28	31	363
	測定時間	時間	716	739	716	710	740	716	735	714	740	739	668	740	8673
	月平均値	ppm	0	0	0.001	0.001	0	0.001	0	0	0	0	0	0.001	0
	1時間値が0.1ppmを超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.005	0.006	0.004	0.007	0.007	0.011	0.003	0.002	0.004	0.006	0.004	0.013	0.013
	日平均値の最高値	ppm	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.003	0.003
塩屋	有効測定日数	日	30	31	30	30	31	30	31	30	31	31	28	29	362
	測定時間	時間	714	736	715	731	739	714	735	711	740	739	668	710	8652
	月平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値が0.1ppmを超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.005	0.006	0.006	0.005	0.004	0.007	0.004	0.006	0.004	0.006	0.003	0.006	0.007
	日平均値の最高値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
尾崎	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	30	27	31	363
	測定時間	時間	719	744	720	740	744	720	744	720	740	738	663	740	8732
	月平均値	ppm	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.003	0.004	0.002	0.001	0.004
	1時間値が0.1ppmを超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.013	0.012	0.01	0.011	0.011	0.01	0.008	0.008	0.008	0.011	0.008	0.006	0.013
	日平均値の最高値	ppm	0.008	0.008	0.006	0.007	0.007	0.007	0.005	0.005	0.005	0.006	0.005	0.002	0.008

測 定 局	項 目		令和6年									令和7年			6年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
天和	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	時間	716	739	716	735	740	715	737	712	740	738	666	737	8691
	月 平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値が0.1ppmを 超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 平均値が0.04ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.005	0.006	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.004	0.004	0.006	0.003	0.006	0.006
	日 平均値の最高値	ppm	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003
坂越	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	時間	720	744	720	740	744	720	744	720	738	744	672	741	8747
	月 平均値	ppm	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003	0.004	0.003	0.004	0.003
	1時間値が0.1ppmを 超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 平均値が0.04ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.012	0.011	0.01	0.009	0.008	0.009	0.006	0.006	0.009	0.01	0.007	0.009	0.012
	日 平均値の最高値	ppm	0.007	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.003	0.003	0.004	0.005	0.006	0.007	0.007
大津	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	30	363
	測定時間	時間	716	739	716	736	740	716	739	710	740	739	668	732	8691
	月 平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値が0.1ppmを 超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 平均値が0.04ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.005	0.006	0.004	0.003	0.003	0.005	0.002	0.002	0.005	0.005	0.003	0.006	0.006
	日 平均値の最高値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

測 定 局	項 目		令和6年									令和7年			6年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有年	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	30	31	28	31	364
	測定時間	時間	720	743	720	740	744	720	744	720	737	744	672	741	8745
	月平均値	ppm	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004
	1時間値が0.1ppmを超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.011	0.01	0.01	0.009	0.009	0.011	0.006	0.005	0.008	0.009	0.008	0.011	0.011
	日平均値の最高値	ppm	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.003	0.004	0.005	0.006	0.007	0.007
高雄	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	時間	720	742	720	740	744	720	744	718	739	744	672	739	8742
	月平均値	ppm	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004
	1時間値が0.1ppmを超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.017	0.012	0.009	0.011	0.01	0.011	0.006	0.005	0.009	0.011	0.008	0.012	0.017
	日平均値の最高値	ppm	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005	0.004	0.003	0.004	0.006	0.006	0.007	0.008

表 4－2 浮遊粒子状物質濃度測定結果

測 定 局	項 目		令和6年									令和7年			6年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市役所	有効測定日数	日	30	31	30	29	31	30	31	30	31	31	28	31	363
	測定時間	時間	719	743	719	732	742	719	741	719	743	743	671	743	8734
	月 平均値	mg/m ³	0.014	0.011	0.012	0.018	0.015	0.015	0.008	0.009	0.007	0.011	0.01	0.014	0.012
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.074	0.033	0.055	0.07	0.065	0.063	0.036	0.036	0.033	0.044	0.043	0.061	0.074
	日 平均値の最高値	mg/m ³	0.052	0.017	0.025	0.029	0.035	0.042	0.016	0.02	0.015	0.032	0.032	0.038	0.052
塩屋	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	29	363
	測定時間	時間	719	742	719	740	743	720	743	717	743	743	671	716	8716
	月 平均値	mg/m ³	0.017	0.012	0.012	0.016	0.015	0.014	0.008	0.008	0.008	0.01	0.009	0.014	0.012
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.114	0.043	0.055	0.052	0.055	0.061	0.037	0.04	0.064	0.067	0.055	0.08	0.114
	日 平均値の最高値	mg/m ³	0.084	0.022	0.026	0.028	0.034	0.036	0.016	0.016	0.018	0.03	0.028	0.034	0.084
尾崎	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	30	27	31	363
	測定時間	時間	719	743	719	739	743	720	743	719	739	737	667	744	8732
	月 平均値	mg/m ³	0.019	0.013	0.014	0.021	0.017	0.016	0.008	0.008	0.006	0.011	0.013	0.018	0.014
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.126	0.045	0.051	0.06	0.058	0.053	0.034	0.039	0.041	0.069	0.052	0.062	0.126
	日 平均値の最高値	mg/m ³	0.088	0.022	0.033	0.036	0.034	0.04	0.014	0.025	0.017	0.041	0.038	0.052	0.088

測 定 局	項 目		令和6年									令和7年			6年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
天和	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	時間	719	742	718	741	743	719	743	720	742	743	670	739	8739
	月平均値	mg/m ³	0.017	0.013	0.013	0.017	0.015	0.013	0.008	0.008	0.006	0.009	0.009	0.015	0.012
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.094	0.047	0.044	0.049	0.051	0.063	0.026	0.035	0.033	0.057	0.048	0.08	0.094
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.062	0.022	0.031	0.029	0.03	0.036	0.017	0.023	0.02	0.038	0.035	0.043	0.062
坂越	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	時間	719	743	719	740	743	719	743	719	738	742	671	741	8737
	月平均値	mg/m ³	0.019	0.013	0.015	0.021	0.02	0.018	0.009	0.009	0.008	0.012	0.01	0.017	0.014
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.113	0.041	0.054	0.059	0.069	0.071	0.032	0.044	0.049	0.059	0.063	0.07	0.113
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.083	0.022	0.032	0.033	0.042	0.046	0.018	0.025	0.02	0.043	0.037	0.048	0.083
大津	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	30	364
	測定時間	時間	719	743	719	741	743	720	743	717	743	743	671	738	8740
	月平均値	mg/m ³	0.016	0.012	0.013	0.018	0.016	0.014	0.009	0.009	0.008	0.011	0.01	0.014	0.013
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.088	0.034	0.057	0.05	0.066	0.057	0.033	0.031	0.034	0.047	0.042	0.059	0.088
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.063	0.019	0.027	0.03	0.037	0.04	0.016	0.021	0.017	0.035	0.03	0.038	0.063

測 定 局	項 目		令和6年									令和7年			6年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有年	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	30	31	28	31	364
	測定時間	時間	719	742	720	739	743	719	743	719	737	743	670	740	8734
	月 平均値	mg/m ³	0.015	0.011	0.011	0.017	0.016	0.014	0.007	0.006	0.006	0.007	0.008	0.013	0.011
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.132	0.052	0.052	0.066	0.071	0.079	0.042	0.06	0.046	0.060	0.055	0.068	0.132
	日 平均値の最高値	mg/m ³	0.082	0.018	0.022	0.032	0.037	0.04	0.015	0.012	0.013	0.026	0.03	0.041	0.082
高雄	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	時間	719	741	719	740	740	719	743	719	738	743	671	739	8731
	月 平均値	mg/m ³	0.015	0.010	0.012	0.019	0.017	0.015	0.007	0.007	0.006	0.009	0.009	0.013	0.012
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.116	0.033	0.056	0.065	0.068	0.072	0.04	0.034	0.033	0.055	0.049	0.062	0.116
	日 平均値の最高値	mg/m ³	0.083	0.02	0.027	0.033	0.043	0.046	0.014	0.016	0.014	0.035	0.032	0.038	0.083

表 4－3　－酸化窒素濃度測定結果

測 定 局	項 目		令和6年									令和7年			6年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市役所	有効測定日数	日	30	31	30	29	31	30	31	30	31	31	28	31	363
	測定時間	時間	716	739	716	711	740	716	736	715	740	739	668	740	8676
	月平均値	ppm	0	0	0	0.001	0	0.001	0	0	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値の最高値	ppm	0.005	0.006	0.005	0.014	0.005	0.012	0.004	0.006	0.007	0.008	0.014	0.006	0.014
	日平均値の最高値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002
塩屋	有効測定日数	日	30	31	30	30	31	30	31	29	31	31	28	29	361
	測定時間	時間	715	736	716	732	740	716	739	710	740	739	668	713	8664
	月平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
	1時間値の最高値	ppm	0.009	0.007	0.008	0.015	0.01	0.012	0.007	0.007	0.01	0.013	0.011	0.012	0.015
	日平均値の最高値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.004	0.002	0.004	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004
尾崎	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	時間	716	739	716	738	740	716	739	713	740	739	668	736	8700
	月平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値の最高値	ppm	0.005	0.005	0.004	0.011	0.006	0.006	0.005	0.004	0.007	0.008	0.006	0.007	0.011
	日平均値の最高値	ppm	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
天和	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	時間	716	739	716	738	740	716	739	714	740	739	667	736	8700
	月平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
	1時間値の最高値	ppm	0.012	0.052	0.021	0.014	0.009	0.014	0.005	0.018	0.047	0.027	0.01	0.018	0.052
	日平均値の最高値	ppm	0.002	0.007	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003	0.012	0.004	0.003	0.004	0.012

測 定 局	項 目		令和6年									令和7年			6年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
坂越	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	26	30	31	28	31	360
	測定時間	時間	720	744	720	739	744	719	744	639	733	744	671	739	8656
	月平均値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.01	0.011	0.006	0.012	0.008	0.013	0.008	0.018	0.011	0.013	0.017	0.009	0.018
	日平均値の最高値	ppm	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	0.005
大津	有効測定日数	日	30	31	30	30	31	30	31	29	31	31	28	29	361
	測定時間	時間	716	738	716	733	740	716	739	708	740	739	668	705	8658
	月平均値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.013	0.016	0.013	0.02	0.018	0.018	0.018	0.024	0.028	0.025	0.02	0.029	0.029
	日平均値の最高値	ppm	0.003	0.004	0.003	0.005	0.005	0.006	0.006	0.006	0.008	0.006	0.003	0.006	0.008
有年	有効測定日数	日	30	31	30	30	31	30	31	30	31	31	22	30	357
	測定時間	時間	716	738	716	732	740	716	739	715	734	739	544	733	8562
	月平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.004	0.003	0.002	0.002	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.015	0.016	0.005	0.013	0.013	0.02	0.015	0.024	0.029	0.03	0.043	0.019	0.043
	日平均値の最高値	ppm	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.005	0.004	0.005	0.009	0.01	0.008	0.004	0.01
高雄	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	30	31	28	31	364
	測定時間	時間	720	742	720	740	744	720	744	720	735	744	671	739	8739
	月平均値	ppm	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.011	0.014	0.008	0.01	0.008	0.016	0.008	0.009	0.017	0.011	0.01	0.008	0.017
	日平均値の最高値	ppm	0.003	0.004	0.003	0.004	0.003	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003	0.004

表 4－4 二酸化窒素濃度測定結果

測 定 局	項 目		令和6年									令和7年			6年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市役所	有効測定日数	日	30	31	30	29	31	30	31	30	31	31	28	31	363
	測定時間	時間	716	739	716	711	740	716	736	715	740	739	668	740	8676
	月平均値	ppm	0.006	0.004	0.005	0.006	0.004	0.004	0.004	0.005	0.006	0.007	0.006	0.007	0.005
	1時間値の最高値	ppm	0.022	0.017	0.017	0.017	0.016	0.019	0.017	0.02	0.022	0.025	0.025	0.025	0.025
	日平均値の最高値	ppm	0.012	0.008	0.009	0.01	0.006	0.007	0.009	0.009	0.01	0.017	0.018	0.013	0.018
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩屋	有効測定日数	日	30	31	30	30	31	30	31	29	31	31	28	29	361
	測定時間	時間	715	736	716	732	740	716	739	710	740	739	668	713	8664
	月平均値	ppm	0.008	0.006	0.006	0.007	0.005	0.005	0.005	0.007	0.008	0.008	0.007	0.008	0.007
	1時間値の最高値	ppm	0.032	0.031	0.025	0.019	0.02	0.019	0.024	0.027	0.032	0.037	0.032	0.03	0.037
	日平均値の最高値	ppm	0.015	0.012	0.011	0.013	0.01	0.011	0.01	0.013	0.013	0.02	0.021	0.019	0.021
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

測 定 局	項 目		令和6年									令和7年			6年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
坂越	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	26	30	31	28	31	360
	測定時間	時間	720	744	720	739	744	719	744	639	733	744	671	739	8656
	月平均値	ppm	0.005	0.003	0.003	0.004	0.003	0.002	0.002	0.003	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003
	1時間値の最高値	ppm	0.019	0.01	0.009	0.011	0.009	0.009	0.008	0.018	0.019	0.021	0.016	0.016	0.021
	日平均値の最高値	ppm	0.011	0.006	0.005	0.006	0.005	0.004	0.005	0.008	0.008	0.011	0.011	0.01	0.011
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大津	有効測定日数	日	30	31	30	30	31	30	31	29	31	31	28	29	361
	測定時間	時間	716	738	716	733	740	716	739	708	740	739	668	705	8658
	月平均値	ppm	0.011	0.007	0.008	0.008	0.007	0.007	0.008	0.009	0.01	0.01	0.009	0.01	0.009
	1時間値の最高値	ppm	0.029	0.032	0.033	0.029	0.036	0.036	0.029	0.03	0.036	0.037	0.038	0.034	0.038
	日平均値の最高値	ppm	0.019	0.015	0.016	0.014	0.013	0.013	0.013	0.017	0.018	0.025	0.022	0.021	0.025
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

測 定 局	項 目		令和6年									令和7年			6年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有年	有効測定日数	日	30	31	30	30	31	30	31	30	31	31	22	30	357
	測定時間	時間	716	738	716	732	740	716	739	715	734	739	544	733	8562
	月平均値	ppm	0.008	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.008	0.009	0.008	0.008	0.006
	1時間値の最高値	ppm	0.024	0.023	0.019	0.016	0.018	0.017	0.018	0.021	0.024	0.033	0.028	0.029	0.033
	日平均値の最高値	ppm	0.014	0.008	0.01	0.009	0.008	0.007	0.008	0.009	0.012	0.02	0.018	0.014	0.02
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高雄	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	30	31	28	31	364
	測定時間	時間	720	742	720	740	744	720	744	720	735	744	671	739	8739
	月平均値	ppm	0.004	0.003	0.004	0.005	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	0.004	0.003
	1時間値の最高値	ppm	0.021	0.014	0.014	0.015	0.019	0.012	0.012	0.012	0.014	0.018	0.014	0.017	0.021
	日平均値の最高値	ppm	0.009	0.006	0.006	0.008	0.007	0.005	0.006	0.005	0.006	0.01	0.01	0.008	0.01
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 4－5 窒素酸化物濃度測定結果

	項 目		令和6年									令和7年			6年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市役所	有効測定日数	日	30	31	30	29	31	30	31	30	31	31	28	31	363
	測定時間	時間	716	739	716	711	740	716	736	715	740	739	668	740	8676
	月 平均値	ppm	0.007	0.005	0.005	0.007	0.004	0.005	0.005	0.005	0.007	0.008	0.007	0.007	0.006
	1時間値の最高値	ppm	0.024	0.017	0.022	0.026	0.016	0.019	0.018	0.022	0.023	0.027	0.029	0.026	0.029
	日 平均値の最高値	ppm	0.013	0.009	0.01	0.011	0.007	0.008	0.01	0.01	0.012	0.018	0.019	0.014	0.019
	月 平均値 NO2/(NO+NO2)	%	93.2	92.5	92.3	85.3	89.9	87	92.4	91.6	90	91	91.3	93.1	90.8
塩屋	有効測定日数	日	30	31	30	30	31	30	31	29	31	31	28	29	361
	測定時間	時間	715	736	716	732	740	716	739	710	740	739	668	713	8664
	月 平均値	ppm	0.009	0.007	0.007	0.009	0.006	0.007	0.007	0.008	0.009	0.01	0.009	0.01	0.008
	1時間値の最高値	ppm	0.033	0.032	0.027	0.027	0.026	0.022	0.025	0.029	0.038	0.039	0.033	0.038	0.039
	日 平均値の最高値	ppm	0.017	0.014	0.013	0.017	0.012	0.013	0.011	0.015	0.015	0.023	0.023	0.022	0.023
	月 平均値 NO2/(NO+NO2)	%	88.9	85.7	85.7	77.8	83.3	71.4	83.3	87.5	80.0	80.0	87.5	88.9	87.5
尾崎	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	時間	716	739	716	738	740	716	739	713	740	739	668	736	8700
	月 平均値	ppm	0.008	0.006	0.006	0.007	0.005	0.005	0.005	0.006	0.007	0.008	0.008	0.008	0.007
	1時間値の最高値	ppm	0.025	0.02	0.018	0.024	0.015	0.018	0.024	0.02	0.024	0.026	0.037	0.023	0.037
	日 平均値の最高値	ppm	0.013	0.01	0.01	0.01	0.008	0.008	0.01	0.009	0.01	0.016	0.022	0.016	0.022
	月 平均値 NO2/(NO+NO2)	%	87.5	80.0	83.3	85.7	80.0	80.0	80.0	80.0	85.7	87.5	87.5	87.5	83.3

測 定 局	項 目		令和6年									令和7年			6年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
天和	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	時間	716	739	716	738	740	716	739	714	740	739	667	736	8700
	月平均値	ppm	0.009	0.006	0.006	0.007	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006	0.007	0.006	0.008	0.006
	1時間値の最高値	ppm	0.034	0.072	0.028	0.027	0.024	0.023	0.024	0.038	0.058	0.052	0.036	0.037	0.072
	日平均値の最高値	ppm	0.017	0.013	0.01	0.009	0.008	0.007	0.013	0.014	0.02	0.019	0.021	0.017	0.021
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	87.5	83.3	83.3	71.4	80.0	80.0	80.0	80.0	66.7	71.4	83.3	87.5	83.3
坂越	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	26	30	31	28	31	360
	測定時間	時間	720	744	720	739	744	719	744	639	733	744	671	739	8656
	月平均値	ppm	0.006	0.005	0.005	0.006	0.004	0.004	0.004	0.005	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005
	1時間値の最高値	ppm	0.022	0.018	0.013	0.021	0.014	0.016	0.014	0.034	0.023	0.025	0.023	0.022	0.034
	日平均値の最高値	ppm	0.013	0.01	0.008	0.009	0.007	0.007	0.008	0.013	0.012	0.014	0.015	0.012	0.015
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	71.4	60.0	60.0	66.7	60.0	50.0	66.7	60.0	66.7	66.7	60.0	66.7	60.0
大津	有効測定日数	日	30	31	30	30	31	30	31	29	31	31	28	29	361
	測定時間	時間	716	738	716	733	740	716	739	708	740	739	668	705	8658
	月平均値	ppm	0.012	0.009	0.01	0.011	0.009	0.009	0.01	0.012	0.013	0.012	0.011	0.012	0.011
	1時間値の最高値	ppm	0.038	0.044	0.042	0.041	0.046	0.04	0.039	0.052	0.062	0.056	0.051	0.053	0.062
	日平均値の最高値	ppm	0.021	0.017	0.02	0.019	0.015	0.016	0.019	0.022	0.026	0.03	0.025	0.027	0.03
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	84.6	77.8	80.0	72.7	77.8	77.8	80.0	75.0	76.9	83.3	81.8	83.3	81.8

測 定 局	項 目		令和6年									令和7年			6年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有年	有効測定日数	日	30	31	30	30	31	30	31	30	31	31	22	30	357
	測定時間	時間	716	738	716	732	740	716	739	715	734	739	544	733	8562
	月平均値	ppm	0.009	0.006	0.007	0.007	0.006	0.007	0.007	0.008	0.012	0.011	0.011	0.009	0.008
	1時間値の最高値	ppm	0.031	0.026	0.02	0.023	0.022	0.025	0.024	0.034	0.05	0.059	0.068	0.038	0.068
	日平均値の最高値	ppm	0.015	0.01	0.011	0.011	0.01	0.01	0.012	0.014	0.019	0.03	0.021	0.017	0.03
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	88.9	83.3	85.7	71.4	71.4	71.4	71.4	75.0	66.7	75.0	80.0	80.0	75.0
高雄	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	30	31	28	31	364
	測定時間	時間	720	742	720	740	744	720	744	720	735	744	671	739	8739
	月平均値	ppm	0.006	0.005	0.005	0.007	0.005	0.005	0.004	0.004	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	1時間値の最高値	ppm	0.026	0.023	0.018	0.019	0.023	0.022	0.016	0.021	0.021	0.029	0.021	0.02	0.029
	日平均値の最高値	ppm	0.012	0.01	0.009	0.012	0.008	0.009	0.01	0.008	0.009	0.014	0.012	0.01	0.014
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	66.7	75.0	66.7	71.4	66.7	60.0	75.0	75.0	60.0	66.7	75.0	66.7	60.0

表４－６ オキシダント濃度測定結果

測 定 局	項 目		令和6年									令和7年			6年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市役所	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	30	30	31	31	26	31	362
	昼間測定時間	時間	450	465	450	465	465	450	462	450	465	465	412	465	5464
	昼間の1時間の月平均値	ppm	0.047	0.049	0.047	0.033	0.036	0.034	0.034	0.029	0.03	0.032	0.036	0.042	0.037
	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数と 時間数	日	15	16	19	6	13	10	5	0	0	0	1	7	92
		時間	78	86	102	20	69	58	16	0	0	0	6	58	493
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日数と時 間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値 の最高値	ppm	0.077	0.092	0.097	0.091	0.095	0.098	0.071	0.055	0.053	0.052	0.067	0.093	0.098
	昼間の日最高1時間値 の月間平均値	ppm	0.062	0.063	0.063	0.05	0.055	0.054	0.049	0.041	0.04	0.042	0.044	0.054	0.051
有年	有効測定日数	日	28	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	362
	昼間測定時間	時間	443	465	450	465	465	450	465	445	464	465	420	465	5462
	昼間の1時間の月平均値	ppm	0.04	0.045	0.041	0.03	0.031	0.029	0.027	0.022	0.025	0.028	0.033	0.039	0.032
	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数と 時間数	日	11	15	14	8	9	8	5	0	0	0	1	6	77
		時間	39	75	55	23	41	41	8	0	0	0	5	52	339
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日数と時 間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値 の最高値	ppm	0.072	0.09	0.082	0.075	0.102	0.096	0.069	0.048	0.051	0.057	0.065	0.089	0.102
	昼間の日最高1時間値 の月間平均値	ppm	0.057	0.06	0.058	0.052	0.053	0.052	0.046	0.038	0.04	0.043	0.045	0.053	0.05

表４－７ 降下ばいじん量の経年変化

(単位: t／km2／月)																	
測 定 地 点	測定開始 年 月	区分	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
天 和 (集 会 所)※	41.12 (58. 4)	最高	4.76	7.48	6.77	5.53	4.90	4.89	3.48	4.20	6.87	3.70	3.49	3.96	5.68	4.37	4.46
		最低	0.50	0.54	1.14	1.01	1.51	1.07	1.13	0.87	0.74	0.86	0.14	0.33	0.33	0.79	0.56
		平均	2.21	3.42	3.32	2.82	2.71	2.63	2.02	2.06	2.58	2.37	1.63	1.57	2.05	2.21	2.21
折 方 (監 視 局)	41.12 (58. 4)	最高	6.34	6.64	5.21	5.75	4.70	5.13	3.73	4.07	4.82	3.18	5.02	4.63	3.34	4.07	7.85
		最低	0.41	0.57	0.93	0.75	0.84	0.69	1.15	0.83	0.57	0.80	0.13	0.28	0.28	0.84	0.31
		平均	3.04	2.72	2.89	2.65	2.61	2.19	1.87	1.85	2.05	1.83	1.79	1.86	1.72	2.24	1.98
大 津 (監 視 局)	47. 6	最高	4.18	6.14	4.09	4.70	3.80	4.41	2.64	4.00	3.06	3.40	4.75	3.37	3.84	4.38	4.66
		最低	0.74	0.30	0.54	0.89	0.81	0.89	0.83	1.02	0.56	0.77	0.07	0.36	0.44	1.01	1.09
		平均	2.28	2.24	2.17	2.41	2.27	2.60	1.72	1.89	1.71	1.95	1.72	1.58	1.80	2.34	2.38
塩 屋 (監 視 局)	40. 7	最高	5.10	7.16	5.26	5.19	3.04	4.36	2.81	3.97	3.21	2.66	3.72	3.65	2.99	3.55	3.09
		最低	0.82	0.21	0.60	1.21	0.75	0.67	0.80	0.72	0.72	0.34	0.11	0.39	0.33	0.59	0.48
		平均	2.61	2.61	2.40	2.88	2.10	2.53	1.71	1.88	1.83	1.79	1.55	1.38	1.64	1.80	1.74
加里屋 (市 役 所)	39.11	最高	4.09	7.34	4.07	5.93	3.15	5.09	3.25	3.75	2.73	3.69	3.54	4.35	7.09	4.89	4.11
		最低	0.50	0.33	0.17	0.79	0.84	0.65	1.02	0.85	0.83	0.92	0.08	0.42	0.56	1.02	0.25
		平均	1.97	2.53	2.23	2.49	2.24	2.19	1.89	1.95	1.79	1.96	1.68	1.88	2.35	2.46	1.89
千 鳥 (下水処理場)	61. 4	最高	5.53	9.09	3.82	4.94	6.43	4.21	2.89	3.97	6.18	2.61	3.68	3.91	4.52	4.24	4.72
		最低	0.86	0.66	0.41	1.04	0.90	0.97	0.99	1.20	1.12	0.78	0.00	0.50	0.77	0.48	0.11
		平均	2.30	2.94	2.25	2.43	2.84	2.61	1.75	1.98	2.36	1.80	2.00	2.03	2.08	2.51	2.50
尾 崎 (監 視 局)	56. 5	最高	2.81	5.53	4.12	3.79	2.52	3.85	4.39	3.37	2.85	2.61	3.94	3.53	4.88	3.97	4.01
		最低	0.55	0.29	0.43	0.78	1.24	0.62	1.00	0.84	0.53	0.56	0.02	0.37	0.24	0.81	0.30
		平均	1.66	2.08	2.12	1.89	1.98	2.32	2.11	1.89	1.51	1.50	1.45	1.52	1.84	2.24	2.04
坂 越 (監 視 局)	47. 6	最高	4.12	7.37	4.79	5.06	4.80	5.53	3.89	4.26	4.81	3.19	3.49	4.53	6.22	5.95	5.40
		最低	0.76	0.42	0.42	1.02	1.16	0.70	1.02	1.15	0.84	0.84	0.21	0.54	0.34	0.65	0.75
		平均	2.36	2.62	2.61	2.60	2.54	0.86	1.93	2.31	2.27	1.90	1.37	1.94	2.28	2.33	2.46
高 雄 (監 視 局)	56. 5	最高	3.98	6.76	5.73	6.57	4.40	4.80	3.61	5.92	4.94	3.98	6.17	3.68	7.14	6.27	5.28
		最低	0.69	0.22	0.33	0.43	1.84	0.86	1.10	0.67	0.75	0.67	0.09	0.44	0.23	0.56	0.21
		平均	2.21	2.30	2.83	2.67	2.91	2.66	2.12	2.65	1.92	1.93	1.87	1.62	2.44	3.16	2.29
東 有 年 (監 視 局)	47. 6	最高	6.58	5.43	3.24	7.20	2.57	5.87	4.31	2.62	4.34	5.56	3.18	3.43	2.92	3.72	5.37
		最低	0.62	0.27	0.42	0.64	0.78	0.48	0.77	0.49	0.78	0.74	0.13	0.27	0.48	0.23	0.34
		平均	2.69	2.04	1.89	2.35	1.84	2.41	1.88	1.70	1.69	2.00	1.43	1.89	1.67	2.01	2.04
年 平 均			2.33	2.56	2.47	2.52	2.40	2.51	1.90	2.03	1.97	1.91	1.65	1.72	1.98	2.34	2.15

(注) 平均値は、各年度各測定地点の全データを算術平均したものである。※:天和(～H21;監視局)

表 4－8 降下ばいじん中の主要成分測定結果

項目 測定地点	S i (t／km ² ／月)				A l (kg／km ² ／月)				C a (kg／km ² ／月)			
	最 高	最 低	平 均	比率%	最 高	最 低	平 均	比率%	最 高	最 低	平 均	比率%
天 和	0.40	0.07	0.19	8.6	105	20	52	2.3	13	4	9	0.4
大 津	0.26	0.05	0.14	5.9	70	14	38	1.6	12	2	7	0.3
塩 屋	0.24	0.07	0.14	8.0	71	20	40	2.3	30	5	11	0.6
尾 崎	0.15	0.04	0.10	4.9	42	12	29	1.4	8	2	5	0.2
最 高	0.40			8.6	105			2.3	30			0.6
最 低		0.04		4.9		12		1.4		2		0.2
平 均			0.14	6.9			40	1.9			8	0.4

(注) 比率とは、降下ばいじん中に占める成分の割合を示す。(比率(%))＝成分量÷降下ばいじん量×100)

5. 河川・海域水質等調査結果

表5－1 河川水質調査結果（定例調査）

水 系					生活環境項目						その他の項目				
	測定地点名	月日	時刻	水温 ℃	pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌数	Cl ⁻	NH ₄ -N	NO ₂ -N	NO ₃ -N	PO ₄ -P
						mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	CFU/100mL	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	
千 種 川	檜原橋	5.21	9:50	21.1	7.7	0.7	2.4	3	10	130	4	0.02	0.008	0.43	0.02
		9.10	10:00	29.2	7.7	1.3	1.4	1	8.5	32	4	ND	0.005	0.11	0.01
		12.4	10:28	10.9	7.7	0.9	1.7	10	12	190	5	0.01	ND	0.34	0.01
		2.12	10:28	3.2	7.5	0.5	1.5	ND	13	130	11	ND	ND	0.36	0.01
	有年橋	5.21	10:05	22.2	8.0	1.0	2.1	2	6.8	110	6	0.02	0.007	0.38	0.02
		9.10	10:13	28.9	7.7	0.8	1.7	1	8.6	60	7	ND	0.005	0.17	0.01
		12.4	10:34	11.0	7.7	0.8	1.3	ND	12	70	7	0.01	ND	0.44	0.01
		2.12	10:36	3.9	7.4	0.5	1.4	ND	8.5	64	12	0.05	ND	0.40	0.01
	富原橋	5.21	10:13	21.9	7.4	1.2	2.4	2	8.3	100	5	0.01	0.010	0.37	ND
		9.10	10:21	29.8	7.8	2.6	2.0	1	8.6	38	6	ND	ND	0.14	0.01
		12.4	10:50	11.5	7.5	1.3	1.7	1	10	76	7	0.01	ND	0.48	0.01
		2.12	10:50	4.8	7.5	0.7	1.9	ND	14	10	12	0.07	0.006	0.40	0.01
	高雄橋	5.21	10:25	21.3	8.1	0.8	1.5	2	10	59	6	0.02	0.007	0.46	0.02
		9.10	10:35	30.0	7.9	2.1	1.7	1	9.1	33	6	ND	0.005	0.14	ND
		12.4	11:03	12.0	7.7	0.7	1.6	2	11	94	7	ND	ND	0.47	0.01
		2.12	11:00	4.1	7.4	0.6	1.6	1	13	ND	12	0.03	0.005	0.36	ND
	高雄橋下流	5.21	10:35	21.8	8.2	0.5	1.5	3	10	48	6	0.02	0.007	0.47	0.02
		9.10	10:50	29.8	7.8	0.9	1.6	1	8.9	120	6	ND	0.006	0.17	ND
		12.4	11:15	12.0	7.7	0.5	1.5	1	12	43	7	ND	ND	0.47	0.01
		2.12	11:10	4.9	7.4	0.6	1.3	ND	13	7	11	0.01	ND	0.35	ND
	坂越大橋	5.21	10:45	21.6	7.9	0.8	1.4	2	10	39	7	0.02	0.006	0.47	0.02
		9.10	11:20	30.1	7.6	0.8	1.7	2	9.2	17	6	ND	0.006	0.15	ND
		12.4	11:28	11.9	7.6	0.7	1.5	ND	11	88	7	0.01	ND	0.49	0.01
		2.12	11:25	4.2	7.4	0.5	1.2	ND	13	21	11	0.01	ND	0.34	ND
	新赤穂大橋	5.21	11:10	21.6	7.6	ND	1.2	2	8.9	36	1,800	0.04	0.006	0.42	0.02
		9.10	11:42	31.0	7.6	1.0	2.4	2	7.6	14	8,400	0.02	ND	0.03	0.01
		12.4	11:50	13.7	7.9	1.8	2.4	1	9.9	23	9,700	0.01	ND	0.20	ND
		2.12	11:45	4.5	8.1	0.9	2.6	1	11	ND	12,000	0.01	ND	0.09	ND
加 里 屋 川	中洲橋	5.21	11:03	22.8	7.4	1.4	3.4	10	8.8	42	7	0.08	0.017	0.37	0.02
		9.10	11:34	29.0	7.7	2.2	2.5	4	8.9	34	6	ND	ND	0.04	0.02
		12.4	11:45	11.9	7.7	0.8	2.8	2	12	52	920	0.02	0.010	0.73	0.03
		2.12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	城南橋	5.21	11:17	23.9	7.9	3.5	4.6	9	10	3	180	6.7	0.068	0.32	0.02
		9.10	11:49	30.7	8.8	0.6	2.5	3	11	5	21	ND	ND	0.02	0.05
		12.4	12:00	12.0	7.7	0.6	3.0	5	10	28	43	0.52	0.014	0.46	0.04
		2.12	11:53	7.1	7.9	18	8.1	6	10	49	1,900	84	0.27	0.98	0.02
新 川	城西橋	5.21	11:24	21.0	8.1	1.5	5.5	14	10	17	1,100	0.11	0.016	0.05	0.19
		9.10	11:55	31.9	8.5	1.2	3.6	5	11	45	180	ND	ND	0.01	0.07
		12.4	12:10	12.4	8.0	0.9	3.7	8	10	700	1,700	0.23	0.014	0.24	0.19
		2.12	11:59	7.1	8.1	3.3	5.0	5	13	68	2,100	0.40	0.005	0.01	0.08
長 谷 川	上組橋	5.21	9:20	16.3	6.9	ND	1.2	ND	10	92	5	0.01	ND	0.14	ND
		9.10	9:25	23.9	7.8	1.8	1.3	ND	8.5	340	4	ND	ND	0.14	ND
		12.4	9:50	11.9	7.2	ND	1.9	2	11	150	7	0.01	ND	0.31	ND
		2.12	9:50	3.7	7.2	0.5	1.0	2	12	15	6	0.06	ND	0.27	ND
大 津 川	船渡橋	5.21	11:40	23.9	7.8	0.8	1.7	5	10	56	19	0.03	0.008	0.53	0.01
		9.10	12:14	35.9	7.8	2.2	6.0	5	8.8	5	11,000	0.02	0.005	0.02	0.08
		12.4	13:15	14.5	7.5	0.8	2.0	2	10	150	2,700	0.01	ND	0.52	0.01
		2.12	13:25	5.9	7.9	0.7	1.2	3	13	43	4,500	ND	ND	0.24	ND
	石ヶ崎橋	5.21	11:50	23.8	8.0	2.7	3.7	6	8.7	9	11,000	0.10	0.008	0.08	0.01
		9.10	12:24	33.0	7.9	1.1	3.1	8	8.1	13	11,000	ND	ND	ND	0.05
		12.4	13:30	14.1	8.0	1.0	2.3	3	9.0	5	16,000	0.01	ND	0.04	0.01
		2.12	13:35	5.8	8.1	0.8	2.8	6	10	ND	17,000	0.01	ND	0.01	0.01
塩 屋 川	塩屋橋	5.21	11:34	23.5	8.1	2.4	7.6	34	10	330	34	0.06	0.017	0.54	0.02
		9.10	12:05	32.0	9.0	1.2	4.2	ND	10	9	46	ND	0.016	0.04	0.02
		12.4	12:20	12.9	9.0	0.8	3.0	7	15	170	19	ND	ND	0.49	0.01
		2.12	13:15	4.0	7.5	1.7	3.4	2	13	200	39	0.07	0.008	0.52	ND
矢 野 川	黒尾橋	5.21	9:35	21.1	7.4	1.1	2.9	2	9.3	310	6	0.11	0.012	0.62	0.04
		9.10	9:45	28.9	8.6	1.0	2.5	1	9.0	62	7	0.01	0.007	0.37	0.03
		12.4	10:07	11.1	7.7	ND	2.0	ND	12	250	7	0.01	0.006	0.85	0.03
		2.12	10:10	3.0	7.3	1.3	2.8	5	13	560	12	0.24	0.019	0.7	0.03
定量下限						0.5	0.5	1	0.5	1	1	0.01	0.005	0.01	0.01

(NDは定量下限未満を示す。)

表5-2 中ノ谷川水質調査結果

地点名	日時		水温	p H	B O D	C O D	S S	大腸菌数	備考
			℃		mg/L	mg/L	mg/L	CFU/100ml	
中ノ谷川	R6. 4. 16	13:25	24. 1	9. 4	1. 5	2. 6	<1	580	流水量が少なかった。
	R6. 5. 14	14:46	17. 3	7. 3	1. 2	3. 0	1	680	
	R6. 6. 18	13:21	18. 0	7. 2	31	9. 6	8	4, 000	流水量が多かった。
	R6. 7. 16	13:34	21. 0	7. 4	0. 7	2. 5	2	2, 500	
	R6. 8. 20	13:23	27. 5	7. 6	1. 4	6. 3	3	30, 000	流水量が多かった。
	R6. 9	—	—	—	—	—	—	—	渇水のため採水できなかった。
	R6. 10	—	—	—	—	—	—	—	渇水のため採水できなかった。
	R6. 11. 13	13:20	18. 9	8. 9	3. 9	4. 8	3	6, 500	流水量が少なかった。
	R6. 12	—	—	—	—	—	—	—	渇水のため採水できなかった。
	R7. 1	—	—	—	—	—	—	—	渇水のため採水できなかった。
	R7. 2	—	—	—	—	—	—	—	渇水のため採水できなかった。
	R7. 3. 12	13:25	12. 5	8. 7	2. 0	4. 1	<1	210	流水量が少なかった。

表５－３ 地先海域の水質・底質経年変化

No	地 点 名	年度	水 質					底 質									
			pH	DO mg/L	COD mg/L	大腸菌群数※ MPN/100mL	Cl ⁻ 0/00	pH	COD mg/g	強熱減量 %	Cu mg/kg	Pb mg/kg	Zn mg/kg	Cd mg/kg	Mn mg/kg	As mg/kg	T-Hg mg/kg
1	古 池 沖	H23	8.0	9.3	2.0	0	16.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		24	8.0	8.3	1.7	1.6	17.6	7.6	16.2	8.0	39	26	150	<0.5	990	11.0	0.22
		25	8.2	7.8	2.8	19.8	17.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		26	8.1	9.3	3.3	1.5	16.8	7.0	5.6	8.4	27	7	120	<0.20	830	6.8	0.09
		27	8.1	9.5	3.0	10	16.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		28	8.2	7.9	2.5	10	16.8	8.7	11.0	8.9	28	28	130	0.3	740	6.2	0.08
		29	8.1	9.0	2.4	7	18.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30	8.1	9.7	2.7	9	16.2	7.1	19.0	9.8	35	28	130	0.2	810	6.0	0.07
		R1	8.1	8.4	3.1	8	18.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		2	8.2	8.5	2.4	13	17.0	8.1	9.7	7.3	18	29	110	0.21	550	5.9	0.08
		3	8.2	8.6	2.8	9	17.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4	8.1	8.3	2.5	4	17.3	7.6	11	8.1	28	27	110	0.20	620	6.3	0.07
		5	8.1	8.2	2.1	2	18.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		6	8.1	8.6	2.3	2	18.3	7.5	9.7	13.0	25	26	130	0.3	740	7.4	0.06
2	大津川河口	H23	8.0	9.1	2.3	3.3	16.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		24	8.0	8.3	2.4	44.2	16.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		25	8.2	8.0	2.8	19	16.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		26	8.1	8.7	3.3	7.5	16.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		27	8.1	8.8	2.9	68	16.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		28	8.1	8.3	3.1	41	16.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		29	8.2	9.4	2.6	14	17.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30	8.1	9.5	2.7	22	15.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		R1	8.1	8.7	3.1	20	18.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		2	8.2	8.9	3.1	25	16.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		3	8.2	8.9	2.7	12	16.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4	8.1	8.2	2.7	13	17.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		5	8.2	8.9	2.4	7	18.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		6	8.1	8.5	2.6	6.5	18.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	江 見 ノ 鼻	H23	8.0	9.1	1.9	1	16.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		24	8.0	8.3	2.3	35.5	17.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		25	8.2	8.4	2.7	6	17.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		26	8.1	9.2	3.1	3.1	16.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		27	8.1	9.5	2.9	22	16.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		28	8.1	8.3	2.7	137	16.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		29	8.1	9.1	2.3	6	17.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30	8.1	9.4	2.8	22	16.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		R1	8.1	8.6	2.8	11	17.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		2	8.2	8.9	3.0	12	16.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		3	8.2	8.9	2.7	12	17.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4	8.1	8.4	2.6	3	17.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		5	8.2	9.3	2.4	12	18.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		6	8.1	8.5	2.6	12	18.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※環境基準が改正されたため、令和4年度より大腸菌群数(MPN/100mL)に変わり大腸菌数(CFU/100mL)を調査。

No	地 点 名	年度	水 質					底 質									
			pH	DO mg/L	COD mg/L	大腸菌群数※ MPN/100mL	Cl ⁻ 0/00	pH	COD mg/g	強熱減量 %	Cu mg/kg	Pb mg/kg	Zn mg/kg	Cd mg/kg	Mn mg/kg	As mg/kg	T-Hg mg/kg
4	江見ノ鼻沖	H23	8.1	9.1	2.8	0.5	16.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		24	8.0	8.6	2.2	1.125	17.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		25	8.2	8.2	2.5	3.8	16.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		26	8.1	9.2	3.2	4.1	16.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		27	8.1	9.7	2.5	6.9	16.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		28	8.2	8.8	2.6	6.8	26.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		29	8.2	9.5	2.3	1.8	17.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30	8.2	9.6	2.6	9	16.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		R1	8.1	9.0	2.8	10	18.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		2	8.3	8.7	2.7	14	17.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		3	8.2	9.5	3.2	12	17.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4	8.1	8.5	2.4	2	16.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		5	8.2	9.1	2.0	11	18.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	8.1	8.7	2.5	11	18.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
5	松 ノ 鼻	H23	8.0	8.8	2.0	41.8	16.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		24	8.0	8.6	2.3	15.5	16.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		25	8.2	8.0	2.7	31.9	15.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		26	8.1	8.9	3.6	417	15.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		27	8.1	9.4	2.9	862	14.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		28	8.0	8.3	3.0	255	14.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		29	8.2	9.4	2.6	277	16.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30	8.1	9.6	2.8	22	16.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		R1	8.1	8.1	2.8	120	17.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		2	8.2	8.8	3.2	229	16.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		3	8.1	8.4	3.4	215	15.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4	8.1	8.5	2.7	5	16.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		5	8.1	8.5	2.9	62	16.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	8.1	8.5	2.8	61.5	16.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
6	取 揚 島	H23	8.1	8.9	2.2	6	15.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		24	8.0	8.7	2.1	4.8	17.4	7.5	31.0	8.2	45	28	150	0.5	1,100	12.0	0.27
		25	8.2	8.4	2.6	16	15.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		26	8.2	9.4	3.3	12.5	16.4	7.1	11.0	9.3	42	12	130	<0.20	1,300	6.7	0.10
		27	8.1	9.0	2.4	14	16.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		28	8.1	8.0	2.4	75.0	16.0	8.4	20.0	8.0	44	32	150	0.4	1,000	9.2	0.09
		29	8.2	9.6	2.7	13	17.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30	8.1	9.1	2.2	31	15.2	7.1	24.0	14.0	52	38	160	0.4	1,200	17.0	0.10
		R1	8.2	8.4	2.7	14	17.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		2	8.2	8.4	2.5	73	16.5	8.1	27	10.6	28	40	130	0.45	580	11	0.11
		3	8.2	8.4	3.1	94	15.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4	8.1	8.2	2.3	3	17.5	7.7	27	11	48	37	170	0.48	1,100	10	0.10
		5	8.2	8.4	2.2	29	17.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	8.1	8.3	2.7	29	17.8	7.4	34.0	13.0	34	29	150	29.0	600	9.0	0.40		

※環境基準が改正されたため、令和4年度より大腸菌群数(MPN/100mL)に変わり大腸菌数(CFU/100mL)を調査。

No	地 点 名	年 度	水 質					底 質									
			pH	DO mg/L	COD mg/L	大腸菌群数※ MPN/100mL	Cl ⁻ 0/00	pH	COD mg/g	強熱減量 %	Cu mg/kg	Pb mg/kg	Zn mg/kg	Cd mg/kg	Mn mg/kg	As mg/kg	T-Hg mg/kg
7	千種川河口	H23	7.9	9.0	1.8	53	9.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		24	8.0	8.1	2.0	62.125	14.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		25	8.2	8.8	2.5	3,263.3	9.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		26	8.0	8.9	3.2	506.0	9.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		27	8.0	9.1	2.4	203	10.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		28	7.9	8.7	2.0	139	5.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		29	8.1	9.2	2.4	64	11.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30	8.0	8.3	2.3	23	14.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		R1	8.0	8.5	2.8	77	11.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		2	8.1	8.0	2.5	37	13.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		3	8.0	8.2	3.3	222	12.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4	8.1	8.1	2.4	4	16.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		5	8.1	8.5	2.0	12	13.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		6	8.1	8.4	2.6	11.75	13.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	御 崎 港	H23	8.0	8.9	2.1	1.5	17.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		24	8.0	8.5	2.2	3.25	17.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		25	8.1	8.2	2.5	197.5	15.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		26	8.1	8.8	3.3	327.0	17.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		27	8.1	8.8	2.3	14	16.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		28	8.2	8.1	2.3	13.0	17.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		29	8.2	9.3	2.2	6	17.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30	8.2	9.4	2.3	12	16.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		R1	8.2	8.5	2.3	23	17.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		2	8.2	8.1	2.5	16	16.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		3	8.2	8.3	2.8	12	17.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4	8.1	8.1	2.3	3	16.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		5	8.1	8.2	2.0	14	17.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		6	8.1	8.5	2.4	14.3	17.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	御 前 岩	H23	8.1	9.1	2.0	0	16.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		24	8.1	8.5	2.1	1.95	17.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		25	8.2	8.5	2.5	197.5	15.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		26	8.2	9.2	3.3	2.1	16.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		27	8.1	9.2	2.5	3.9	16.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		28	8.2	8.1	2.3	13	17.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		29	8.2	9.5	2.3	5	17.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30	8.2	9.5	2.1	9	16.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		R1	8.2	8.5	2.6	15	18.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		2	8.2	8.4	2.5	15	17.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		3	8.2	8.4	2.5	12	17.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4	8.1	8.3	2.2	3	17.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		5	8.2	8.5	1.9	5	18.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		6	8.1	8.5	2.4	4.5	18.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※環境基準が改正されたため、令和4年度より大腸菌群数(MPN/100mL)に変わり大腸菌数(CFU/100mL)を調査。

No	地 点 名	年 度	水 質					底 質									
			pH	DO mg/L	COD mg/L	大腸菌群数※ MPN/100mL	Cl ⁻ 0/00	pH	COD mg/g	強熱減量 %	Cu mg/kg	Pb mg/kg	Zn mg/kg	Cd mg/kg	Mn mg/kg	As mg/kg	T-Hg mg/kg
10	放水口地先	H23	8.0	8.8	2.1	1.7	17.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		24	8.1	8.8	2.3	0	17.5	7.6	21.9	6.9	46	27	170	<0.5	1,100	9.2	0.32
		25	8.2	8.3	2.6	0	17.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		26	8.2	9.3	3.2	4.8	17.4	7.1	11.0	11.8	53	18	170	<0.20	1,200	8.2	0.14
		27	8.1	8.3	2.3	3.9	16.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		28	8.1	7.9	2.4	13	17.3	8.5	10.0	8.7	29	29	110	0.2	1,100	6.5	0.06
		29	8.2	9.1	2.1	5	18.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30	8.1	9.4	2.4	9	17.0	6.9	26.0	15.0	43	31	160	0.5	1,500	12.0	0.15
		R1	8.2	8.7	2.4	7	18.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		2	8.2	8.6	2.5	14	17.3	8.1	22	10.9	37	46	180	0.70	960	7.9	0.16
		3	8.2	8.6	2.6	8	17.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4	8.1	8.3	2.2	3	17.5	7.6	28	12	53	40	180	0.59	1,300	8.8	0.12
		5	8.2	8.5	2.0	17	17.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		6	8.1	8.2	2.3	16.5	17.8	7.4	27.0	14.0	49	40	190	8.7	1,100	8.7	40.00
11	生 島 沖	H23	8.1	8.9	2.3	0	17.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		24	8.1	8.5	2.1	0.5	17.4	7.5	22.9	8.8	72	41	350	0.9	900	9.8	0.66
		25	8.2	8.3	2.5	6.3	17.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		26	8.2	9.4	3.3	35	16.6	6.9	7.7	10.3	65	23	240	<0.20	840	7.4	0.17
		27	8.2	9.1	2.4	2	16.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		28	8.2	8.2	2.4	6	17.5	8.4	28.0	12.1	82	57	320	1.4	980	9.5	0.24
		29	8.2	8.9	2.4	31	18.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30	8.1	9.5	2.1	19	16.7	7.0	26.0	14.0	83	58	360	1.8	760	11.0	0.26
		R1	8.1	8.7	2.5	6	18.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		2	8.3	8.7	2.6	15	17.3	8.0	26	10.9	47	61	270	1.5	690	7.4	0.26
		3	8.2	8.6	2.5	10	17.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4	8.1	8.3	2.1	1	17.3	7.6	25	13	88	62	340	1.6	920	11	0.23
		5	8.2	8.4	2.0	10	18.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		6	8.1	8.1	2.5	9.75	18.5	7.5	19.0	8.0	70	53	300	70.0	780	9.5	9.50

※環境基準が改正されたため、令和4年度より大腸菌群数(MPN/100mL)に変わり大腸菌数(CFU/100mL)を調査。

6. 自動車騒音常時監視調査結果

(1) 環境基準の達成状況（道路種類別）

表 6－1 道路種類別の面的評価結果（戸数）

道路種別	面的評価結果(全体)					面的評価結果(近接空間)					面的評価結果(非近接空間)				
	住居等 戸数 ①＋②＋ ③＋④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	昼間のみ 基準値 以下 ② (戸)	夜間のみ 基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (戸)	住居等 戸数 ①＋②＋ ③＋④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	昼間のみ 基準値 以下 ② (戸)	夜間のみ 基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (戸)	住居等 戸数 ①＋②＋ ③＋④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	昼間のみ 基準値 以下 ② (戸)	夜間のみ 基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (戸)
高速自動車国道	7	7	0	0	0	5	5	0	0	0	2	2	0	0	0
都市高速道路															
一般国道	1,213	1,126	54	5	28	427	396	17	0	14	786	730	37	5	14
都道府県道	1,460	1,460	0	0	0	554	554	0	0	0	906	906	0	0	0
4車線以上の市町村道															
その他の道路															
全体（住居等戸数）	2,680	2,593	54	5	28	986	955	17	0	14	1,694	1,638	37	5	14

※道路種類別の集計では道路交差部の住居を重複集計しているため、全市の集計結果と住居数は一致しない場合がある。

表 6－2 道路種類別の面的評価結果（割合）

道路種別	面的評価結果(全体)				面的評価結果(近接空間)				面的評価結果(非近接空間)			
	昼夜とも 基準値 以下 (%)	昼間のみ 基準値 以下 (%)	夜間のみ 基準値 以下 (%)	昼夜とも 基準値 超過 (%)	昼夜とも 基準値 以下 (%)	昼間のみ 基準値 以下 (%)	夜間のみ 基準値 以下 (%)	昼夜とも 基準値 超過 (%)	昼夜とも 基準値 以下 (%)	昼間のみ 基準値 以下 (%)	夜間のみ 基準値 以下 (%)	昼夜とも 基準値 超過 (%)
高速自動車国道	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
都市高速道路												
一般国道	92.8	4.5	0.4	2.3	92.7	4.0	0.0	3.3	92.9	4.7	0.6	1.8
都道府県道	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
4車線以上の市町村道												
その他の道路												
全体（割合）	96.8	2.0	0.2	1.0	96.9	1.7	0.0	1.4	96.7	2.2	0.3	0.8

(2) 環境基準の達成状況 (路線別)

表 6-3 路線別の面的評価結果 (戸数)

一連番号	路線名	面的評価結果(全体)					面的評価結果(近接空間)					面的評価結果(非近接空間)				
		住居等 戸数 ①+②+ ③+④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	昼間のみ 基準値 以下 ② (戸)	夜間のみ 基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (戸)	住居等 戸数 ①+②+ ③+④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	昼間のみ 基準値 以下 ② (戸)	夜間のみ 基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (戸)	住居等 戸数 ①+②+ ③+④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	昼間のみ 基準値 以下 ② (戸)	夜間のみ 基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (戸)
1	山陽自動車道	7	7	0	0	0	5	5	0	0	0	2	2	0	0	0
2	一般国道2号	148	66	54	0	28	38	7	17	0	14	110	59	37	0	14
3	一般国道250号	1,065	1,060	0	5	0	389	389	0	0	0	676	671	0	5	0
4	県道坂越御崎加里屋線	816	816	0	0	0	340	340	0	0	0	476	476	0	0	0
5	県道赤穂佐伯線	87	87	0	0	0	29	29	0	0	0	58	58	0	0	0
6	県道岡山赤穂線	42	42	0	0	0	17	17	0	0	0	25	25	0	0	0
7	県道赤穂港線	230	230	0	0	0	85	85	0	0	0	145	145	0	0	0
8	県道周世尾崎線	285	285	0	0	0	83	83	0	0	0	202	202	0	0	0

表 6-4 路線別の面的評価結果 (割合)

一連番号	路線名	面的評価結果(全体)				面的評価結果(近接空間)				面的評価結果(非近接空間)			
		昼夜とも 基準値 以下 ① (%)	昼間のみ 基準値 以下 ② (%)	夜間のみ 基準値 以下 ③ (%)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (%)	昼夜とも 基準値 以下 ① (%)	昼間のみ 基準値 以下 ② (%)	夜間のみ 基準値 以下 ③ (%)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (%)	昼夜とも 基準値 以下 ① (%)	昼間のみ 基準値 以下 ② (%)	夜間のみ 基準値 以下 ③ (%)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (%)
1	山陽自動車道	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
2	一般国道2号	44.6	36.5	0.0	18.9	18.4	44.7	0.0	36.8	53.6	33.6	0.0	12.7
3	一般国道250号	99.5	0.0	0.5	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	99.3	0.0	0.7	0.0
4	県道坂越御崎加里屋線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
5	県道赤穂佐伯線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
6	県道岡山赤穂線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
7	県道赤穂港線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
8	県道周世尾崎線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

赤穂の環境（第 5 6 号）

令和 7 年度版

令和 7 年 9 月発行

編	集	赤穂市市民部環境課
		赤穂市加里屋 8 1 番地
		TEL: 0791 (43) 6821
		FAX: 0791 (43) 6892